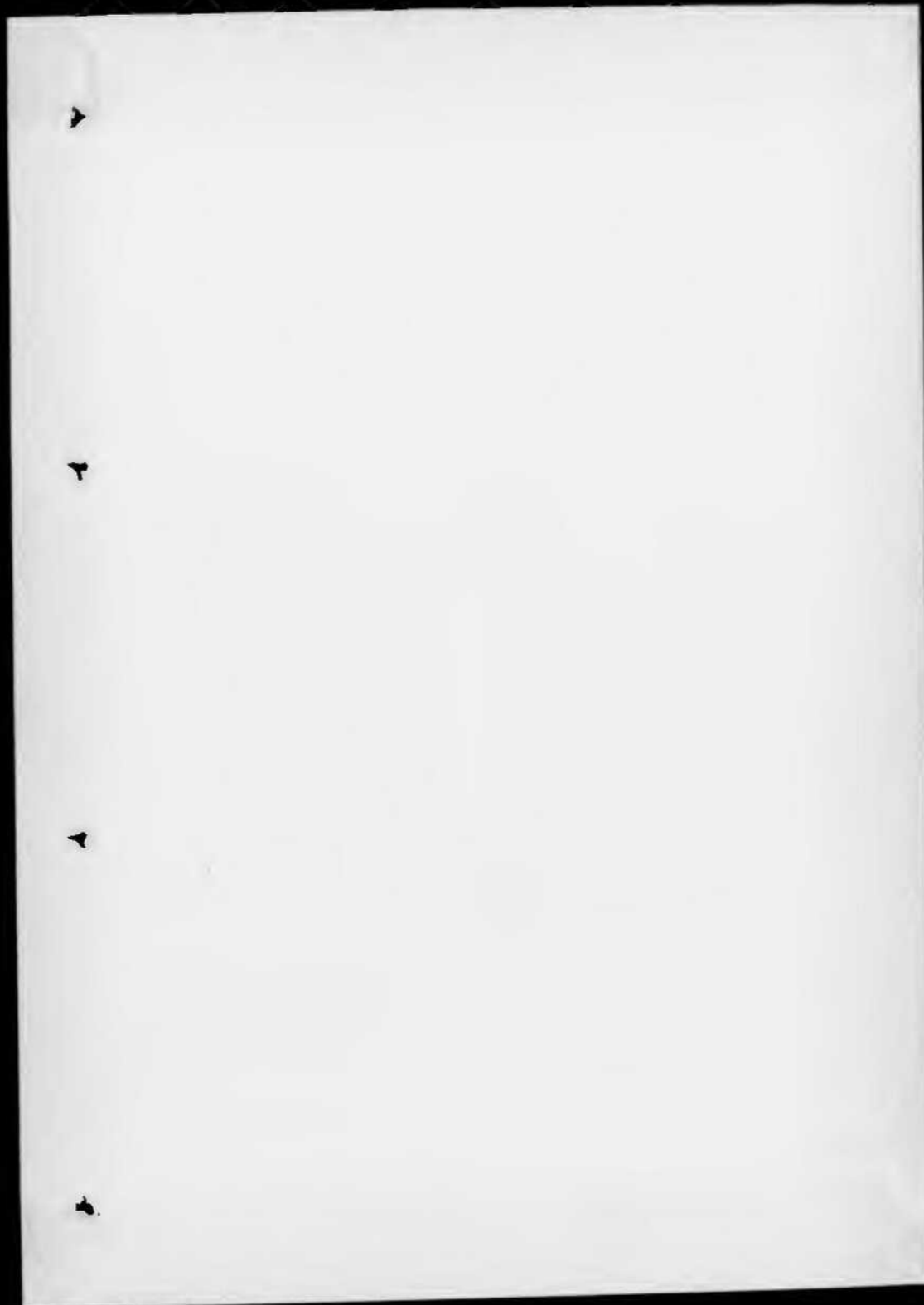


昭和十九年官制改正原議
(三)

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館	
分類	自治省 ④8
排架番号	3 A
	13-9
	273



29

内務大臣官房人事課

裏面白紙

天皇令
昭和十一年

頁数	請願年月日	公布年月日	件	名	備考
一	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
二	一六	一八	樺太被官制中の一、件	官制	官制
三	一六	一八	樺太被官制外四勅令中の一、件	官制	官制
四	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
五	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
六	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
七	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
八	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
九	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
一〇	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
一一	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
一二	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
一三	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
一四	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
一五	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
一六	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
一七	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
一八	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
一九	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
二〇	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
二一	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
二二	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
二三	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
二四	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
二五	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
二六	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
二七	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
二八	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
二九	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制
三〇	一六	一八	樺太被官制外三勅令中の一、件	官制	官制

大日本帝國政府

○目次一—五までの文書の綴にある。
六以下目別の綴にあると見られるが不明（昭四七七記）

（新上り規定規格 昭四七七記）

第 第 第 第 第 第 第 第
 號 號 號 號 號 號 號 號
 月 月 月 月 月 月 月 月
 日 日 日 日 日 日 日 日

至急

大臣 次

昭和十九年

六月十六日

決行 日 月 日 月 日 日

局長

主 査 人 事 課 長

理事官

方 長
 會計課長
 文書課長
 審査課長

總務課長

請 議 案
 樺太廳官制外三勅令中改正ノ
 要アリ別紙勅令案ヲ提出ス

三六

六十八

第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

至急
 大臣
 次官
 局長
 事務官
 理事官
 庶務官
 會計課長
 文書課長
 審査員
 庶務員

昭和十九年 六月十六日
 付 局受
 主 査 人 事 課 長

第 一 號
 三六(一)號

樺太廳官制外三勅令中改正ノ
 要アリ別紙勅令案ヲ提出ス
 請議案

裏面あり

日	月	第
號	第	第
送受	送受	送受
月	月	月
日	日	日

右閣議ヲ請フ

内閣總理大臣宛

大臣

勅令第百六十三號

(向來、各官制を以て之を令係す)

十月廿六日

第一條 樺太被官制中左ノ通改止ス

第一條第一項中、警部 專任二十八人 判任ヲ

事務官補 專任一人 判任ニ、
巡警初補 專任二十九人 判任ニ、
技手 專任
通譯 專任
巡警初補 專任

百三十五人 技手 專任百三十人
三人 通譯 專任四人
四十二人 巡警初補 專任四十四人
ニ改ム

第二十三條ノ二 事務官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

大日本帝國政府

神社ノ祭祀ニ関スルニ從事ス

第二條 樺太被醫院ノ官制中左ノ通改止ス

第二條第一項中、醫長 專任三人ヲ、
醫長 專

任之人ニ、醫官 專任七人ヲ、
醫官 專任四人ニ、

書記 專任二人 判任ヲ、
書記 專任二人 判任
看護長 專任二人 判任

ニ改ム

第七條ノ二 看護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ看護ニ

(新上ノ規定規格第一八二ノ七)

從事久

第八條中「及藥高員」ヲ「藥高員及看護婦長」ニ

改ム

第三條 樺太樞中央試驗所官制中左ノ通改正ス

第二條第一項中「技手」專任二十八人」ヲ「技手

專任二十九人」ニ改ム

第四條 初任行縣臨時職員等設置制中「左ノ通

大日本帝國政府

改正ス

第一條第一項樺太樞一部中「事務官」專任

四人」ヲ「事務官」專任五人」ニ「技師」專任二十五

人」ヲ「技師」專任二十六人

九十三人」ヲ「技師」專任三十三人「警部補」專任

十四人」ヲ「警部補」專任三十一人」ニ改ム

附則

(折上ノ規定規格四一八ニ×二四七條)

大日本帝國政府

本令公布之日より之ヲ施行ス

昭和十九年七月三十一日迄ハ第一條第一項ノ改

正規定三箇ヲ少クシテ總務部ハ專任二十八人、相手ハ專

任百二十七人、總務部補ハ專任四十二人ヲ以テ定

員トス

(制定規程第一八二×二五七條)

裏面白紙

理由

樺太館ニ於ケル神社行政事務專掌ノ職員設置ノ為祭務官
補一人、對蘇島船擴充ノ為通譯一人、蘇島船新造ニ伴ノ職員配
備ノ為船師一人、材多三人及船師補二人、此等校舎路ノ為材
手二人ヲ夫々増員シ且祭務官補ノ設置ニ伴々之カ職務ニ
付想定スルノ要アリ又樺太館西院ノ敷地用擴充ヲ因ラシ
カ為醫長三人及看護婦長二人ヲ増員シ醫官三人ヲ減
大日本帝國政府

以テ看護婦長ノ設置ニ伴々之カ職務ニ付想定スルノ要アリ
高樺太館中央試験場ニ於ケル獸疫ニ關スル調査研究ニ
關スル設備、製造ノ為材手一人ヲ増員スルノ要アリト樺
太館ニ於テ木材検査實施ノ為技師一人及材手五人、防
禦設備擴充強化ノ為材手一人及警務所補四人、貯蓄
獎勵ノ為事務官一人及倉四人、此等特別警備隊設置ノ
為警務所一人及警務所補三人ヲ各増員スルノ要アリニ依ル

折上り國定規格5(1)×2(2)×2(3)紙

大日本帝國政府

省護婦長	警部補	通譯	技手	警部	警務官補	属	醫官	醫長	技師	軍務官	子	分
					一						神	樺太社官制
		一									政	樺太社官制
	二		三	一							官	樺太社官制
			二								學	樺太社官制
											校	樺太社官制
								三	三		院	樺太社官制
											中	樺太社官制
				一							英	樺太社官制
			五								法	樺太社官制
	四										不	樺太社官制
											木	樺太社官制
											在	樺太社官制
											防	樺太社官制
											署	樺太社官制
											長	樺太社官制
											官	樺太社官制
	三			一							初	樺太社官制
											級	樺太社官制
											等	樺太社官制
											官	樺太社官制
											制	樺太社官制
											計	
二	九	一	一	二	一	四	三	三	一	一		

樺太社官制

(國定規格 昭和一八(一九二七)年)

裏面白紙

字

大蔵省第六一號

昭和十九年三月十八日

内閣書記官長

内地務大臣 送 宛
外地將別會計後算ニ計上セラルタル定員増加ノ件本日別紙ノ通函ヲ送附相成候
條命ニ依リ通函ニ又ビ候

印被書

備考
一、管期首減ノ經費ニ伴フ分、昭和十八年度豫備金支出系統ノ分ニ他ノ經費ヨ
リ振替分ヲ除キタリ
二、昇格分ニ付テハ昇格前ノ額ニ於テ△印ヲ以テ整理セリ
三、此新規増加分ニ付テハ特選官等ヲ内書トシ、昇格分ニ付テハ外書セリ

大蔵省特別會計(昭和十九年度本預算分)

區	分	人	計	備	考
統制規程追加	(當添追加分)				
學部	高等專門學校學年進行ニ依ル等	一	八		
	師範學校學年進行ニ依ル等	二	九		
	師範學校學年進行ニ依ル等	六	四		
	師範學校學年進行ニ依ル等	七	四		
	師範學校學年進行ニ依ル等	七	四		
	師範學校學年進行ニ依ル等	七	四		
	師範學校學年進行ニ依ル等	七	四		
	師範學校學年進行ニ依ル等	七	四		
	師範學校學年進行ニ依ル等	七	四		
	師範學校學年進行ニ依ル等	七	四		

皇太子御下御成婚

二十一年(月)

區	分	人	計	備	考
統制規程追加	(當添追加分)				
學部	高等專門學校學年進行ニ依ル等	一	八		
	師範學校學年進行ニ依ル等	二	九		
	師範學校學年進行ニ依ル等	六	四		
	師範學校學年進行ニ依ル等	七	四		
	師範學校學年進行ニ依ル等	七	四		
	師範學校學年進行ニ依ル等	七	四		
	師範學校學年進行ニ依ル等	七	四		
	師範學校學年進行ニ依ル等	七	四		
	師範學校學年進行ニ依ル等	七	四		
	師範學校學年進行ニ依ル等	七	四		

樺太廳特別會計(昭和十七年度追加預算分)

種別	分	表	仕	明	任	計	考
純新規増加分							
増税ニ伴フ徴収ニ要スル経費	〇						
學校防火ニ關スル経費	〇						
貯蓄奨励ニ要スル経費	一						
特別警備隊設置ニ要スル経費	〇						
警察機械整備擴充ニ要スル経費	〇						
計							
昇格ノ分							
増税ニ伴フ徴収ニ要スル経費	一						
計							

一	〇	〇	〇	〇	〇
△	△	内	内	内	
一	一	五七	一一	四四	九
		五三	〇一	三七	二
△	△	内	内	内	
一	一	〇	〇	〇	〇
		五七	一一	四四	九
		五三	〇一	三七	二

一
條

大日本帝國政府

條
第七五八號

昭和十九年八月十二日

樺太總官 大津 敏

國務大臣 安 藤 紀三郎 殿

樺太總官制中改正ノ件

樺太ニ於テ行政事務強化ノ爲メ總官制中一部改正ノ要アルニ付御
詮議相宜請其案稟申ス



裏
面
白
紙

樺太廳官制中改正案

勅令 號

種太監官制中及ノ通及正又

第一條第一項中「警部 專任二十八人 判任レヲ「警務官制 專任二十九人

「技手 專任百二十三人 判任レヲ「技手 專任百六十八人
「通譯 專任三十八人 判任レヲ「通譯 專任四十八人
「警部補 專任四十二人 判任レヲ「警部補 專任四十四人

及ム

第二十三條ノ二 警務官制ハ上官ノ指揮ヲ受ケ組織ノ整頓ニ關スルコトニ

從事ス

附 則

本令ハ昭和十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年七月三十一日迄ハ第一條ノ改正規定ニ拘ラズ警部ハ專任二十八

人、技手ハ專任百二十七人、警部補ハ專任四十二人ヲ以テ定員トス

警部	一	判任	一
技手	二	判任	一
通譯	一	判任	一
警部補	一	判任	一

理 由

2

3 警務官制ノ為ニ於テ警部官制ノ為ニ於テ警部官制一人、對警務官制一人、為通譯一人

警部補一人、技手三人、警部補二人、警務官制一人、為通譯一人

警務官制一人、技手二人、夫々増員スルノ要アルト警務官制ノ設置ニ係ヒ之カ職

務ニ付規定スルノ要アルトニ依ル

様大廳官制定頁表

(昭和十九年五月三十一日)

官名	現	行	暫	減	成	正	備
官							
大官		一				一	
部長官		三				三	
次官		四				四	
課長官		一				一	
主事官		〇				〇	
技師		一				一	
技師		八				八	
爲		二				二	
事務官		一				一	一人(九月) 社社行政事務専掌ノ爲
事務官		二				二	一人(九月) 警備班新設ノ爲
警備官		六				六	一人(八月) 警備班新設ノ爲

官名	現	行	暫	減	成	正	備
官							
技師		二				二	
技師		五				五	
技師		一				一	二人(八月) 警備班新設ノ爲
技師		二				二	二人(九月) 警備班新設ノ爲
技師		四				四	一人(九月) 警備班新設ノ爲
技師		二				二	二人(八月) 警備班新設ノ爲

計開各科目(細目) (一) 表
 十八年度豫定額
 十八年度豫定額
 比前増△額

第二表 第一項 行政費

一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	合計
警視廳	警視廳	警視廳	警視廳	警視廳	警視廳	警視廳	警視廳	警視廳	警視廳	警視廳
八〇日	八〇日	八〇日	八〇日	八〇日	八〇日	八〇日	八〇日	八〇日	八〇日	八〇日
一〇八〇	一〇八〇	一〇八〇	一〇八〇	一〇八〇	一〇八〇	一〇八〇	一〇八〇	一〇八〇	一〇八〇	一〇八〇
三〇九六	八六四	一五三三六	六四八	一八五七六	六四九六二	一八五七六	六四八	一五三三六	八六四	三〇九六

一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	合計
警視廳	警視廳	警視廳	警視廳	警視廳	警視廳	警視廳	警視廳	警視廳	警視廳	警視廳
八〇日	八〇日	八〇日	八〇日	八〇日	八〇日	八〇日	八〇日	八〇日	八〇日	八〇日
二三四	二三四	二三四	二三四	二三四	二三四	二三四	二三四	二三四	二三四	二三四
七二〇	七二〇	七二〇	七二〇	七二〇	七二〇	七二〇	七二〇	七二〇	七二〇	七二〇
一六八四八	一六八四八	一六八四八	一六八四八	一六八四八	一六八四八	一六八四八	一六八四八	一六八四八	一六八四八	一六八四八

昭和十九年度内務省所管熊本廳特別會社歳入歳出追加
 豫定計算書各目明細書(抄)

第二款 熊本廳本廳
 第一項 行 官 費

九四八七六圓
 九四八七六圓

日	十九年度追加歳入額	一六八〇〇	一六八〇〇	一六八〇〇
一 條	給	員	員	員
國	分	課	課	課
判 長 課	給	課	課	課
示 係	係	係	係	係
授 員	員	員	員	員
千	千	千	千	千
九 月	九 月	九 月	九 月	九 月
四	四	四	四	四
一 一	一 一	一 一	一 一	一 一
一 〇 八 〇	一 〇 八 〇	一 〇 八 〇	一 〇 八 〇	一 〇 八 〇
一 五 一 二 〇	一 五 一 二 〇	一 五 一 二 〇	一 五 一 二 〇	一 五 一 二 〇
一 一 八 八 〇	一 一 八 八 〇	一 一 八 八 〇	一 一 八 八 〇	一 一 八 八 〇
五 二 四 〇	五 二 四 〇	五 二 四 〇	五 二 四 〇	五 二 四 〇

一 神社行政事務専掌職員

祭務官補 一人 増員

神社ノ祭祀ヲ嚴勝ニシテ興隆ヲ圖ルト共ニ廣ク敬神思想ヲ涵養ニ努ム以テ
國民精神ヲ作興スルハ刻下喫緊ノ要務ナル處爾來舊太厚ニハ祭祀並ニ他社
社ニ関スル事務ヲ専掌スル職員ナク事務遂行上遺憾 照アルノミナラズ特
局ノ進展致ニ極大ノ内地行政輸入ニ伴フ神社行政事務榮廢ニ對處シ適正
ル祭祀ノ執行共ニ他ニ関シ格段ノ指導監督ヲ要スルヲ以テ又ガ専掌職員祭
務官補一人ヲ内政部學務兵事課ニ増員シ所期ノ目的達成上遺憾ナカラシ
メ
ントス

増員セントスル職員ノ擔當事務

- 一 神社祭祀執行ノ指導監督ニ関スル事務
- 二 神社ノ創立・昇格 移轉等ニ関スル事務
- 三 神社會計ノ監督等ニ関スル事務
- 四 神職試験並ニ神職ノ身分進退ニ関スル事務
- 五 神祇團體ノ指導監督ニ関スル事務
- 六 神社明細帳ノ調成指導等ニ関スル事務
- 七 其ノ他神社ニ関スル事務

學務別	現行		前		改正	
	事務官	官	事務官	官	事務官	官
入官事務	一					
入官事務						
入官事務						
入官事務						
入官事務						
入官事務						
入官事務						
入官事務						
入官事務						
入官事務						
入官事務						
入官事務						
入官事務						
入官事務						
入官事務						

學務別官數等別別定員配置表 (昭和十八年度概算)

深見タム事務官ハ本表ヨリ除ク

社格別	現行		前		備考
	事務官	官	事務官	官	
官制大社					社司、事務官ハ官制大社、官制大社、官制大社 職員、事務官
官制大社	一				
官制大社					
官制大社					
官制大社	二				
官制大社	七				
官制大社	二五				
官制大社	三六				
官制大社	一一				
官制大社	四				

神社法ニ準ズル官制大社

(昭和十九年五月二十日現在)

縣社以上神社誌

(昭和十九年五月二十日)

社名	社格	所在地	祭日	祭神
官廳入道社	縣社	明治四三、八、一七	昭和三三、三、二五	大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命。
縣社 寶原神社	縣社	明治四三、八、二二	昭和三三、三、二五	大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命。
縣社 西尾神社	縣社	大正一一、一、一七	昭和三三、三、二五	大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命。
縣社 美濃神社	縣社	明治四三、八、二二	昭和三三、三、二五	大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命。
縣社 忍坂神社	縣社	大正一一、一、二五	昭和三三、三、二五	大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命。
縣社 秋香神社	縣社	大正一一、二、二四	昭和三三、三、二五	大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命。
縣社 知取神社	縣社	昭和四一、八、一	昭和三三、三、二五	大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命。
縣社 落合神社	縣社	大正一一、五、七	昭和三三、三、二五	大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命。
縣社 落合神社	縣社	昭和一一、七、二九	昭和三三、三、二五	大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命。
縣社 落合神社	縣社	昭和一一、七、二九	昭和三三、三、二五	大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命。
縣社 落合神社	縣社	昭和一一、七、二九	昭和三三、三、二五	大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命、大國魂命、大日靈命、少彥名命。

種々ニ依ケル主要ナル神社祭則條條法

- 一 官國幣社以下神社祭則令(大正初一)
- 官國幣社以下神社祭式(大正初令四)
- 二 國幣社以下神社祭則令(昭和一四)内令一三
- 三 官國幣社以下神社祭則令(昭和一四)内令一三
- ニ関スル件(昭一三、昭二四)
- 四 官國幣社以下神社祭則令(昭一五)内令九
- 五 神官神職ノ服装規則(大二内割四)
- 六 官國幣社以下神社祭則令(大三内割三)
- 七 官國幣社以下神社祭則令(大三内割九)
- 八 官國幣社以下神社祭則令(大三内割二)
- 九 官國幣社以下神社祭則令(大三内割四)
- 十 神社祭式行季作法(昭一七)内告大、八)
- 十一 神社規則(大九)内令四、八)
- 十二 社司社掌任用規則(昭四三)内令二、九)

二 對蘇警備強化ニ關スル措置

通譯 一人 増員

北緯五十度ノ一線ヲ以テソ聯蘇哈喇州北極太一境ヲ設ケル際太ニ在リテハ
 滿蒙ソ聯飛行機、汽船等ノ領域ニ侵入スル海没秘スルイ潜水等事件ノ頻發跡ヲ絶
 タズ緊要セシ現圖謀探知研下之カ措置ノ高全ヲ期セザルベカラザルハ論ヲ成
 マザル所ナルヲ以テ一國警察官ノ増員等ニ依リ貴國十キヲ用シツソアリト
 雖モ他面事件發生ニ際シ取調ノ十全ヲ期シ機宜ノ措置ヲ講ジ得ル為ニハソ
 聯語ニ精通セル通譯ノ力ニ依タザルベカラザルモ僅太觀配員ノ現定員ハ蘇
 カニ三名ニ過ギズ取調上、國領上察心ニ堪ヘザルモノアルヲ以テ國境第一
 線ノ警察署ニシテ國境警備ノ要衝タル茨城警察署ニ通譯一人ヲ配員シ以テ
 對蘇警備ノ高全ヲ期セントス

國境各警察署通譯配員表

署	名	現在定員	増員	計	備
北極警察署		一		一	
安房警察署		一		一	
茨城警察署		一	一	二	
計				三	

要通譯用務發生件数表

年次	將入ノ件数	領海及沿岸ノ件数	警備費及警備費者	乗船者数
昭和十八年	五	三	一	一六五
昭和十七年	〇	三		一一〇
昭和十六年	五	四		六七

昭和十八年中漢領ヲ中心トセル件数ハ總数ノ約四分ノ一程度

外事警察ニ伴フ通譯應接出張件数

(昭和十八年)

月	件数	應接日数	新
一月	二	二	五人
二月	二	二	五人
三月	二	二	五人
四月	二	二	五人
五月	二	二	五人
六月	二	二	五人
七月	二	二	五人
八月	二	二	五人
九月	二	二	五人
十月	二	二	五人
十一月	二	二	五人
十二月	二	二	五人

他二本島沿岸航行船隻數アル昆ハナリ

昭和十八年	昭和十七年	昭和十六年	年次
貨物船	貨物船	貨物船	船隻數
一三四	六七	二七	數
			備考

ソ聯船ノ宗谷海峽ニ附近沿岸通過状況

昭和十八年	昭和十七年	昭和十六年	年次
四	三	三	件數
四	三	三	隻數
一六五	七八	六七	乗船者數
貨物船	貨物船	貨物船	船隻數
内内 一 一 隻			備考
支那 船			考

領海侵犯事件件數表

環境警察本部設置表

警察署	警察官		警備員		警備員		警備員		警備員		警備員		警備員		警備員		警備員		警備員	
	正	補	正	補	正	補	正	補	正	補	正	補	正	補	正	補	正	補	正	補
第一警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第二警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第三警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第四警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第五警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第六警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第七警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第八警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第九警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第十警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

警察署	警察官		警備員		警備員		警備員		警備員		警備員		警備員		警備員		警備員		警備員	
	正	補	正	補	正	補	正	補	正	補	正	補	正	補	正	補	正	補	正	補
第一警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第二警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第三警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第四警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第五警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第六警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第七警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第八警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第九警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第十警察署	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

合 計	警 務 部			警 察 廳			警 備 隊		
	警 務 部 長 官 出 所	警 務 部 長 官 出 所	警 務 部 長 官 出 所	警 察 廳 長 官 出 所	警 察 廳 長 官 出 所	警 察 廳 長 官 出 所	警 備 隊 長 官 出 所	警 備 隊 長 官 出 所	警 備 隊 長 官 出 所
一									
四				一					
二				一					
九	一			二					
五 三 五 三	五	二	一	二	二	二	二	二	八
四 五 二	二	二	八	二	一	一	一	二	二
四 五 二	二	四	九	一	二	二	一	二	六
一									
一									
六 五 三	一			一					
五 九	六			六					
一									
四				一					
三				一					
九	一			二					二
五 九 五 五	六	二	一	二	二	二	二	二	八
四 七 一	二	二	八	二	一	一	一	二	五
四 七 一	三	四	九	二	二	二	一	二	六

計	醫				
	安	恩	珍	洞	真
	類				
	別	取	内	居	同
一					
二					
三					
四					
五	二	五	一	二	二
五五	一五	二四	六	一	一
九九	一〇八	八九	三二	四〇	四四
三					
一					
四					
一〇					
二八					
一四					
一一					
三三					
四					
四					
六五	二	六	一	二	三
五八	一五	二六	六	一〇	一三
一〇三	一〇八	八九	三二	四〇	四四

三 警備船新造ニ伴フ職員

警備部 一人
 捜査部 三人
 警備船 二人
 増員

北方海域現ニ累迫セル折柄樺太ニ於ケル警備力ノ充實ハ喫緊ノ要務ナル處
 樺太ハ海岸線ノ成長可致ナリ長サニ及ビ全沿岸ノ大部分ハ人煙稀ナル海
 岸線ノ亘亘ナル為ニ對不測ノ事態ニ對處シ就中海上警察警備力ノ擴充ヲ圖
 ルヲ以テ刻下最大ノ急務トス
 殊ニ最近ソ聯汽船ノ領海侵犯事件等濶増ノ一途ヲ辿リツツアルニ拘ラズ警
 察警備船等ノ施設ニ及シテ爾來取締上防謀上遺憾ノ點多シトセズ仍テ今般
 裝備優秀ナル警備船ヲ新造シ之ガ乗組員トシテ探記職員ヲ配置シ以テ沿岸
 警備力ノ急速ナル充實ヲ期セントス

警備船所要人員表

職名	人員	備考
警備部	1	
捜査部	2	
警備船	2	
警備船	3	
警備船	5	
警備船	7	
警備船	4	
計	14	

警備隊	隊	小隊	小隊	隊	小隊	小隊	小隊	隊	隊	隊
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二

探偵隊係英ノ使トス

警察	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

探偵隊内課

海相企第九一八號

昭和十九年三月十二日

運輸通信省海運總局長官

海軍省軍務局長 殿

樺太艦隊補給建造ニ関スル件

海相企第四〇六四號 (一八〇、三〇)
軍務一第〇號之二 (一九、一、一九) 閱

首題ノ件ニ付テハ豫テヨリ被ルニ取付相成候
ノ通申越有之候條至急建造方取付相成候

道而主要矢張中尚爆雷ノ裝備ヲモ要望致居候條併而取付相成度又本件所
要資材ハ十九年度ニ於テ買入ニ移管可致候條申添候

寫送付先 樺太艦隊長官 樺太艦東京事務所

管第ニ八四號

昭和十九年二月二十六日

一 樺太艦隊長官 大津 敏男

海運總局長官 殿

警備艦隊補給建造ニ関スル件

當處警備艦隊建造ニ関スル海軍省軍務局長ヨリノ回答文書ノ御送致ニ接
シ之が建造要領ニ主要目ノ内容研計スルニ適當ト思料セラルルニ付右ニ
依リ建造方至急御取付相成候條取付願度

尚當初計重セル際商ノ裝備ハ現今ノ北方海域情勢ニ鑑ミ且ツハ暴ニ決定セ
レ十九年度豫算ニモ之ヲ計上シ居リ速カ其他ノ機能ニ著シキ障害ナキ限リ
之度希望ニ付此ノ點御念ノ上何令ノ御高配相煩度

此致、海軍省

軍務第一〇號ノ二

昭和十九年一月十九日

海軍省 海軍部 局長

海軍省 海軍部 局長 殿

海軍省 海軍部 局長 殿

昭和十八年十月三十日海軍令第四〇八四號ヲ以テ根據ノ旨類ノ件別表第一ノ要領ニ依リ主要要員別表第二ノ如キ警備艦隊等並ニ見込ニ有之候艦艇ヲ選定シ、機合之カ實積ニ附シテ八海軍用ノモノヲ一時融通セラルルニ付、是迄積成ルモノ更ニ別表第三ノ實積ノ海軍ニ移管ノコトニ取計相成度

第三第一

海軍省 海軍部 局長 殿

一 既設所

海軍省 海軍部 局長 殿

二 完成期

海軍省 海軍部 局長 殿

三 實施要領

海軍省 海軍部 局長 殿

四 便格

海軍省 海軍部 局長 殿

五 所要費額

海軍省 海軍部 局長 殿

第四第二

海軍省 海軍部 局長 殿

一 船體

海軍省 海軍部 局長 殿

二 設備

海軍省 海軍部 局長 殿

三 主要要員

海軍省 海軍部 局長 殿

四 所要費額

海軍省 海軍部 局長 殿

汽機及受油機 各一級
 煙囪探煙機 六十大種測風儀
 一組

鋼製船三

鐵太原製鋼所製鋼材
 五〇〇噸
 三〇〇噸
 一五〇噸
 一〇〇噸
 五〇噸

鋼 鋼 鋼 鋼
 五〇〇噸
 三〇〇噸
 一五〇噸
 一〇〇噸
 五〇噸

警備船北洋丸裝備概要

一 機 造 鋼製水雷艇型
 五五噸五三
 昭和十五年七月六日
 四一七式發動機二五〇馬力

五連力 時置十三新車輪
 大 裝 備
 無線電信機 一機
 子探照 二及
 子探照 一及
 七船員 船長以下九名 (警備業務)
 八警備隊員 隊長以下五名

警備船北洋丸乘組員規程

警備	船長	一	警備隊長	一
警備	警備隊長	二	警備隊長	二
警備	警備隊長	二	警備隊長	二
警備	警備隊長	二	警備隊長	二
警備	警備隊長	二	警備隊長	二
警備	警備隊長	二	警備隊長	二
警備	警備隊長	二	警備隊長	二
警備	警備隊長	二	警備隊長	二
警備	警備隊長	二	警備隊長	二
警備	警備隊長	二	警備隊長	二

警備船定繫港及分揚区域表

北洋	北洋	北洋
東洋	東洋	東洋
南洋	南洋	南洋
西太平洋	西太平洋	西太平洋
印度洋	印度洋	印度洋
大西洋	大西洋	大西洋
地中海	地中海	地中海
北海	北海	北海
波罗的海	波罗的海	波罗的海
北海	北海	北海
波罗的海	波罗的海	波罗的海

浮遊機雷処分件数表

昭和十六年	九三
昭和十七年	七〇
昭和十八年	四六
新	二〇九

四 學校管絃ニ要スル職員

役手 二人 増員

藤太ノ如キ最寒地ニ於テハ學校校舍ノ設計建築ノ良否ガ児童等ノ健康ニ
他教育上及ボス影響種メテ大ナルハ論ヲ俟タザル所ナルニ對シテハ
ノ便悪シキ藤太ニ在リテハ火災時ニ於ケル災害豫防ノ點ニ對シテハ
考慮ヲ都ハサリベカラザルニ拘ラズ爾來此等ノ施設ニ付テハ遺憾ノ點
トモズ 尤暇知取國民學校ノ境況ノ事例ニ倣スル之一層嚴重ナル指
ヲ加フルノ要アリ 然ルニ藤太廳ニ於ケル管絃技術職員ハ甚ク少ニ
シテ之ガ事務ニ擔當シ得ザル實情ニ鑑ミ 標記職員ヲ内政部管絃課ニ増員シ
以テ學校管絃上箇遺憾ヲキラ明セントス

増員七ノト又ル職員ノ絶當事務

部	分	員				
		一	二	三	四	五
警備部	警備課	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)
	警備係	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)
警務部	警務課	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)
	警務係	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)
警備課	警備係	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)
	警備係	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)
警務課	警務係	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)
	警務係	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)

増員七ノト又ル職員ノ絶當事務

増員七ノト又ル職員ノ絶當事務

- (一) 警備課：警備係及指等
- (二) 警務課：警務係
- (三) 警備課：警備係
- (四) 警務課：警務係
- (五) 警備課：警備係
- (六) 警務課：警務係

増員七ノト又ル職員ノ絶當事務

部	分	員
警備部	警備課	七八五、六九〇
	警備係	一〇、一四六、〇〇〇
警務部	警務課	一八、六〇〇、五〇〇
	警務係	一、〇〇〇、〇〇〇

(昭和十三年以前五年ノ実績ニ依ル)

國民學校児童増加率

年度	児童数	増加率
昭和十三年	五七九	五七九
昭和十四年	五八九	一・七二
昭和十五年	八三〇	四一・五二
昭和十六年	五四四	三二・六
昭和十七年	一、〇〇二	八三・五
昭和十八年	二、八五五	一八五・五
昭和十九年	二、九八九	四・五
昭和二十年	三、〇四四	一・八
昭和二十一年	七、四九	一四一・五
昭和二十二年	一、一三二	一五・二
昭和二十三年	一、一三二	〇
昭和二十四年	一、一三二	〇
昭和二十五年	一、一三二	〇
昭和二十六年	一、一三二	〇
昭和二十七年	一、一三二	〇
昭和二十八年	一、一三二	〇
昭和二十九年	一、一三二	〇
昭和三十年	一、一三二	〇

(昭和十三年以前五年ノ実績ニ依ル)

農林部答國民學校及職業補習學校之基₂過去三年補助状況

補助年度	補助額	補助率
十五年度	一、七二二	一、八六二
十六年度	四、七五	一、八六二
十七年度	八、一五	一、八六二
計	一、八六二	一、八六二
平均	六、二一	一、八六二

國民學校、學校創立年次別 (昭和十八年四月現在)

文 部 省 別	計	明 治	大 正	昭 和	計
雙葉	三七	三五	四五	二八	一〇〇
英	二五	二五	三八	七八	一〇〇
惠	四	四	八	一五	七八
教	六九	六九	一二	一一三	二八五
計	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

國民學校及職業別學校校数之児童一人ニ對スル児童源校数調 (一八六年度)

文 部 省 別	児童源校数	児童数	児童一人ニ對スル児童源校数	備 考
雙葉	一、六	一五、二四	三、二九	
英	七、四	一八、五四三	三、二二	
惠	二、一	一八、二三四	五、〇二	
教	二、二	一一、一八八	二、九五	
計	一、一	一〇、一四六	三、六五	

公立中等學校生徒数及二生徒一人に對する建築坪数調査
(一八、五年度)

校名	生徒数	建物坪数	二生徒一人當	備考
公立豊原商業	一、一八六	三、三八三	二、八〇	
公立豊原商業	一、一八六	三、三八三	二、八〇	
公立豊原商業	一、一八六	三、三八三	二、八〇	
公立豊原商業	一、一八六	三、三八三	二、八〇	
公立豊原商業	一、一八六	三、三八三	二、八〇	
公立豊原商業	一、一八六	三、三八三	二、八〇	
公立豊原商業	一、一八六	三、三八三	二、八〇	
公立豊原商業	一、一八六	三、三八三	二、八〇	
公立豊原商業	一、一八六	三、三八三	二、八〇	
公立豊原商業	一、一八六	三、三八三	二、八〇	

校名	生徒数	建物坪数	二生徒一人當	備考
大泊商業	一、四八	一、一〇		
知取工業	四〇	一、一〇七		
知取工業	七九三	二、一三九	二、九六	
合計	一、九七八	六、三二二		

國民學校児童増加調査

年	児童数	増加数	備考
昭和十四年度	六、三三〇	三、一〇九	
十五年度	六、四四九	三、一〇六	
十六年度	六、七、五四五	三、五〇五	
十七年度	七、一〇五〇	三、五〇五	
十八年度	七、三、八八九	二、三三九	

昭和十九年度長嶽本廳管轄工事費

科目	工費	定員一人當	昭和十八年度工事費	定員一人當
一、本廳舎火災復舊費	三九五四。〇〇	三九五四。〇〇	四〇二九。〇〇	三九五四。〇〇
二、本廳社費管費	三六七八。四〇	三六七八。四〇	三六七八。四〇	三六七八。四〇
三、本廳社費管費	一一〇九。一三五	一一〇九。一三五	一一〇九。一三五	一一〇九。一三五
四、本廳社費管費	一六二四。八六〇	一六二四。八六〇	一六二四。八六〇	一六二四。八六〇
五、本廳社費管費	三〇四九。七二二	三〇四九。七二二	三〇四九。七二二	三〇四九。七二二
六、本廳社費管費	四六四。七七〇	四六四。七七〇	四六四。七七〇	四六四。七七〇
七、本廳社費管費	二二二〇。一〇〇	二二二〇。一〇〇	二二二〇。一〇〇	二二二〇。一〇〇
八、本廳社費管費	四六四。七七〇	四六四。七七〇	四六四。七七〇	四六四。七七〇
九、本廳社費管費	三〇四九。七二二	三〇四九。七二二	三〇四九。七二二	三〇四九。七二二
十、本廳社費管費	一六二四。八六〇	一六二四。八六〇	一六二四。八六〇	一六二四。八六〇
十一、本廳社費管費	一一〇九。一三五	一一〇九。一三五	一一〇九。一三五	一一〇九。一三五
十二、本廳社費管費	三六七八。四〇	三六七八。四〇	三六七八。四〇	三六七八。四〇
十三、本廳社費管費	三九五四。〇〇	三九五四。〇〇	三九五四。〇〇	三九五四。〇〇
合計	三六、七、八、二、四、四	三六、七、八、二、四、四	三六、七、八、二、四、四	三六、七、八、二、四、四

昭和十九年度長嶽本廳管轄工事費（工費）以内

- 一、本廳社費管費 三六、七、八、二、四、四
- 二、本廳社費管費 二、八、六、四、〇
- 三、本廳社費管費 一、四、四、六、〇
- 四、本廳社費管費 三、八、三、一、三、五

- 五、本廳社費管費 二、四、〇、〇、〇
- 六、本廳社費管費 一、〇、五、〇、〇
- 七、本廳社費管費 一、二、五、〇、〇

昭和十八年度長嶽本廳管轄工事費

科目	工費	定員一人當
一、本廳舎火災復舊費	六、〇、〇、〇	六、〇、〇、〇
二、本廳社費管費	四、七、八、〇、〇	四、七、八、〇、〇
三、本廳社費管費	二、九、三、九、〇	二、九、三、九、〇
四、本廳社費管費	七、四、六、二、二	七、四、六、二、二
五、本廳社費管費	三、三、六、六、〇	三、三、六、六、〇
六、本廳社費管費	五、九、〇、三、一、五	五、九、〇、三、一、五
七、本廳社費管費	一、二、一、五、三、二	一、二、一、五、三、二
八、本廳社費管費	三、四、〇、〇、〇	三、四、〇、〇、〇
九、本廳社費管費	三、三、八、八、七、四	三、三、八、八、七、四
合計	三、三、八、八、七、四	三、三、八、八、七、四

①内閣告示第三號

國民學校校務規程ニ關スル臨時日本標準規格左ノ通定ス

昭和十九年一月二十一日

内閣總理大臣 東條 英機

臨時日本標準規格

第四五號
類別 A

國民學校校務

本規程ハ内之ニ依ルモノトス
臨時規程ニ別尺シタルモノニシテ

- 第一 課 規程ハハミミ
第二 課 規程ハハミミ
第三 課 規程ハハミミ
第四 課 規程ハハミミ
第五 課 規程ハハミミ
第六 課 規程ハハミミ
第七 課 規程ハハミミ
第八 課 規程ハハミミ
第九 課 規程ハハミミ
第十 課 規程ハハミミ
第十一 課 規程ハハミミ
第十二 課 規程ハハミミ
第十三 課 規程ハハミミ
第十四 課 規程ハハミミ
第十五 課 規程ハハミミ
第十六 課 規程ハハミミ
第十七 課 規程ハハミミ
第十八 課 規程ハハミミ
第十九 課 規程ハハミミ
第二十 課 規程ハハミミ

第一 課 規程ハハミミ
第二 課 規程ハハミミ
第三 課 規程ハハミミ
第四 課 規程ハハミミ
第五 課 規程ハハミミ
第六 課 規程ハハミミ
第七 課 規程ハハミミ
第八 課 規程ハハミミ
第九 課 規程ハハミミ
第十 課 規程ハハミミ
第十一 課 規程ハハミミ
第十二 課 規程ハハミミ
第十三 課 規程ハハミミ
第十四 課 規程ハハミミ
第十五 課 規程ハハミミ
第十六 課 規程ハハミミ
第十七 課 規程ハハミミ
第十八 課 規程ハハミミ
第十九 課 規程ハハミミ
第二十 課 規程ハハミミ

第一表 (柱高々寸法)

新	号	形	式	高	幅	厚	重	下	幅
イ	1	平	式	5.5	1.0			2	
ロ	2	平	式	6.0	1.0			2	

第十一條 普通紙張ノ規新寸法ハ第二表ニ依ル

第二表 (單位加)

紙	形	式	幅	高	床	高	天板	欄	欄
1	單	單	2.25	0.45	0.45	0.45	2.25	2.25	2.25
2	單	單	2.25	0.45	0.45	0.45	2.25	2.25	2.25
3	單	單	2.25	0.45	0.45	0.45	2.25	2.25	2.25

第一表ハ普通紙張ノ規新寸法ハ第二表ニ依ル
 第二表ハ普通紙張ノ規新寸法ハ第二表ニ依ル
 第三表ハ普通紙張ノ規新寸法ハ第二表ニ依ル
 第四表ハ普通紙張ノ規新寸法ハ第二表ニ依ル
 第五表ハ普通紙張ノ規新寸法ハ第二表ニ依ル
 第六表ハ普通紙張ノ規新寸法ハ第二表ニ依ル
 第七表ハ普通紙張ノ規新寸法ハ第二表ニ依ル
 第八表ハ普通紙張ノ規新寸法ハ第二表ニ依ル
 第九表ハ普通紙張ノ規新寸法ハ第二表ニ依ル
 第十表ハ普通紙張ノ規新寸法ハ第二表ニ依ル

二條

大日本帝國政府

種別第七五六號

昭和十九年六月十二日

樞密院長官 大津 敏

男



内務大臣 友 藤 紀三郎 殿

樞密院官制中改正ノ件

樞密院官制ノ整備ニ充テ圖ラシムル旨首題官制中改正ノ案アル付御

詮議相成度共奉稟申ス

裏面白紙

樺太廳醫院官制中改正案

新令案 第三

樺太廳醫院官制中左ノ邊改正ス

第二條第一項中「醫長 專任三人」ヲ「醫長 專任五人」ニ、「醫官 專

任七人」ヲ「醫官 專任四人」ニ、「書記 專任二人」ヲ「書記 專任一人」ニ改ム

第七條ノニ

「自護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ看護ニ從事ス

第八條中「及藥局員」ヲ「藥局員及看護婦長」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

種 田

學大後醫院ノ整備擴充ヲ圖ランガ爲醫長ニ人々看護婦長ニ人ヲ増員シ醫官ニ
人ヲ減員スルノ要アルト看護婦長ノ設置ニ伴ヒ之ガ職務ニ付規定スルノ要
アルトニ依ル

拓殖上、先行要件トシテ將來及下人の資源確保ノ先決要件トシテ就中在民
 ノ厚生施設ヲ、醫療機關、普及整備ヲ圖ルヘキハ言ヲ俟テザル所ナリ殊ニ
 僻々ハ風土環境ノ特殊性ニ鑑ミ在民一般ノ保健衛生上施設ノ留意ヲ必要ト
 スルニ拘ラズ土地ノ廣大ナルニ比シ人口稀薄ニシテ百ガナル聚落形成ノ實
 ヲ見ヘザルガ爲醫師ノ開業スル志趣ヲテ少キヲ以テ在民ノ保健衛生延テハ
 難ク向上ニ及ボス爲難業ニシテ如何ラザルモノアルハ實ニ遺憾トセラレル所ナ
 リ

應立醫院ハ斯ノ如ク現狀下ニ於テ石炭夫ニ堪太ニ於ケル中極的醫療機關ト
 シテ、使命ヲ負スルモノナルガゆへに要ノ機能ヲ發揮セシメ、要尙セラレ
 タル後命ノ遂成ニ遺憾ナキヲ期セシメ、ハ初め人的施設ノ整備ヲ要
 スルマ切ナルモノアリ殊ニ人始施設ノ整備ニ付テハ現下諸事情ノ下ニ優劣

ナル懸念ノ抱負ニシテ酒造ナル實情ニ鑑ミ或ハ醫學專門學校ノ創設等ニ依
 リ今後ノ事情ニ對シテ現職員ノ轉出防止ニ對シテ又處遇改善等
 ノ方途ヲ講ズル等格別ノ意ヲ須フルヲ望ムルモノアリ 故ツテ莫同又大泊
 各醫院ノ醫官中三名ヲ醫長ニ昇格セシムルト云ニ判在官タル看護婦長ノ増
 量ニ依リ永年勤続ノ看護婦ニ對シ優遇ノ途ヲ開クト共ニ看護婦ノ指導監督
 ニ當ラシメントス

現行

樟太徳醫院官制定員配量表

昭和十九年五月三十一日現在

計	英 國	大 地	醫 院 別	
三	二	一	長 醫	現 行 定 員
七	三	四	官 醫	
二	一	一	技 醫	
一	一	一	長 藥 師	附 屬 定 員
一	一	一	記 書	
			醫 師 補 給	
三	一	一	長 醫	
二	一	一	官 醫	
			技 醫	附 屬 定 員
			長 藥 師	
			記 書	
二	一	一	長 藥 師	
六	三	三	長 醫	
四	二	二	官 醫	
二	一	一	技 醫	
二	一	一	長 藥 師	
二	一	一	記 書	
一	一	一	醫 師 補 給	附 屬 定 員
			俸 給	

樟太廳各醫改分科別職員配置表（改正後）

新 科	齒 科	耳 科	鼻 科	咽 喉 科	皮膚 科	頭 科	小 兒 科	產 婦 科	外 科	內 科	醫改別	
											醫 長	醫 官
											醫 長	大 治
											醫 官	醫 官
											醫 長	長
											醫 官	醫 官
											醫 官	醫 官
											備 考	

大正醫院患者總覽

科別	昭和十三年度		昭和十四年度		昭和十五年度		昭和十六年度		昭和十七年度	
	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出
内科	110	105	115	110	120	115	125	120	130	125
外科	80	75	85	80	90	85	95	90	100	95
婦人科	60	55	65	60	70	65	75	70	80	75
小兒科	40	35	45	40	50	45	55	50	60	55
耳鼻喉科	20	15	25	20	30	25	35	30	40	35
計	310	290	325	310	330	320	345	330	360	350

備考 昭和十五年... 昭和十七年...

大同醫院患者總覽

科別	昭和十三年度		昭和十四年度		昭和十五年度		昭和十六年度		昭和十七年度	
	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出
内科	100	95	105	100	110	105	115	110	120	115
外科	70	65	75	70	80	75	85	80	90	85
婦人科	50	45	55	50	60	55	70	65	80	75
小兒科	30	25	35	30	40	35	50	45	60	55
耳鼻喉科	15	10	20	15	25	20	30	25	40	35
計	265	250	275	265	300	290	360	330	450	430

備考 昭和十五年... 昭和十七年...

臺北醫院看護婦在勤數

在勤生數	臺北醫院	大治醫院	真岡醫院	備
一年以滿	九	七	七	
一年以上	三	二	二	
二年以上				
三年以上				
四年以上				
五年以上				
計	一二	一三	一	

昭和十九年一月現在

臺北醫院看護婦及講習所生徒員數配置表

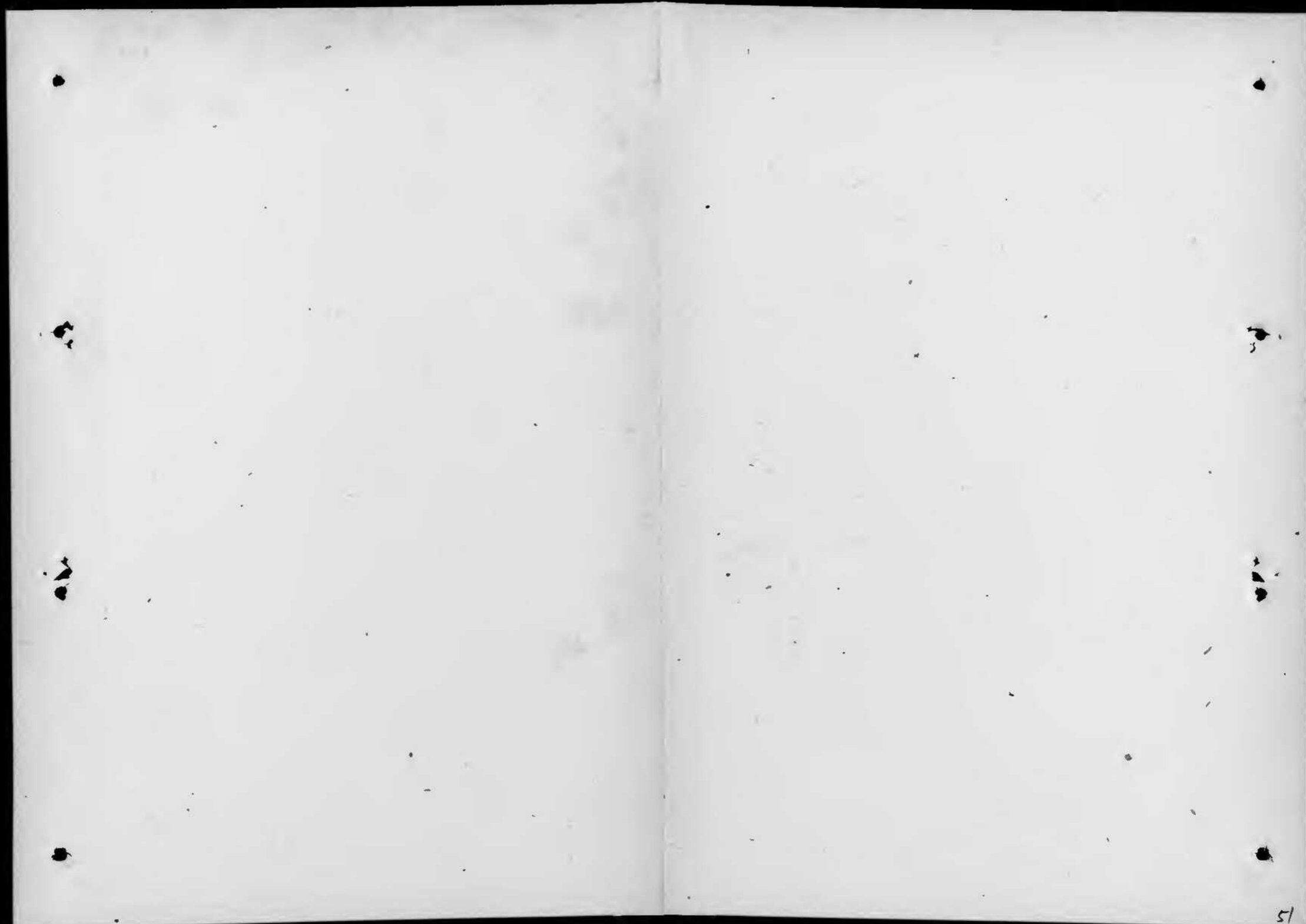
醫院別	看護婦	一年生	二年生	計
大治	一	九	二	
真岡	一	二	一	
計	二	一一	三	

昭和十九年三月現在

看護婦一人二對及三對看護員員數

年次	看護婦數	看護員數	看護婦一人二對及三對看護員數	備
昭和十二年	一九九	五九	五三	
昭和十三年	二二二	五九	七六	
昭和十四年	二二二	五九	七六	
昭和十五年	二一五	六五	四八	
昭和十六年	二〇八	六五	四三	
昭和十七年	二一九	六〇	三二	

昭和十七年十二月現在



三

大日本帝國政府

樞密第七五五號

昭和十九年六月十二日

樞密大臣 大津 敏

內務大臣 安藤 紀三郎 殿

樞密中央試驗所官制中改正ノ件

中央試驗所ノ審判部擴充ノ爲題官制中一部改正ノ案アルニ付御詮

議相成度具案申ス



裏面白紙

滋太廳中央試験所官制中改正案

勅令第 號

樺太廳中央試験所官制中左ノ通改正ス
第二條第一項中「技手」專任二十八人トシテ「技手」專任二十九人トシテ改ム

附 則

本令ハ昭和十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

理由

歌夜ニ罷ナル調査研究班ニ家畜血清類ノ製造ノ爲技手一人ヲ増員スルノ要
アルニ依ル

説明

樺太ハ從來家畜ノ無病地帯ナリシニ近時畜産ノ發達ニ伴ヒ家畜ノ移入頻繁トナルニ及ビ嘗テ見ザリシ各種家畜傳染病ヲ隨所ニ發見スルニ至リタルヲ以テ之ガ防遏ハ刻下ノ急務トナレリ

殊ニ豫防及治療ニ用フル血清類ハ從來獸疫調査所ニ蓄メツツアリタルモ樺太ハ地理的ニ遠隔ノ地ニ在ル爲免再配給ノ困難ヲ缺キ又有効期間ニ限度アル血清類ニ在リテハ蔵メ準備シ置クコトモ不可能ナル事情ニ在ルヲ以テ樺太總中央試験所ニ於テ獸疫ニ關スル調査研究ヲ行フト同時ニ家畜血清類ノ製造ヲ行ヒ以テ決然下家畜衛生ノ完壁ヲ期セシカ爲畜産部ニ技手一名増員セントス

樺太總中央試験所官制定員表

技 術 官			名
技	術	官	
手	記	師	現行定員
二 八	五	一 四	増員
一			改正定員
二 九	五	一 四	備
			考

昭和十九年度内務省所管輝永廳特別會計
 歲入歲出豫定計算書各目明細書(抄)
 第三款 輝永廳各廳
 第三項 中央試驗所
 八、六一九、六一八圓
 六、五三二、二〇一圓

目	一棟		合計	單位價額	全額
	給	給			
十九年度豫定額	八〇、三七〇				
十八年度豫定額	七四、九八〇				
比較増△減					五、三九〇
本					三六、四五〇
本					五四、〇〇〇
本					三、一〇五〇
本					八〇、三七〇
手					
九年度					
二八					
五					
一〇、八〇					

血清類使用量表

年	血清類	数量
昭和十五年	トリコモナス	1,000.00
	コレラ血清	2,000.00
昭和十六年	コレラ血清	1,500.00
	コレラ血清	1,500.00
昭和十七年	コレラ血清	3,000.00
	コレラ血清	6,000.00
昭和十八年	コレラ血清	1,000.00
	コレラ血清	1,000.00

製造血清類ノ種類及製造量

血清類	製造量	用途
コレラ血清	1,000.00	コレラ血清
コレラ血清	1,000.00	コレラ血清
コレラ血清	1,000.00	コレラ血清
コレラ血清	1,000.00	コレラ血清
コレラ血清	1,000.00	コレラ血清
コレラ血清	1,000.00	コレラ血清
コレラ血清	1,000.00	コレラ血清
コレラ血清	1,000.00	コレラ血清
コレラ血清	1,000.00	コレラ血清

血清類ノ有効期間

種類	有効期間	保存方法
コレラ血清	20年	冷蔵保存
コレラ血清	20年	冷蔵保存
コレラ血清	20年	冷蔵保存
コレラ血清	20年	冷蔵保存
コレラ血清	20年	冷蔵保存
コレラ血清	20年	冷蔵保存
コレラ血清	20年	冷蔵保存
コレラ血清	20年	冷蔵保存
コレラ血清	20年	冷蔵保存

血清類検査所毎日数反破損数

検査所	検査日数	破損率
第一検査所	7日	2.0%
第二検査所	14日	2.5%
第三検査所	14日	2.5%
第四検査所	14日	2.5%
第五検査所	14日	2.5%
第六検査所	14日	2.5%
第七検査所	14日	2.5%
第八検査所	14日	2.5%
第九検査所	14日	2.5%
第十検査所	14日	2.5%

一、検査所ヨリ電報ヲ以テ發註シ東京ヨリ發送原着送ノ平均輸送所要日數ヲ示ス
 二、破損率ハ夏期ハ血清瓶一箱中(十瓶入)一―三個破損シ冬期ハ凍結ノ爲メ破損モアリ一―四個破損ス

家畜傳染病發生状況

年	度	分		トリスナ	コレラ	丹毒	炭	痘	傳染性貧血	數	症
		トリスナ	コレラ								
昭和十三年		一〇八	一〇八								
昭和十四年		一一七	一一七								
昭和十五年		一三二	一三二								
昭和十六年		一〇〇	一〇〇								

最近五ヶ年間家畜移入頭數表

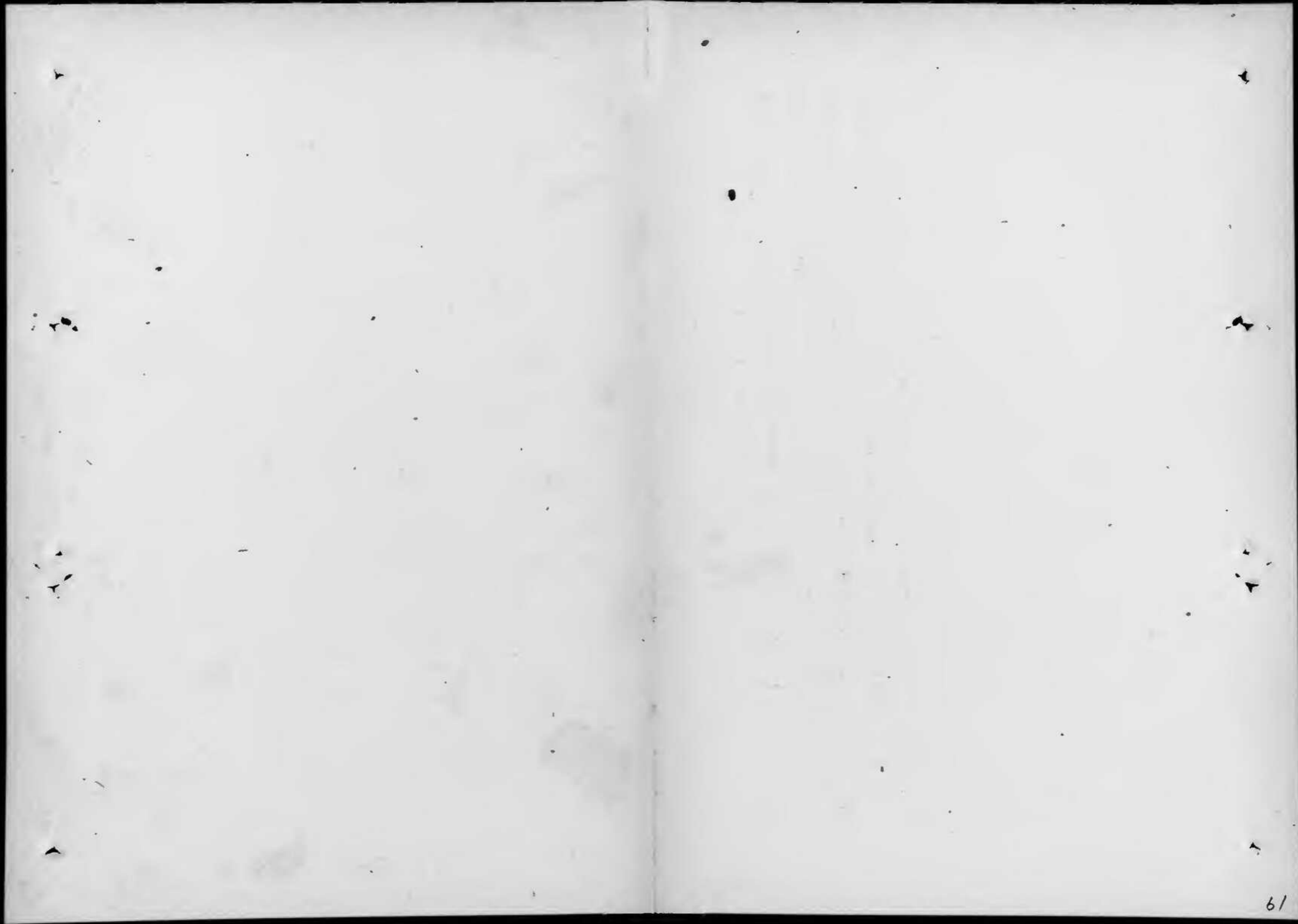
年	次	分		牛	馬	豚	鶏	綿	羊	山	羊	備	考
		牛	馬										
昭和十三年		一一〇	一一〇										
昭和十四年		二五五	二五五										
昭和十五年		三二〇	三二〇										
昭和十六年		一七〇	一七〇										
昭和十七年		一八二	一八二										

最近五ヶ年間家畜頭數表

年	度	分		牛	馬	豚	鶏	綿	羊	山	羊	備	考				
		牛	馬														
昭和十二年		六三三九	六三三九	一三八七	七六一五	六九四七	五〇〇四	二九五一	五九六三	二二九八	六二六六	二八二	六九	三三三	九八	四一	一五九
昭和十三年		六四三三	六四三三	一五一七	七七四〇	六八四一	四四八四	三三二五	二九九〇	一五四〇	六五三〇	二八二	八四	二六六	八六	四一	一三七
昭和十四年		七一三九	七一三九	一五一〇	八三四九	七三二五	四九四七	三三二二	四〇五九	一五四〇	六五三〇	三二五	一四八	四三三	一〇三	五九	一五九
昭和十五年		七〇一六	七〇一六	一五〇一	八五五七	七三三六	五五〇二	三三二五	二五二八	一五四〇	六五三〇	四〇八	一六五	六〇五	一〇九	四二	一五一
昭和十六年		六八五九	六八五九	一六六九	八〇二八	八三四九	五五〇二	三三二二	二五二八	一五四〇	六五三〇	三二五	一四八	四三三	一〇九	四二	一五一

官有ヲ含ム

備考



四條

大日本帝國政府

傳東第七五七號

昭和十九年十月十二日

樞密院 大津 啟

內務大臣 安藤 紀二郎 殿

都廳府縣臨時職員等改訂制中改正ノ件

決戦ノ種太ニ於ケル緊急事務處理ノ爲首題官制中一節改正ノ要アルニ
付御詮議有良度具奏稟申ス



62

裏面白紙

都廳府縣臨時職員等設置制中改正案

勅令第 號

都府縣臨時職員等設置制改正ノ遵改正ス

第一條 第一項 様太廳ノ部ニ「事務官」專任四人ノヲ「事務官」專任五人ノ

ニ「^{事務官}事務官」專任二百五十八人ノヲ「^{事務官}事務官」專任二百三十人ノ

十四人ノヲ「^{警部補}警部補」專任二十一人ノニ改ム

附 則

本令ハ昭和十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

理由

木材検査實施、為技師一人、技師五人、防空警備

填充強化、為技師一人、警部四人、貯蓄課

為警務官一人、屬四人、特別警備隊設置、為警部

一人、警部補三人、夫々増員一人、要中水二依

熊本原部内臨時職員定員表

官 署	現行定員	削減定員	改正定員	備 考
警 署 長 官 補	一 四		一 一	四人(九月)所定警備費充、 五人(九月)特別警備隊設置、
警 署 部	一 七		三 三	
技 師	二 五	一	一 六	一人(九月)木村被屋買証、
技 師 手	九 三	一 〇	二 〇 三	十人(九月)木村被屋買証、 所定警備費充、 所定警備費充、 警備費充、 警備費充、 警備費充、
警 署 視 察 官	一		一	一人(九月)野善受給、

昭和十九年度内務省河原野村等不登簿別會計
 歲入歳出程序計算書各目明細書（臨時部抄）

第二款 奉本臨時行政經費
 第二項 經濟統制費

三、三八四、四二五
 一、〇七四、〇三三

目	丁九年度 一五三、五七〇	十八年度 一五三、一六〇	比較増減 一四、四一〇																																																
費	<table border="1"> <tr> <td>奉本臨時行政經費</td> <td>九、〇〇〇</td> <td>九、〇〇〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>經濟統制費</td> <td>八、〇〇〇</td> <td>八、〇〇〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>其他</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>一七、〇〇〇</td> <td>一七、〇〇〇</td> <td>〇</td> </tr> </table>	奉本臨時行政經費	九、〇〇〇	九、〇〇〇	〇	經濟統制費	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇	其他	〇	〇	〇	合計	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	〇	<table border="1"> <tr> <td>奉本臨時行政經費</td> <td>八、〇〇〇</td> <td>八、〇〇〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>經濟統制費</td> <td>八、〇〇〇</td> <td>八、〇〇〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>其他</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>一六、〇〇〇</td> <td>一六、〇〇〇</td> <td>〇</td> </tr> </table>	奉本臨時行政經費	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇	經濟統制費	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇	其他	〇	〇	〇	合計	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	〇	<table border="1"> <tr> <td>奉本臨時行政經費</td> <td>九、〇〇〇</td> <td>九、〇〇〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>經濟統制費</td> <td>八、〇〇〇</td> <td>八、〇〇〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>其他</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>一七、〇〇〇</td> <td>一六、〇〇〇</td> <td>一、〇〇〇</td> </tr> </table>	奉本臨時行政經費	九、〇〇〇	九、〇〇〇	〇	經濟統制費	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇	其他	〇	〇	〇	合計	一七、〇〇〇	一六、〇〇〇	一、〇〇〇
奉本臨時行政經費	九、〇〇〇	九、〇〇〇	〇																																																
經濟統制費	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇																																																
其他	〇	〇	〇																																																
合計	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	〇																																																
奉本臨時行政經費	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇																																																
經濟統制費	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇																																																
其他	〇	〇	〇																																																
合計	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	〇																																																
奉本臨時行政經費	九、〇〇〇	九、〇〇〇	〇																																																
經濟統制費	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇																																																
其他	〇	〇	〇																																																
合計	一七、〇〇〇	一六、〇〇〇	一、〇〇〇																																																

第四款 薪給土木費
 第四項 薪給土木費

目	丁九年度 二八、八九〇	十八年度 二〇、一二〇	比較増減 八、七七〇																																				
費	<table border="1"> <tr> <td>薪給土木費</td> <td>二八、八九〇</td> <td>二八、八九〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>其他</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>二八、八九〇</td> <td>二八、八九〇</td> <td>〇</td> </tr> </table>	薪給土木費	二八、八九〇	二八、八九〇	〇	其他	〇	〇	〇	合計	二八、八九〇	二八、八九〇	〇	<table border="1"> <tr> <td>薪給土木費</td> <td>二〇、一二〇</td> <td>二〇、一二〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>其他</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>二〇、一二〇</td> <td>二〇、一二〇</td> <td>〇</td> </tr> </table>	薪給土木費	二〇、一二〇	二〇、一二〇	〇	其他	〇	〇	〇	合計	二〇、一二〇	二〇、一二〇	〇	<table border="1"> <tr> <td>薪給土木費</td> <td>二八、八九〇</td> <td>二〇、一二〇</td> <td>八、七七〇</td> </tr> <tr> <td>其他</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>二八、八九〇</td> <td>二〇、一二〇</td> <td>八、七七〇</td> </tr> </table>	薪給土木費	二八、八九〇	二〇、一二〇	八、七七〇	其他	〇	〇	〇	合計	二八、八九〇	二〇、一二〇	八、七七〇
薪給土木費	二八、八九〇	二八、八九〇	〇																																				
其他	〇	〇	〇																																				
合計	二八、八九〇	二八、八九〇	〇																																				
薪給土木費	二〇、一二〇	二〇、一二〇	〇																																				
其他	〇	〇	〇																																				
合計	二〇、一二〇	二〇、一二〇	〇																																				
薪給土木費	二八、八九〇	二〇、一二〇	八、七七〇																																				
其他	〇	〇	〇																																				
合計	二八、八九〇	二〇、一二〇	八、七七〇																																				

一 木材検査實施ニ要スル職員

技師 一人
技手 五人
職員

政府ノ進展ニ伴ヒ統監機關強化ニ付、木造建築近
同材、國所土質同材等木材ノ需要極ニ激著ラモ、
以テルノ敷道舟敷ニ在リテハ、日本木材會社ヲ
中軸ニ木材ノ統制ハ一段ニ強化セラルモ、
十ニ万種太ニ在リテハ、此等木材統制ノ實施ヲ免ズ
遺憾ノ點アリシヲ以テ、本年十一月、
政府木材ノ生産配給等ノ統制ヲ實施シ、重要點ヲ資
源タル木材ノ統制ニ爲念、
所タル木材ノ規格等ニ付テモ、
リタルニ係ル木材ノ規格等ニ付テモ、
トトナリタルヲ以テ之ヲ檢査ノ最正ヲ期セ、
技師一人及技手五人ヲ擇ニ、
セントス

林務廳重訂職員配置表

事	課	職												
		技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師			
林務	課	四	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林務	課	四	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林務	課	一	-	-	-	四	五	-	-	-	-	-	-	-
林務	課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林務	課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林務	課	五	五	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林務	課	五	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林務	課	四	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林務	課	二	五	-	-	-	四	五	-	-	-	-	-	-

課長以下各師ハ本表ニテ除ク

故手回人ノ分指

一人 木材検査ニ関スル綜合的企業指導

一人 豊原支應管内ニ於ケル検査事務ノ指導監督

一人 奥田支應管内ニ於ケル検査事務ノ指導監督

一人 豊原支應管内ニ於ケル検査事務ノ指導監督

一人 奥田支應管内ニ於ケル検査事務ノ指導監督

昭和十九年度林産物検査簿

天所名	検査料	検査料	検査料	検査料	検査料
豊原	五七、一〇〇	三二、〇〇〇	九六、〇〇〇	一、一八、八〇〇	五、五、四〇〇
豊原	二七、七、七〇〇	一、六、八八五	五、四、六、四〇〇	一、六、三九二	六、〇、九〇〇
豊原	二、六、五、〇〇〇	一、五、二、五〇〇	三、〇、六、〇〇〇	六、一、八〇〇	七、三、九〇〇
豊原	二、五、五、一〇〇	一、八、七、五〇〇	四、三、五、〇〇〇	一、五、〇、五〇〇	五、一、一〇〇
豊原	二、四、一、五、九〇〇	七、〇、七、九、五〇	一、五、〇、七、四〇〇	四、五、三、三、二	三、〇、四、七、〇〇

検査料金
 製材 一石二付 金五、五、〇〇〇
 製材 一石二付 金三、〇、〇〇〇
 木炭 一袋二付 金三、〇、〇〇〇

昭和十九年度林産物検査簿

天所名	検査料	検査料	検査料	検査料	検査料
豊原	五、四、六、一〇〇	一、一、一、五、五〇〇	五、〇、〇、〇〇〇	四、〇、〇、〇〇〇	一、一、八、八〇〇
豊原	二、七、五、七、〇〇	五、六、一、〇、八五〇	五、四、八、四〇〇	六、八、三、〇、〇〇〇	六、〇、九、〇〇〇
豊原	二、六、五、〇、〇〇	五、四、三、二、五〇〇	五、〇、六、〇、〇〇〇	五、五、七、五、〇〇〇	七、〇、九、〇〇〇
豊原	五、二、五、一、〇〇	六、八、六、九、五〇〇	四、三、五、〇、〇〇〇	五、四、三、七、五〇〇	五、一、一、〇、〇〇
豊原	一、四、一、五、九〇〇	二、九、〇、五、五、五〇	一、五、〇、七、四〇〇	一、八、八、四、二、五〇〇	五、〇、四、七、〇〇

検査料金
 製材 一石二付 金五、五、〇〇〇
 製材 一石二付 金三、〇、〇〇〇
 木炭 一袋二付 金三、〇、〇〇〇

昭和十八年度素材、製材課渡額

一、素材

丸木 一八〇五三〇三
製材丸木 二四九九八八
製材丸木 一三、四七四二五八
製材丸木 三、一〇

二、製材

製材 一、九四五七五
製材丸木 七五、八五三
製材丸木 六、五九六、四四八

備考

常務取締役、阿波會社、王子及製材會社（創立以降業績）ニヨリ製
造セルモノニシテ個人自由取引ノモノハ不明瞭ニシテ尚本指記數ノ
外ニ取引中ノモノ若干アリ

林産物検査員配置豫定表

林産物	検査員	検査員	検査員		検査員
			検査員	検査員	
豊原支店	10	21	1	1	1
小野	3	10	1	1	1
若原	3	10	1	1	1
台	2	10	1	1	1
大野	3	10	1	1	1
野	1	10	1	1	1
多野	1	10	1	1	1
知多	1	10	1	1	1
葛	1	10	1	1	1
下野	1	10	1	1	1
大野	2	10	1	1	1

林産物	検査員	検査員	検査員		検査員
			検査員	検査員	
豊原支店	10	21	1	1	1
小野	3	10	1	1	1
若原	3	10	1	1	1
台	2	10	1	1	1
大野	3	10	1	1	1
野	1	10	1	1	1
多野	1	10	1	1	1
知多	1	10	1	1	1
葛	1	10	1	1	1
下野	1	10	1	1	1
大野	2	10	1	1	1

合 計	初 計	切 岸	駐 在 所 名	檢 査 積 算	
			檢 査 積 算	檢 査 積 算	
			檢 査 積 算	檢 査 積 算	
八 〇	一 六	一 一	八 〇	一 六	一 一
一 四 一 五 九 〇	七 三 五 一 〇	一 〇 〇 〇 〇	一 四 一 五 九 〇	七 三 五 一 〇	一 〇 〇 〇 〇
三 〇 四 七 〇	五 一 一 〇	一 〇 〇 〇	三 〇 四 七 〇	五 一 一 〇	一 〇 〇 〇
一 五 〇 七 四 〇	四 三 五 〇	三 二 〇 〇	一 五 〇 七 四 〇	四 三 五 〇	三 二 〇 〇

檢 査 積 算	初 計	切 岸	駐 在 所 名	檢 査 積 算
檢 査 積 算	檢 査 積 算	檢 査 積 算	檢 査 積 算	檢 査 積 算
一 一 三 一 〇	一 一 三 一 〇	一 一 三 一 〇	一 一 三 一 〇	一 一 三 一 〇
二 三 〇	八 六 七 〇	四 五 二 〇	一 七 九 〇	二 五 〇
八 〇	九 四 〇	一 〇 〇	一 七 〇	七 〇
一 五 〇	三 〇	一 〇	一 五 〇	三 〇
八 三 〇	三 〇	九 〇	四 八 〇	一 五 〇

二 防空警備補充ニ要スル職員

技士 一人
警部補 四人
職員

増地等點ノ概況改訂下様太、アノコトシケンガ否ヨリノ警備ノ弊スナルノミナラズ日蘇不測ノ所懸ヲ惹起スレトモハ本館防衛ノ火兵トシテ防空警備ノ概況ハ一日一割ノ前年ヲ許イザル状態ニ在リ仍テ之ガ防空技術ノ計畫所・警備等並ニ警備工事ノ設計指導ノ為専任ノ技術職員ノ配置ヲ要スルト共ニ監視隊本部及監視哨等増置ニ伴ヒ隊哨員ニ相當教ヲ授スルニ列レルヲ以テ此等隊哨員ノ勤務ニ付徹底セル後養訓練ヲ施シ服務上ノ監督ニ付テモ遺憾ナカラシムル為専任監視隊長ヲ設置シ團ニ防衛ヲ安んずルニ付テモ高橋手一人ヲ警備本部補四人ヲ各支隊ニ増員セントス

増員編後職員配置表

計	榊 太 総	藤 須 取 支 隊	森 倉 支 隊	奥 田 支 隊	豊 原 支 隊	配 置 箇 所 按
						予
						警 部 補
						巡 査 部 長
						巡 査
						新
						備
						考

増員セシムル職員ノ揚南事務

一、技士一名

- (一) 警防塔施設ノ技術的計畫並ニ指導
- (二) 防空關係施設工事ノ設計並ニ指導
- (三) 防空法施行ニ關スル技術的計畫並ニ指導
- (四) 警防施設ニ關スル軍及陸係各員ト、技術的折衝
- (五) 其ノ他警防ニ關スル技術的指導

二、警務補四名

- (一) 警務隊員ノ養成指導並ニ監督
- (二) 軍監視隊ト連絡調整
- (三) 監視隊事務ノ統括

防空營繕費算入額表(昭和十九年度)

區	分	款	目	金	類	備	考
計	監視改本部新營	一五〇〇〇	四〇〇〇	一〇〇〇〇			
	監視哨新營	一〇〇〇〇	〇〇〇〇	五〇〇〇〇			
	連署地新板	一〇〇〇〇	〇〇〇〇	二〇〇〇〇			
	名新係地	二〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇〇			
	耐聲地下室新營	五〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇〇			
	貯水貯槽	二〇〇	二五〇〇	一〇〇〇〇			
	監視哨道路新營	一五〇	一〇〇〇	五〇〇〇			
	消防器具置所	一二	七二〇	八〇〇〇			
				三九九一			
				一〇〇〇			

警防上特ニ重要ナル施設ニ其列スル
八ヶ岳警備隊駐屯地ニ設ケル警備所

大泊郵便局
大泊港郵便局
大泊港
大泊海軍新油場

留多加野所(野原所)
留多加野所(野原所)
留多加野所(野原所)
留多加野所(野原所)

能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局

能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局

能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局

能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局

能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局

能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局

能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局

能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局

能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局

能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局
能登島郵便局

知取町 秋生町

樟木 鐵道局

豊原 鐵道局

大泊 港 羊堂

大泊 港 鐵道

和歌川 鐵道

歌春 鐵道局

電信 電話機

豊原 鐵道局

人稱 鐵道局

和歌川 川口

豊原 鐵道局 羊堂 (前車庫)

豊原 鐵道局

大泊 鐵道局 (前車庫)

大泊 港 鐵道

内泊 鐵道局

上歌春 鐵道局

豊原 鐵道局

和歌川 鐵道

歌春 鐵道局

和歌川 鐵道局

大泊 港 鐵道

大泊 港 鐵道

大泊 港 鐵道

内泊 鐵道局

歌春 鐵道局

和歌川 鐵道

豊原 鐵道局

和歌川 鐵道

和歌川 鐵道局

和歌川 鐵道局

和歌川 鐵道局

豊原 鐵道局

大泊 港 鐵道

和歌川 鐵道

大泊 港 鐵道

豊原 鐵道局

和歌川 鐵道

豊原 鐵道局

和歌川 鐵道

和歌川 鐵道局

和歌川 鐵道局

和歌川 鐵道局

和歌川 鐵道局

和歌川 鐵道局

和歌川 鐵道局

和歌川 鐵道局

和歌川 鐵道局

和歌川 鐵道局

氣比橋

日本人造橋株式會社
東京工務局
珍町水谷出後所
惠須取町
惠須取町至千歳電所

古川橋

三井物産株式會社
河内橋梁所
惠須取町
惠須取町至千歳電所

半田橋

惠須取町
惠須取町至千歳電所

主要市町村人口總

市	町	村	戸	口
和歌山	名取	鹿嶋	鹿嶋	鹿嶋
和歌山	名取	鹿嶋	鹿嶋	鹿嶋
和歌山	名取	鹿嶋	鹿嶋	鹿嶋
和歌山	名取	鹿嶋	鹿嶋	鹿嶋
和歌山	名取	鹿嶋	鹿嶋	鹿嶋
和歌山	名取	鹿嶋	鹿嶋	鹿嶋
和歌山	名取	鹿嶋	鹿嶋	鹿嶋
和歌山	名取	鹿嶋	鹿嶋	鹿嶋
和歌山	名取	鹿嶋	鹿嶋	鹿嶋
和歌山	名取	鹿嶋	鹿嶋	鹿嶋
和歌山	名取	鹿嶋	鹿嶋	鹿嶋

(昭和十八年現在)

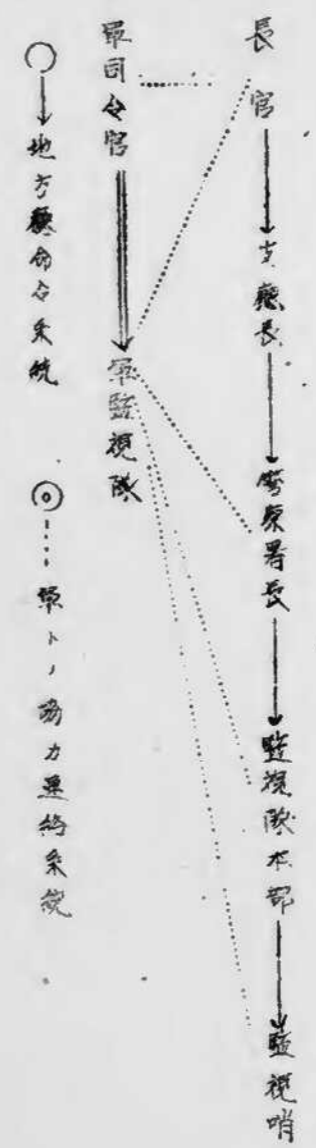
昭和十九年度防空監視隊員一 務員

計	隊員				本	隊	員	計	隊	員	計	隊	員	備	考
	隊	員	計	隊											
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
二	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六		
七	五	九	二	一	五	九	二	一	五	九	二	一	五		
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
八	三	八	七	〇	三	八	七	〇	三	八	七	〇	三		
二															
七	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一		
〇	三	〇	七	〇	三	〇	七	〇	三	〇	七	〇	三		
三	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三		
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
三	九	六	二	八	三	九	六	二	八	三	九	六	二		
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
三	九	六	二	八	三	九	六	二	八	三	九	六	二		
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		

防空監視隊員配置表 (昭和十一年年度表)

本隊		分隊		監視		警備		備考	
員數	姓名	員數	姓名	員數	姓名	員數	姓名	員數	姓名
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	× × × × ×	七	五	九	二	一			
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	三	一	五	九					
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	三	〇	七	〇					
一	四	二	三	三	三	四	四	五	五
一	四	二	三	三	三	四	四	五	五
一	四	二	三	三	三	四	四	五	五
一	四	二	三	三	三	四	四	五	五
一	四	二	三	三	三	四	四	五	五
一	四	二	三	三	三	四	四	五	五
一	四	二	三	三	三	四	四	五	五
一	四	二	三	三	三	四	四	五	五
一	四	二	三	三	三	四	四	五	五

防空監視隊指揮監視系統



事務官 一人
庶長 一人
書記 一人

國民貯蓄ノ増強ハ決然下益々其ノ重要位ヲ加ヘツツアリ。種々ニ於ケル貯蓄
目標及之策次々増シ引上行ハレ。昭和十九年度ニ於テハ一躍三割三引上
ガ一億圓ヲ目標トシ之ヲ達成ニ萬全ノ把握ヲ講ジツソフン所ナルモ時局ノ
影響ニ依ツルルハ、石炭業界ノ不振等ハ於テ其貯蓄増強ノ向上ヲ妨ゲツ、
アリ地方的時局位ノ短狭ツテ今後ノ目標達成ニハ一級ノ困難ヲ伴フハ必
至ナリトス。切實貯蓄増強運動ノ展開ニハ大政翼賛會及産報、商報等傘下
團體ヲ總動員強ク推進シツソフ所ナルモ、之ヲ綜合企畫及指導ニ兼ルベ
ク樞太級ノ貯蓄専務員ヲ掌職員ハ現在屬一人ノ窮々タル陣容ニシテ第一級タ
ル支應ニモ專任職員ナク事務進行上遺憾ノ點アルヲ以テ今後之ヲ専掌職員
トシテ事務官一人ヲ樞太級ニ増員シ貯蓄奨励運動ノ綜合企畫及指導、各種
關係團體、金融機關トノ連絡調整等ニ當ラシムルト共ニ各支應ニ屬一人ヲ
配置シ第一級指導専務員ノ萬全ヲ期セシトス。

貯蓄関係事務整理

様本總ニ於テ規定スル事項(一) (一) 国民貯蓄運動法(一) (一) 国民貯蓄運動法(一) (一) 国民貯蓄運動法(一)

(二) 国民貯蓄運動法(二) (二) 国民貯蓄運動法(二) (二) 国民貯蓄運動法(二)

(三) 国民貯蓄運動法(三) (三) 国民貯蓄運動法(三) (三) 国民貯蓄運動法(三)

(四) 国民貯蓄運動法(四) (四) 国民貯蓄運動法(四) (四) 国民貯蓄運動法(四)

(五) 国民貯蓄運動法(五) (五) 国民貯蓄運動法(五) (五) 国民貯蓄運動法(五)

(六) 国民貯蓄運動法(六) (六) 国民貯蓄運動法(六) (六) 国民貯蓄運動法(六)

(七) 国民貯蓄運動法(七) (七) 国民貯蓄運動法(七) (七) 国民貯蓄運動法(七)

(八) 国民貯蓄運動法(八) (八) 国民貯蓄運動法(八) (八) 国民貯蓄運動法(八)

(九) 国民貯蓄運動法(九) (九) 国民貯蓄運動法(九) (九) 国民貯蓄運動法(九)

(十) 国民貯蓄運動法(十) (十) 国民貯蓄運動法(十) (十) 国民貯蓄運動法(十)

(十一) 国民貯蓄運動法(十一) (十一) 国民貯蓄運動法(十一) (十一) 国民貯蓄運動法(十一)

支應ニ於テ規定スル事項(一) (一) 国民貯蓄運動法(一) (一) 国民貯蓄運動法(一)

(二) 国民貯蓄運動法(二) (二) 国民貯蓄運動法(二) (二) 国民貯蓄運動法(二)

(三) 国民貯蓄運動法(三) (三) 国民貯蓄運動法(三) (三) 国民貯蓄運動法(三)

(四) 国民貯蓄運動法(四) (四) 国民貯蓄運動法(四) (四) 国民貯蓄運動法(四)

(五) 国民貯蓄運動法(五) (五) 国民貯蓄運動法(五) (五) 国民貯蓄運動法(五)

(六) 国民貯蓄運動法(六) (六) 国民貯蓄運動法(六) (六) 国民貯蓄運動法(六)

(七) 国民貯蓄運動法(七) (七) 国民貯蓄運動法(七) (七) 国民貯蓄運動法(七)

(八) 国民貯蓄運動法(八) (八) 国民貯蓄運動法(八) (八) 国民貯蓄運動法(八)

(九) 国民貯蓄運動法(九) (九) 国民貯蓄運動法(九) (九) 国民貯蓄運動法(九)

(十) 国民貯蓄運動法(十) (十) 国民貯蓄運動法(十) (十) 国民貯蓄運動法(十)

(十一) 国民貯蓄運動法(十一) (十一) 国民貯蓄運動法(十一) (十一) 国民貯蓄運動法(十一)

貯蓄関係事務職員定員配置表

種別	現行定員		増員定員		改正定員	
	事務官	職員	事務官	職員	事務官	職員
總務課		-		-		-
豊原支店		-		-		-
美田支店		-		-		-
恩原支店		-		-		-
赤谷支店		-		-		-
計		-		-		-

總務課定員配置表

(一) 事務職員

事務類別	事務官			事務員		
	主任	主事	書記	主任	主事	書記
法務						
市町村監督						
府						
文書						
統計						
情報						
計						

解長タル事務官ノ数ヲ

最近六ヶ年間ニ於ケル貯蓄増加実績

年度	国ノ目標額	増進ノ目標額	貯蓄増加実績	達成率	備
昭和十三年度	八〇〇	八〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	
昭和十四年度	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	
昭和十五年度	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一〇〇	
昭和十六年度	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一〇〇	
昭和十七年度	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	一〇〇	
昭和十八年度	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	一〇〇	

但、昭和十八年度八四三、〇〇〇、十一月迄ノ達成率トス

昭和十三年度以降ニ於ケル金融機関別貯蓄増加表

(單位 圓)

種別	年度	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年
郵便貯蓄		四、六五五、五九三	九、三二七、七八〇	八、九七五、八三七	一、五〇〇、七、四〇八	一、六三〇、六、五五三	一、七六〇、九、五三〇
銀行貯蓄		七、六五〇、七七一	一、七〇〇、二、二〇〇	一、六七五、二、八八	二、七〇〇、五、三、七、四	二、八二五、四、四、五	二、九七〇、七、一、七
簡易生命保険		一、八五、五〇七	四、〇七〇、九八	三、七七八、五、四、六	一、七二六、三、六、八	一、九〇〇、〇、八、九	二、〇五〇、〇、八、九
郵便貯蓄		一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
生利貯蓄		一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
有價証券		一、三六、八、九三	一、一七、一、八六	一、二九、四、八、八三	一、〇〇、〇、〇、〇	一、〇〇、〇、〇、〇	一、〇〇、〇、〇、〇
合計		一、三六、八、九三	一、三六、八、九三	一、三六、八、九三	一、三六、八、九三	一、三六、八、九三	一、三六、八、九三

國民貯蓄組合現勢調

(昭和十八年九月十七日現在)
(單位：組、人、圓)

種別	總數		總額		總額		總額		總額	
	組數	員數	總額	總額	總額	總額	總額	總額	總額	
地城組合	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770
農林組合	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770
商工組合	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770
青年組合	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770
婦人組合	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770
合計	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770	1,113	44,770

公債消費化状況 (昭和十八年十二月末現在)

種別	總數	總額	總額	
地城組合	1,113	44,770	1,113	44,770
農林組合	1,113	44,770	1,113	44,770
商工組合	1,113	44,770	1,113	44,770
青年組合	1,113	44,770	1,113	44,770
婦人組合	1,113	44,770	1,113	44,770
合計	1,113	44,770	1,113	44,770

昭和十九年度國債 債券消化豫定額

- 日標額 八百萬圓
- 內國債貯金 四百萬圓
- 內戰時債券 四百萬圓

昭和十九年度貯蓄券賣出豫定額

日標額 十五萬圓

種別	額	種別	額
國債	四百萬圓	戰時債券	四百萬圓
戰時債券	四百萬圓	貯蓄券	十五萬圓
合計	八百萬圓	合計	五百五十五萬圓

新券先發空額

- 一 認可件数 二十六件
- 一 昭和十八年十二月末現在高 五、二七四、六六一圓
- 一 昭和十八年度始十月初暫加額 三、九〇七、八九六圓

臨時資金調整法ニ依リ國債購入勸奨額（昭和十八年末現在）

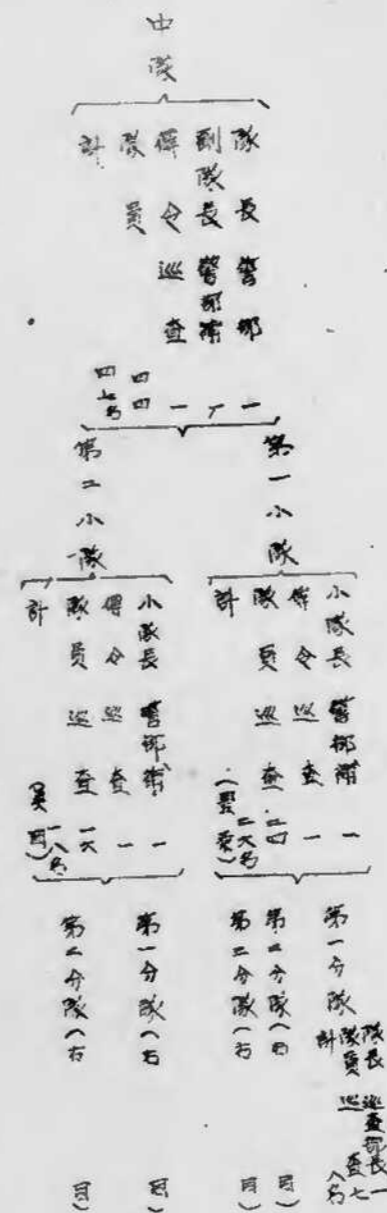
- 一 勸奨件数 一三五件
- 一 對象金額 二、一四五、七六三圓

四特別警備隊設置ニ要スル職員

警部補 一人 警員

際且セル情勢下空襲兵ノ他非常事態ニ對シ警備ノ萬全ヲ期スルハ警備
長ノ任務タリ之ヲ爲防衛計畫、徳動員警備計畫、沿岸警備計畫等警備
線ヲ實施シ以テ有事ニ備ヘツツアリト雖然太ハ北方蘇聯ト接境スル唯
特殊地帯タルノミナラズ人口密度極メテ稀薄ニシテ民防衛力ニ期待スルコ
ト殆ンド困難ナル實情ニ在ルヲ以テ新ニ特別警備隊ヲ設置シ全警備ノ警備
活動ニ専任タラシムルト共ニ警防警備事務ノ監察ニ當ラシムル爲警部一人
警部補三人ヲ増員セントス

特別警備隊編成表



警備隊第一 警備班三
 巡查班長五
 巡查三八
 計四七名

警防二關スル之ナル團體調（昭和十九年五月不現在）

名	種	設置数	員数	備
一 警防團	警防團	四五	一、二〇〇	團員数ハ防空補助員数ヲ示ス 警防團員数ヲ合ス
二 警防班	警防班	七〇	四、八〇〇	
三 警防隊	警防隊	二四	一、二二八	
四 警防隊	警防隊	一六	二、一〇九	
五 警防隊	警防隊	一	一、五〇〇	
六 警防隊	警防隊	一	一、〇〇〇	

神太令第六十八號
神太木材検査規則左ノ通定ム

昭和十九年六月十七日

神太廳長官 大津 敏 男

神太木材検査規則

第一章 檢 査

第一條 神太木材統制規則第十五條第一項ノ規定ニ依ル検査ハ（以下検査ト稱ス）本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第二條 検査ハ別ニ定ムル規格ニ依リ林産物検査員（以下検査員ト稱ス）之ヲ施行ス
既ニ都道府縣ニ於テ検査ヲ受ケタル木材ニ付テハ本令ニ依ル検査ヲ受ケルヲ要セズ

第三條 検査ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依ル申告書ニ検査手数料ヲ添ヘ木材生産地（移入木材ニ付テハ移入地ヲ以テ其ノ生産地ト看做ス以下同ジ）ヲ指當スル林産物検査員駐在所ニ之ヲ提出スベシ

第四條 検査ハ木材生産地ヲ指當スル検査員駐在所ノ指當區域内ニ於ケル土場、貯木場、製材所其ノ他之ニ準スル場所ニ之ヲ執行ス
検査員必要アリト認ムルトキハ検査ノ期日又ハ場所ヲ指定スルコトヲ得

第五條 生産ヲ指當スル検査員駐在所ノ指當區域外ニ於テ検査ヲ受ケントスルトキハ様式第二號ニ依ル受檢地變更願ヲ生産地ヲ指當スル検査員駐在所ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ承認ハ受檢地ヲ指當スル検査員駐在所ニ提出スル申告書ニ之ヲ添附スベシ

第六條 検査院ハ賦稅執行ノ際様式第三號ニ依ル検査員證ヲ携帶スベシ

第七條 検査ヲ受クル者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會ヒ検査員ノ指揮ニ從フベシ
前項ノ規定ニ依ル検査ニ立會ヒナキ場合ト雖モ検査ヲ執行スルコトヲ得

第八條 検査ヲ申告シタル者ハ受檢前豫メ検査ヲ受クル木材ニ付用材類

格規程第三十七條ノ規定ニ依ル標示ヲ爲スベシ

第九條 検査員ハ検査ニ合格シタル木材ニ機式第四號ノ證印ヲ押捺スベシ

第十條 検査ヲ受ケタル者検査ノ決定ニ異議アルトキハ其ノ検査ノ日ヨリ十日以内ニ異議ノ事由ヲ具シ再検査ヲ希太廳長官ニ申請スルコトヲ得

前項ノ申請書ハ其ノ検査ヲ受ケタル検査員駐在所ヲ經由スベシ
再検査ノ決定ニハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第十一條 採替、運搬、解束其ノ他検査執行ノ爲要スル勞力及費用ハ検査ヲ受ケタル者ノ負擔トス

検査執行ノ爲生ジタル損害ニ對シテハ賠償ノ責ヲ任セズ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ検査ヲ執行セザルコトヲ得

一 第七條第一項ノ規定ニ依ル立會ヲ爲サズ又ハ指揮ニ従ハザルトキ

二 第八條ノ規定ニ依ル標示ヲ爲サザルトキ

三 要材ノ乾燥充分ナラザルトキ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ更ニ検査ヲ受クベシ

一 一束ニ入レタルモノノ一部ヲ變更シタルトキ

二 第九條ノ規定ニ依ル證印分明ナラザルトキ

三 形質ヲ損傷シタルトキ

第二章 取 締

第十四條 検査員取締上必要アリト認ムルトキハ要材所、厩宅、倉庫其ノ他木材所在ノ場所ニ臨檢シ木材ノ積替、改束、保管、若ハ運搬停止ヲ命ジ第九條ノ規定ニ依ル證印ヲ受ケタル木材ニ付更ニ検査ヲ爲シ又ハ必要ナル審判其ノ他ノ提示ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 運送業者又ハ運送取扱業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル木材運送又ハ運送取扱ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第五條ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 検査未済ノモノ

二 第九條ノ規定ニ依ル證印分明ナラザルモノ

三 前條ノ規定ニ依リ保管又ハ運搬停止ヲ命ゼラレタルモノ
第十六條 木材ニハ第九條所定ノ證印類似ノ記號ヲ押捺スルコトヲ得
ズ

第三章 罰 則

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ
科料ニ處ス

一 第五條ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケズシテ生産地ヲ擔當スル検査員
駐在所ノ擔當區域外ニ搬出シタル者

二 第九條ノ規定ニ依ル證印ヲ偽造シ又ハ偽造シタルモノヲ使用シ
タルモノ

三 第十四條ノ規定ニ依ル臨檢若ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ命令ニ従
ハザル者

四 第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ違反シタル者

五 不正ノ手段ニ依リ検査ヲ受ケ又ハ検査ヲ受ケタル木材ニ不正ノ
手段ヲ施用シタル者

第十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人、其ノ他ノ
從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條各號ニ掲グル違反行為ヲ
爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ前條ノ罰
金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第十九條 未成年者又ハ無治者第十七條各號ニ掲グル違反行為ヲ爲
シタルトキハ同條ノ罰則ハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ業務ニ
關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第二十條 本令ハ昭和十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條 樟太木材統制規則第二十三條ノ規定ニ依リ樟太廳長官ノ
證明ヲ受ケントスル者ハ様式第五號ニ依リ現品所在地ヲ擔當スル檢
査員駐在所ニ届出テ様式第六號ニ依ル證印ヲ受クベシ

第二十二條 本令施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ様式第七號ノ證印ヲ以テ第
九條ノ規定ニ依ル検査證印ニ代フルコトヲ得

様式第一號

印紙入

木材検査申告書

木材 種類	材積	本数	材積	検査手数料 単価	金額	受検 月日	受検 場所	譲渡先 種別	要

右検査相受度及申告候也

昭和 年 月 日

住所

氏

名

榎太 廳長官 殿

様式第二號

受検地變更願

木材 種類	樹種	材積	数量	生産地	運搬先 受検地	日 時	事由	備 要

右御承認相成度此段及御願候也

昭和 年 月 日

住所

氏

名

殿

様式第三號

品 號	林産物検査員證	職 氏 名

長九 幅六

様式第四號

(一) 素材證印外徑三〇經



(二) 枕木檢査證印外徑三〇經



(三) 製材（普通製材）證印外徑五〇經



様式第五號

檢査施行前生産木材届

木材ノ種類	質	種材	種	數量		現品所在場所	備	要
				本(東)	石			

右檢査施行前生産シタルモノナルコトヲ證明相受度ニ付證印押捺相成度及御届候也

昭和 年 月 日

住 所 氏

名

様式第六號

檢査施行前生産證印（素材及製材）

直 徑 八分五厘
 縁 内 隔 三 厘
 文 字 隔 六 厘
 肉 色 朱 墨



様式第七號

第二十二條ノ規定ニ依ル検査證印



肉	文	線	直	
色	字	内	徑	
	隔	隔		八分五厘
黒	六	三		
	厘	厘		

神太廳令第六十九號

神太木炭検査規則左ノ如ク定ム

昭和十九年六月十七日

神太廳長官 大 津 敏 男

神太木炭検査規則

第一章 總 則

第一條 神太内ニ於テ生産シタル木炭ハ本令ニ依リ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ授受シ又ハ使用スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 學術ノ研究又ハ試驗ノ用ニ供スルモノ

二 博覽會、共進會品、品評會等ニ出品スルモノ

三 軍、官又ハ大學演習林ニ於テ本令ノ定ムル規格ニ準ジ生産シ稱呼、量目及品等ニ付第十二條ノ規定ニ準ジ標示ヲ爲シタルモノ

四 燃發又ハ強制執行ニ因リ引渡ヲ要スルモノ

五 特別ノ事由ニ因リ神太廳長官ニ於テ検査ノ必要ナシト認メタルモノ

第二條 本令ニ於テ受トハ買買、贈與、交換、貸借、贈與、擔保寄託等ノ目的ヲ以テ爲ス受渡ヲ謂フ

第三條 神太外ニ於テ生産シタルモノト雖モ之ヲ確證シ難キモノ又ハ神太内ニ於テ改裝若ハ改造シタルモノハ神太外ニ於テ生産シタルモノト看做ス

第二章 檢 査

第四條 検査ハ神太廳林産物検査員（以下検査員ト稱ス）之ヲ執行ス

検査員ハ職務執行ノ際様式第一號ニ依ル検査員證ヲ携帯スベシ

第五條 検査ヲ受ケントスル者ハ様式第二號ニ依ル申告書ニ検査手数料ヲ添へ生産地ヲ適當スル検査員駐在所ニ提出スベシ

第六條 検査ハ生産地ヲ適當スル検査員駐在所ノ適當區域内ニ於テル倉庫、貯藏所、製炭所其ノ他之ニ準ズル場所ニ於テ之ヲ執行ス

検査員必要アリト認メタルトキハ検査ノ期日又ハ場所ヲ指定スルコトヲ得

第七條 製生産地ヲ指當スル検査員駐在所ノ指當區域外ニ於テ検査ヲ受ケントスルトキハ様式第三號ニ依ル受檢地變更願ヲ生産地ヲ指當スル検査員駐在所ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ承認書ハ受檢地ヲ指當スル検査員駐在所ニ提出スル申告書ニ之ヲ添附スベシ

第八條 検査ヲ受クル者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會ヒ検査員ノ指揮ニ従フベシ

前項ノ規定ニ依ル立會ナキ場合ト雖モ検査ヲ執行スルコトヲ得

第九條 検査ヲ申告シタル者ハ受檢前豫メ現品ヲ類別配置シ様式第四號ニ依ル荷票ヲ各包装ノ小口ニ緊結シ置クベシ

第十條 検査ハ別表ノ木炭規格ニ依リ之ヲ行フ
標ニハ左ノ等級ヲ附ス

標呼 等級 附 標 準

標	
一等	標以外ノ質種ヲ含マズ規格ニ合致シ炭化正當ナルモノ
二等	標以外ノ質種ヲ含マズ規格ニ合致シ炭化一等ニ近クモノ

第十一條 左ノ各標ノ一ニ該當スルモノハ検査員ガ改造ヲ命ズルコトアルベシ

一 量目不足ナルモノ

二 瀝炭

三 未炭化物、土石、木片、其ノ他ノ夾雜物ヲ混入セルモノ

四 所定ノ規格ニ適合セザルモノ

第十二條 検査員検査ヲ終了シタルトキハ様式第五號ニ依ル検査證書紙ニ様式第六號ノ検査證明ヲ押捺シ其ノ木炭ノ包装小口ニ緊結スベシ

第十三條 検査ヲ受ケタル者検査ノ決定ニ異議アルトキハ其ノ検査ノ日ヨリ十日以内ニ異議ノ事由ヲ具シ再検査ヲ標本廳長官ニ申請スルコトヲ得

前項ノ申請書ハ其ノ検査ヲ受ケタル検査員駐在所ヲ經由スベシ
再検査ノ決定ニハ異議ヲ申立フルコトヲ得ス

第十四條 積替、運搬、秤量、解裝其ノ為検査執行ノ為要スル努力
及費用ハ受檢者ノ負擔トス

検査執行ノ爲生ジタル受檢者ノ損害ニ對シテハ賠償ノ責ニ任セズ
第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ検査ヲ執行セザルコトヲ
得

一 第八條第一項ノ規定ニ依ル立會ヲ爲サズ又ハ指彈ニ從ハサル
トキ

二 第九條ノ規定ニ依ル受檢準備ヲ爲サザルトキ
第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ更ニ検査ヲ受クルニ非ザ
レバ之ヲ授受スルコトヲ得ズ

一 包装ヲ破損、改裝又ハ改造シタルトキ
二 正味量ノ減少シタルトキ又ハ形質ヲ損傷シ等故ニ異動ヲ來シ
タルトキ

三 検査證書ヲ破損又ハ亡失シタルトキ
四 検査証印分明ナラザルトキ

第三章 取 締

第十七條 検査員取締上必要アリト認ムルトキハ製煉所、居宅、倉
庫、貯蔵所其ノ他木炭所在ノ場所ニ隨檢シ木炭ノ積替、解裝、保
管若ハ運搬停止ヲ命ジ第十二條ノ規定ニ依ル證印ヲ受ケタル木炭
ニ付更ニ検査ヲ爲シ又ハ必要ナル書類其ノ他ノ提示ヲ命ズルコト
ヲ得

第十八條 検査員ハ検査ヲ受タルヲ要スル木炭又ハ検査済ノ木炭ヲ
運搬、貯蔵若ハ保管スル者ニ對シ雨露ノ防除其ノ他保護上必要ナ
ル措置ヲ命ズルコトヲ得

第十九條 運送業者又ハ運送取扱業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル木
炭ノ運送又ハ運送取扱ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第七條ノ規定ニ依ル
承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 検査未済ノモノ
二 第十七條ノ規定ニ依リ保管又ハ運搬停止ヲ命ゼラレタルモノ

三 検査証票ノ毀損又ハ亡失シタルモノ
第二十條 本令ニ規程シタル検査証票及蓋印類似ノモノハ之ヲ製作シ
又ハ使用スルコトヲ得ズ

第四章 罰 則

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ
處ス

一 第一條、第十六條又ハ第二十條ノ規定ニ違反シタル者

二 第七條ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケズシテ生産地ヲ標識スル検査員
駐在所ノ邊雷區域外ニ搬出シタル者

三 第十七條ノ規定若ハ検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ命令ニ従ハサル者

四 検査証票ヲ改竄改書又ハ再使用シタル者

五 不正ノ手段ニ依リ検査ヲ受ケ又ハ検査ヲ受ケタル本質ニ不正ノ
手段ヲ適用シタル者

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料
ニ處ス

一 第十九條ノ規定ニ違反シタル者

二 第十八條ノ命令ニ従ハサル者

第二十三條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ
従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前二條各號ニ掲グル違反行
爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ處罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ前
二條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第二十四條 未成年者又ハ精神薄弱者第二十一條及第二十二條各號ニ掲
グル違反行爲ヲ爲シタルトキハ第二十一條及第二十二條ノ罰則ハ其
ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有
スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

別 表

木 炭 氣 釜

○

標

等

正味量

標太

四

七

様式第五號

○

申請者	住所	産地
氏名		

四

様式第四號

正味量	稱呼

四

右御承取相成度此段及御願候也

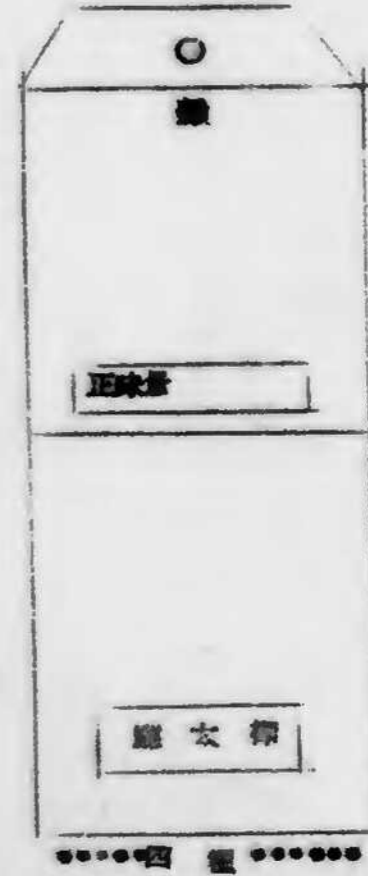
昭和 年 月 日

住所 氏名

		稱呼	正味量	曾	産地	受檢地	檢送方法	檢送月日	著	事	由



様式第六號



備考

- 一 外徑三寸
- 二 數字ハ検査年月日及検査證印番號トス

備考

- 一 () 内ニハ林産物検査員在所名及検査票番號ヲ記入ス
- 二 榎太標ノ様式ハ榎

神太廳令第七十號

神太林產物検査手数料規則左ノ通り

昭和十九年六月十七日

神太廳長官 大津 敏男

神太林產物検査手数料規則

第一條 神太木材検査規則又ハ神太木炭検査規則ニ依リ検査ヲ受ケン
トスル者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スベシ但シ神太木材検査規
則第十條及神太木炭検査規則第十三條ノ規定ニ依ル再検査ニシテ檢
査ニ過誤アリタル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

薪	材	一石ニ付	三	錢
製	材	一石ニ付	五	錢
木	炭	一俵ニ付	三	錢

一石未満ノ端數ハ之ヲ一石ニ切上ケルモノトス

第二條 前條ノ規定ニ依ル手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スベシ

第三條 検査ノ結果手数料不正ヲ生ジタルトキハ其ノ不足額ハ之ヲ追
徴ス

既ニ納付シタル手数料ハ之ヲ返付セズ

附 則

本令ハ昭和十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

三六 七月三十一日
三六 七月三十一日
三六 七月三十一日
三六 七月三十一日
三六 七月三十一日
三六 七月三十一日
三六 七月三十一日
三六 七月三十一日
三六 七月三十一日
三六 七月三十一日

大臣

次官

局長

昭和十九年 六月二十四日

主任事務長

事務官

三九三

審査委員

文書課長

會計課長

總務課長

請議案

樺太廳官制中改正ノ要アリ別紙勅令
案ヲ提出ス

第 一	第 二	第 三	第 四	第 五	第 六	第 七	第 八	第 九	第 十	第 十一	第 十二	第 十三	第 十四	第 十五	第 十六	第 十七	第 十八	第 十九	第 二十
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

昭和十九年 六月二十四日

大臣

次官

局長

主任人事課長

總務課長

會計課長

文書課長

審査委員

請議案

樺太廳官制中改正ノ要アリ別紙勅令

案ヲ提出ス

裏面あり

日 月
年 月 日
時 分 秒
...

右閣義ヲ請フ

内閣總理大臣之宛
年 月 日

大臣

勅令第

第

樺太駐官制中左ノ通改正ス

第一條第一項中「官務官 專任十五人」ヲ

「事務官 專任十八人」ニ「属 專任二百二十

七人」ヲ「属 專任二百二十八人」ニ「職業官補

專任六人」ヲ「職業官補 專任十一人」ニ改ム

附則

大日本帝國政府

大正八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

大日本帝國政府

理由

樺太社ニ於テ勤勞行政強ク爲事務官三人
、爲一人及職業官補五人ヲ要スルニ依ル

（國家規格外一八二二ノ五七）

裏面白紙

大日本帝國政府

內閣閣甲第一六一號

昭和十九年六月二十三日

內閣總理大臣 東條英機

內務大臣 安藝紀三郎 殿

指 令

昭和十九年五月二十六日乙第三二九號

釋太監職員増員之件請職ノ通

但シ別紙記載ノ員數ノ限度ニ止ムルコト

裏面白紙

大日本帝國政府

別紙

一 勤勞動員體制強化ニ要スル職員

事務官 三人

屬 一人

職員官補 五人

備考

國民勤勞動員署ニ配置スベキ判任官ハ職兼官補トシテ之ヲ認ム

裏面白紙

労働者勤労員体制強化ニ関スル職員

警務官	三人
警員	一八
職業官制	五人
増員	

「緊急國民勤勞勤員方策要綱」ニ基キ國民勤勞体制ノ刷新強化ヲ圖ル爲メ
 一 勤員機構擴張ノ要アリ、歳入人口ノ擴張等ヨリ勤勞源ニ乏シキ弊不
 ニ於テハ主トシテ年々進歩發展ニシテ島ノ勞力ヲ輸入シテ充テタルニシテ
 澳新ク柏過ノ趨勢ニ在ル現状ニ鑑ミ可及的擇太内勤勞力ノ合理的配分ニ
 依ル自給体制ノ強化ヲ圖ル要アリ、處存太ニ於ケル勤員機構ハ道府縣ニ以
 シ著シク弱体ニシテ到底現下ノ緊急セル勤勞行政ノ實現ニ即應スルコト
 能ハズ即チ中央ニ於ケル綜合的勤勞勤員計畫ニ對應シテ全權太ノ勤勞勤
 員計畫ヲ樹立シ島内給採ノ探究、國民勤勞令ノ發効、勤勞ノ適正配置、
 工場事業場ノ査察等ノ總括事務ノ爲メ總勤勞課ニ事務官一名ヲ配置セ
 トス、又國民勤勞勤員署ハ廣汎ナル區域ニ亙ル支體ト其ノ管轄區域ヲ同
 ジクシ支體長タル書記官ヲシテ勤勞勤員長ヲ兼ホシムルモ一人ノ高等官ヲ

モ有セザルハ迅速的確ヲ要スル勤勞事務ノ實現上支障甚カラズ、又區域ニ
 亙ル一級行政ニ携ハル支體長クル勤勞勤員長ヲ常時補佐スル事務官ノ配置
 ハ尺クベカラザル所ナルト共一國民勤勞令ニ當リテハ實務ニ適應セル事務
 官ヲシテ勤勞官ヲ專管セシムルノ要アリ、仍テ各勤勞署ニ大々事務官ヲ配
 置スベキ處不取敢置原、思領取勤勞署ニ各一名ノ事務官ヲ配置、且ツ國
 民勤勞令ニ關スル職員ノ配置ナキ者各勤勞署ニ職業官補一名ヲ配置セン
 ズ、更ニ今後職業能力申告令ノ改正ニ依リ一部國民登錄事務市町村長ニ
 奉讓セラレシメク約略ノル實施ノ爲ニハ指導面ノ強化ヲ圖ルノ要アルノミ
 ナラズ資料ノ蒐集、集計等ノ事務モ亦増加スルコトヲ示察勤勞課ニ屬一名
 各勤勞署ニ職業官補各一名ヲ配置セントス

勤勞勲功及勞務院事務官補任者若及職員配置表
一九二六年

事務別	現行定員	改正定員	勞務及事務		現行定員	改正定員	資金統制		現行定員	改正定員	國民出納		現行定員	改正定員
			增	減			增	減			增	減		
計	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
計	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
計	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1

事務別	現行定員	改正定員	勞務及事務		現行定員	改正定員	資金統制		現行定員	改正定員	國民出納		現行定員	改正定員
			增	減			增	減			增	減		
計	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
計	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
計	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
事務官補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
技士補	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1

昭和十九年度内務省所管樟太森特別會計第二豫備金支出要求書

科	目	支出要求額	備	考
臨時部	樟太臨時行政諸費	10,190.00		
	勤勞動員緊急対策諸費	1,045.50		
	俸給	2,091.00		
	賞與	2,574.74		
	請給	3,177.70		
	事務費	3,200.30		
	市町村勤勞動員費補助			

理由

巡檢閣議決定ヲ見タル緊急國民勤勞動員方策要項其ノ他ニ基キ國民勤勞體
 制ノ刷新強化ヲ圖ル爲急速關係行政機構ノ擴充強化ノ要アルモ右ハ豫算外
 ノ費途ナルヲ以テ昭和十九年度樟太森特別會計第二豫備ヨリ支出スルノ要
 アルニ依ル

昭和十九年度内務省所管樟水廳特別會計第二種備金
支出要項概算表

區分	員數	單價	計	千年度	備考
臨時部					
樟水臨時行政諸費					
勳勞勳員緊急對策諸費					
俸給	一〇、一九〇		一一〇、〇九九	一二七、八四六	
委任俸給	一、四四五		一、二八五	一、四七六	
事務官	八、八六五		六、五五五	八、二八〇	
屬	五、二七六		六、五五五	八、二八〇	
職業官補	一、〇八〇		八、五五	一〇、八〇	
賞給	二、〇八〇		四、二七五	五、四〇〇	
在勤加俸	五、九一一		二、八二八	三、〇六五	
計			六、六〇七	八、五五五	

區分	員數	單價	計	千年度	備考
委任	五	八、五〇	五、二五〇	五、八〇九	
判任	六	三、二二五	三、二二五	四、五〇六	
內國旅費	九〇、二八		九、七四一	八、五五〇	
一般旅費	六〇、五八		六、七七一	八、五五〇	
委任	五	八、五〇	五、二五〇	五、五五〇	
判任	六	三、二二五	三、二二五	四、五〇〇	
赴任旅費	九	一、九一五	三、二二五	三、七〇〇	
委任	三	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	
判任	六	一、六二〇	一、六二〇	一、八七二	
給與	九	八、五〇	五、九九〇	七、五〇〇	
特別手当			八、八四	一、一六六	
計			八、八四	一、一六六	

支	特別雇員	人事費	給仕	小使	傳人	雇員	判任	養料	宿舎	雇員	判任	養料
一八	二二九	八五〇	五〇〇	四〇〇	二二六	二一〇	一八〇	三二六	九八四	四九六	五〇六	二〇〇
		八五〇	五〇〇	四〇〇	二二六	二一〇	一八〇	三二六	九八四	四九六	五〇六	二〇〇
		八五〇	五〇〇	四〇〇	二二六	二一〇	一八〇	三二六	九八四	四九六	五〇六	二〇〇
		八五〇	五〇〇	四〇〇	二二六	二一〇	一八〇	三二六	九八四	四九六	五〇六	二〇〇
		八五〇	五〇〇	四〇〇	二二六	二一〇	一八〇	三二六	九八四	四九六	五〇六	二〇〇
		八五〇	五〇〇	四〇〇	二二六	二一〇	一八〇	三二六	九八四	四九六	五〇六	二〇〇
		八五〇	五〇〇	四〇〇	二二六	二一〇	一八〇	三二六	九八四	四九六	五〇六	二〇〇
		八五〇	五〇〇	四〇〇	二二六	二一〇	一八〇	三二六	九八四	四九六	五〇六	二〇〇
		八五〇	五〇〇	四〇〇	二二六	二一〇	一八〇	三二六	九八四	四九六	五〇六	二〇〇
		八五〇	五〇〇	四〇〇	二二六	二一〇	一八〇	三二六	九八四	四九六	五〇六	二〇〇

支	特別雇員補助	雜費	徵用扶助費	指導費	登錄費
	五二〇	二〇〇	五〇〇	六三〇	一六二五
	五二〇	二〇〇	五〇〇	六三〇	一六二五
	五二〇	二〇〇	五〇〇	六三〇	一六二五
	五二〇	二〇〇	五〇〇	六三〇	一六二五
	五二〇	二〇〇	五〇〇	六三〇	一六二五
	五二〇	二〇〇	五〇〇	六三〇	一六二五
	五二〇	二〇〇	五〇〇	六三〇	一六二五
	五二〇	二〇〇	五〇〇	六三〇	一六二五
	五二〇	二〇〇	五〇〇	六三〇	一六二五
	五二〇	二〇〇	五〇〇	六三〇	一六二五

勸業勸業關係所要經費額 (平年度)

種別	所費額	既定費算額	差引費算額	備考
勸業勸業關係所要經費	五〇一〇・二六	四一五・一八	一六七八・四六	
俸給	六〇一・二〇	四五三・六〇	一四七・六〇	
旅費	八二・八〇		八二・八〇	
印刷費	五二・八四	四三・三六	九・四八	
賃料	一一〇・三四	九・七二	一〇〇・六二	
諸費	二四二・二二七	二一〇・一六六	三二・〇六	
在勤加俸	四一・〇七	三二・七五	八・三二	
茶任	六八・〇五		六八・〇五	
米任	三六・二九八	三二・七五	三・五四	
薪任	七五・一〇	六六・四六	八・六四	
内國旅費	一七〇・九五	一五九・六二	一〇・三三	
給與	七五・〇〇	六八・〇四	七・九六	
庶務	七五・〇〇	六八・〇四	七・九六	

種別	所費額	既定費算額	差引費算額	備考
庶務	九六・四八	六八・四〇	二八・〇八	
宿舎費	二〇・二〇	一五・二八	五・九二	
役費	三二・〇〇	三二・〇〇	〇・〇〇	
明費	五八・四七	五八・四七	〇・〇〇	
事務費	一八一・四六	一四八・五八	三二八・八七	
庶務費	五四・二八	四九・〇三	五・二五	
指會費	一一・八四	五・五〇	六・三四	
講習會費	一四・五〇	一四・五〇	〇・〇〇	
役費	一五・〇〇	一五・〇〇	〇・〇〇	
登校費	五二・二一	四六・九八	五・二三	
做用費	一八四・八五	一八四・八五	〇・〇〇	
庶務費	七九・〇〇	七九・〇〇	〇・〇〇	

市町村労働者賃金補助 費	労働者賃金補助 費	賃 金 費	労働者賃金補助 費	賃 金 費	賃 金 費	賃 金 費	賃 金 費
四五〇八	八八〇九	五〇〇〇	五七六〇	六三〇〇	六三〇〇	六三〇〇	一〇〇〇〇
四五〇八	八八〇九	五〇〇〇	五七六〇	六三〇〇	六三〇〇	六三〇〇	一〇〇〇〇
四五〇八	八八〇九	五〇〇〇	五七六〇	六三〇〇	六三〇〇	六三〇〇	一〇〇〇〇
四五〇八	八八〇九	五〇〇〇	五七六〇	六三〇〇	六三〇〇	六三〇〇	一〇〇〇〇

特別勸賞内訳

賞	内容	数量	単価	合計
賞	戦業死力申告書	六千冊	〇・五	三〇〇〇
	職業能力申告書	五千冊	一・五	七五〇〇
	國民登録簿	四万枚	〇・二	八〇〇〇
	月報用紙	六千枚	一・〇	六〇〇〇
	命令用紙	一千枚	一・〇	一〇〇〇
	國民登録簿法草案	二千冊	一・〇	二〇〇〇
	在學及勤者奨励票	二千枚	一・〇	二〇〇〇
	奨励技術者奨励田吉票	五千枚	一・〇	五〇〇〇
	奇			
	内定奨賞			
差引要本類				
合計			一六二二〇	

特別勸賞内訳

賞	内容	数量	単価	合計
賞	國民登録簿	四〇〇〇〇	〇・二	八〇〇〇〇
	國民登録簿記入心得	一五〇〇	一・〇	一五〇〇
	國民登録簿寄買心得	一〇〇〇	一・〇	一〇〇〇
	世帯	一〇〇〇	一・〇	一〇〇〇
	指定程度申告書	一五〇	一・五	二二五〇
	回覧用	二〇〇〇	一・〇	二〇〇〇
	不	一〇〇	一・〇	一〇〇〇
	指導員手帳	一三〇	一・〇	一三〇〇
	打合せ用紙	一〇	一・〇	一〇〇
	直	一〇	一・〇	一〇〇
計			一六二二〇	
内定奨賞				
差引要本類				
合計			一六二二〇	

沼澤愛内簿

区	区名	員数	金額	備考
不	不	1	100	
愛	愛	1	100	
沼	沼	1	100	
澤	澤	1	100	
愛	愛	1	100	
内	内	1	100	
簿	簿	1	100	
計	計	6	600	

市町村勤労改良費補助内簿

区	区名	員数	金額	備考
不	不	1	100	
愛	愛	1	100	
沼	沼	1	100	
澤	澤	1	100	
愛	愛	1	100	
内	内	1	100	
簿	簿	1	100	
計	計	6	600	

一、二、三、ヲ令係レ用附上場セ

勅令第 號

第一條 樺太廳官制中左ノ通改正ス

第一條第一項中「專務官 專任十四人」ヲ「專務官 專任十七人」

ニ、
「醫長 專任二人」ヲ「醫長 專任三人」ニ改ム
「醫官 專任八人」ヲ「醫官 專任十人」ニ改ム
「書記 專任二人」ヲ「書記 專任三人」ニ改ム
「看護婦長 專任二人」ヲ「看護婦長 專任三人」ニ改ム
「技師 專任二十五人」ヲ「技師 專任三十人」ニ改ム
「技手 專任九十三人」ヲ「技手 專任一百零一人」ニ改ム
「事務官 專任十四人」ヲ「事務官 專任十七人」ニ改ム
「事務官 專任二人」ヲ「事務官 專任三人」ニ改ム
「事務官 專任二人」ヲ「事務官 專任三人」ニ改ム
「事務官 專任二人」ヲ「事務官 專任三人」ニ改ム

第二條 樺太廳醫院官制中左ノ通改正ス
ルコトニ從事ス

第一條第一項中「醫長 專任三人」ヲ「醫長 專任六人」ニ改ム
「醫官 專任七人」ヲ「醫官 專任十人」ニ改ム
「書記 專任二人」ヲ「書記 專任三人」ニ改ム
「看護婦長 專任二人」ヲ「看護婦長 專任三人」ニ改ム

第三條 樺太廳中央試験所官制中左ノ通改正ス
第二條第一項中「技手 專任二十八人」ヲ「技手 專任二十九人」ニ改ム

第四條 都廳府縣臨時職員等設置制中左ノ通改正ス
第一條第一項中「事務官 專任四人」ヲ「事務官 專任六人」ニ改ム
「技師 專任二十五人」ヲ「技師 專任三十人」ニ改ム
「技手 專任二百九十三人」ヲ「技手 專任三百零一人」ニ改ム

内務省

第一條第一項中「事務官 專任十四人」ヲ「事務官 專任十七人」ニ改ム
「事務官 專任二人」ヲ「事務官 專任三人」ニ改ム
「事務官 專任二人」ヲ「事務官 專任三人」ニ改ム
「事務官 專任二人」ヲ「事務官 專任三人」ニ改ム

第二條 樺太廳中央試験所官制中左ノ通改正ス
第二條第一項中「技手 專任二十八人」ヲ「技手 專任二十九人」ニ改ム

第三條 樺太廳中央試験所官制中左ノ通改正ス
第二條第一項中「技手 專任二十八人」ヲ「技手 專任二十九人」ニ改ム

第四條 都廳府縣臨時職員等設置制中左ノ通改正ス
第一條第一項中「事務官 專任四人」ヲ「事務官 專任六人」ニ改ム
「技師 專任二十五人」ヲ「技師 專任三十人」ニ改ム
「技手 專任二百九十三人」ヲ「技手 專任三百零一人」ニ改ム

第一條第一項中「事務官 專任四人」ヲ「事務官 專任六人」ニ改ム
「技師 專任二十五人」ヲ「技師 專任三十人」ニ改ム
「技手 專任二百九十三人」ヲ「技手 專任三百零一人」ニ改ム

第一條第一項中「事務官 專任四人」ヲ「事務官 專任六人」ニ改ム
「技師 專任二十五人」ヲ「技師 專任三十人」ニ改ム
「技手 專任二百九十三人」ヲ「技手 專任三百零一人」ニ改ム

「技師 專任二十五人」ヲ「技師 專任三十人」ニ改ム
「技手 專任二百九十三人」ヲ「技手 專任三百零一人」ニ改ム

人 人
ニ 「警部補 専任十四人」ヲ 「警部補 専任二十一人」ニ
改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年七月三十一日迄ハ樺太廳官制第一條第一項ノ改正規定ニ
拘ラズ警部ハ専任二十八人、按手ハ専任百二十七人、警部補ハ専任
四十二人ヲ以テ定員トス

内 務 省

理由

樺太廳ニ於ケル神社行政事務專掌職員設置ノ爲祭務官補一人、對謀
警備擴充ノ爲通譯一人、警備船新造ニ伴フ職員配置ノ爲警部一人、
技手三人及警部補二人、學校營繕ノ爲技手二人竝ニ勤勞行政強化ノ
爲警務官三人、婦一人及職業官補五人ヲ夫々増員シ且祭務官補ノ設
置ニ伴ヒ之ガ職務ニ付規定スルノ要アリ又樺太廳醫院ノ整備擴充ヲ
圖ランガ爲醫長三人及看護婦長二人ヲ増員シ警官三人ヲ減ジ且看護
婦長ノ設置ニ伴ヒ之ガ職務ニ付規定スルノ要アリ尙樺太廳中央試験
所ニ於ケル獸疫ニ關スル調査研究竝ニ家畜血清類ノ製造ノ爲技手一
人ヲ増員スルノ要アルト樺太廳ニ於テ木材検査實施ノ爲技師一人及
抄手五人、防空警備擴充強化ノ爲技手一人及警部補四人、貯蓄獎勵
ノ爲警務官一人及屬四人竝ニ特別警備隊設置ノ爲警部一人及警部補
三人ヲ各増員スルノ要アルニ依ル

内務省

第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日

大正
大臣

次官

局長

主任

理事官

昭和十九年 六月 十四日

三八九
文書局長

請議案

東京都官制外四勅令中改正ノ要アリ

別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ



甲

昭和十九年

六月十四日

日

日

129

裏面あり

大臣

大

次官

局長

主任

理事官

秘書官

第 第 第 第 第 第 第 第

三八九

會計課長

査査委員

請議案

東京都官制外四勅令中改正ノ要アリ

別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ



規 格 R 5

年 月 日
時 分 秒
分 秒 分
分 秒 分
分 秒 分

内閣總理大臣宛
年 月 日

大臣

勅令第四百六十四號

第一條 東京都官制中左ノ通改止ス

第一條中 技師 專任三千八百四十六人

專任三千八百四十五人ニ改ム

第二條 北海道廳官制中左ノ通改止ス

第一條ニ中 技師 專任九十三人

技師

專任八百七十五人

技師

專任

九十二人

ニ改ム

大日本帝國政府

第三條 地方官官制中左ノ通改止ス

第二條中 地方事務官 專任千三百四十人

地方技師

專任千三百三十三人

地方

事務官 專任千八百八十人

技師

專任三百六十人

技師

專任二百六十四人

三百九十五人

第四條 府縣町村縣臨時職官官制中左ノ通改

止ス

第一條第一項東京都ノ中 技師 專任百三十九

折上り國定規格時一八二×二三七五

人ヲ一、¹属 技師 專任百四十人 二、²属 北海道漁船ノ部

中、技師 專任百三十八人ヲ、技師 專任百三十九人

三、³属 專任百十六百三十三人ヲ、¹属 技師 專任千六百

二十四人 二、²属 行縣ノ部中、地方事務官 專任二

百人ヲ、地方事務官 專任二百十六人 二、²属 技師

專任二百四人ヲ、¹属 地方技師 專任二百十一人 三、

¹属 技師 專任三千四百五十七人ヲ、²属 技師 專任三千

大日本帝國政府

四百九十三人ニ改ム

第五條 昭和十八年勅令第五百七號中ノ、¹属 技師

止ム

及技師ヲ通シテ、¹属 技師 專任百九十三人ヲ、²属 技師 專任

三千六百九十二人ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

折上ノ規定規條第(一八)ニシテ五七七號

大日本帝國政府

理由

地方被ニ於ケル人々業輕重關係職員ヲ地方費支辨
ヲ國費支辨ニ抵替ノ爲メ正ノ要アリニ依ル

(國史館保存部ニシテニシテニシテ)

裏面白紙

定員増減内訳表

現在定員増減改正定員 備

才

東京制官制

二六四六

六一

三六四五

地方員

北海道制官制第一條ノ二

村師

九三

△一

九二

村師

八一

△一

八一

地方官制第二條

地方事務官

一〇二四

△一六

一〇〇八

地方技師

三八三三

△一〇

三八二六

村師

三三九五

△三六

三三一九

新設村師臨時職員等制

東京制

一三九

一

一四〇

北海道

一三八

一

一三九

大日本帝國政府

行縣

地方事務官

一〇三三

一

一〇三四

地方技師

二〇〇

△一六

二一六

村師

三四五七

△三六

三四九三

昭和十八年勅令第五百七號

村師

三六九三

△一

三六九二

地方員

折上り確定現情時(一)×(二)×(三)×(四)×(五)

大日本帝國政府

東京 北海道 大阪府 神奈川県 兵庫県 長野県 新潟県 埼玉県 群馬県 千葉県 栃木県

														事務官	
															技師
															技手

企業整備ニ關スル地方廳職員配置表

裏面白紙

大日本帝國政府

奈愛靜山滋岐長宮福岩青山秋福

良知岡梨賀阜野城島手森形田井

—	—	—
		—

裏面白紙

大日本帝國政府

石富島鳥岡廣山和德香愛高福大
歌
川山取根山島白山島川媛知岡分

— — — — —
— —
— — — — —

裏面白紙

大日本帝國政府

府	沖	鹿	宮	熊	佐
縣		兒			
計	繩	島	崎	本	賀

一 六			—		—
--------	--	--	---	--	---

七				—	—
---	--	--	--	---	---

二 六	—	—		—	—
--------	---	---	--	---	---

裏面白紙

大日本帝國政府

合 計	企業整備費補助 企業整備實施費補助	補助費	事務費	諸給與	賞與	俸給	臨時時部	臨時時行政諸費	臨時時諸費	區 分 金 額			備 考
										地方局分	農商省分	軍需省分	
一八八六三四二	六七二九〇〇		五六七五九〇	四四二二三六	三三九三六	一六九六八〇		一二一三四四二	四九二八〇〇	三八五九七二	三三四六七〇		
一二六五七〇〇	六七二九〇〇		二五七八〇〇	二三五〇〇〇									
三八五九七二			一六五七〇〇	一三四七三六	一四二五六	七二二八〇							
三三四六七〇			一四四〇九〇	七二五〇〇	一九六八〇	九八四〇〇							

昭和十九年度一般會計歲出豫算（抄）
企業整備ニ關スル經費

裏面白紙

大日本帝國政府

區分		人員		一人年額		金額		企業整備ニ關スル經費内譯(軍需省分)
臨時部	臨時部	人員	一人年額	金額	金額	備考		
地方廳臨時諸費	俸給	二	二	二	二	三三四六七〇	九八四〇〇	
內務臨時行政諸費	俸給	一	二	二	二	二七六〇〇	六、九二〇	
奏任	事務官	二	二	二	二	二、四〇〇	三六四八〇	
判任	給	三	八	九	六	〇	一九六八〇	
賞與	與	一	九	六	八	〇	七二、五〇〇	
諸給與	與	七	二	五	〇	〇	二九六〇〇	
內國旅費	官	二	四	六	〇	〇	一四、四〇〇	
高等官	官	二	四	六	〇	〇	一四、四〇〇	

裏面白紙

大日本帝國政府

協議會費	普通費	雜費	特別費	普通費	應務費	慰勞金	雇員給	判任官
一二七		四七	六二			六五	三八	
		一一〇	八〇			四八〇	四〇〇	
一三〇、八六〇	一三三、九六〇	五一七〇	四九六〇	一〇、一三〇	一四四、〇九〇	一一、七〇〇	三一、二〇〇	一五二〇〇
		圖書及印刷費、通信運搬費						

裏面白紙

裏面白紙

金屬回收本部

一、中小商工業ノ再編成費補助 (昭和十八年度)

戰時經濟體制ノ整備確立ハ現下喫緊ノ要務ニ有之就中重點主義ニ依ル生産擴充計畫ノ遂行及戰時國民生活ノ安定ヲ確保シ他面戰時勞務動員ノ完遂ニ資スル爲中小商工業ノ再編成ヲ實施シ中小企業體勢ノ整備ヲ圖ルト共ニ中小商工業者ノ圓滑ナル轉換ヲ助成スルコト極メテ肝要ニシテ豫ネテ諸般ノ施設ヲ講ジ來レル處内外時局ノ緊迫化ニ鑑ミ此際急速ニ之ガ實施ヲ圖ルノ要アリ而シテ中小商工業ノ再編成ノ實施ニ就テハ關係商工業者ノ理解アル協力ニ俟ツ處多シト雖モ其ノ適正急速ナル遂行ヲ期スルニハ行政官廳ニ於テ積極的ナル指導監督ヲ加フルト共ニ商工業組合等ニ依ル共助施設ニ付キ助成ヲ爲スノ要アリ依ツテ左ノ經費ヲ要ス

昭和十八年度

裏面白紙

金屬回收本部

臨時部		款項		備考
		金額		
中小商工業對策費		四四七四八七〇		算出
中小商工業對策費		四四七四八七〇		
地方職員設置費補助		三三四六七〇		內
中小商工業者共助費補助		〇〇一〇一〇〇		
		金額		譯
		金額		

中小商工業再編成費補助

裏面白紙

金屬回收本部

中小商工業再編成ニ要スル經費

科目	員數	單價	金額	備考
地方職員設置費補助 奏任俸給 判任俸給 賞與	三三 三八	二七六〇〇 四〇〇〇 九六〇	三三、一二〇〇 二八、八〇〇 三六、四八〇 一九、六八〇	地方事務官又ハ地方技師 屬又ハ技手
計	六二	八〇	一、一八〇、八〇〇	
人員ニ伴フ應費	四七	一、一〇〇	五、一七〇	
特別旅費			二、九六〇	
奏任官	二四	六〇〇	一、四四〇〇	
判任官	三八	四〇〇	一五、二〇〇	
給勞金與			三、九〇〇	

合 計	協 議 會 費	人 員 二 件 分 費	雜 費	雇 給
		六二		六五
		五〇		六〇〇
三三四六七〇	二一六五九〇	一三〇八六〇	三、一〇〇	一四四一〇〇

金屬回收本部

裏面白紙

千	崎	平	防	茨	福	山	秋	宮	岩	青	北
葉	玉	馬	木	城	島	形	田	城	手	森	海
											道
三	愛	靜	岐	長	山	福	石	高	新	神	東
重	知	高	早	野	栗	井	川	山	湯	奈	京

地方補助職員配置表

商上主事 商上技手 主事 商工 商工技手

金屬回收本部

裏面白紙

高	愛	香	德	山	廣	岡	島	島	和	奈	兵	大	京	滋
知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀

金廻回收本部

裏面白紙

計畫ノ大要

地方職員設置費補助

中小商工業ノ再編成實施ニ當リテハ關係業者ヲシテ自主的ニ整理
 統合セシムルコト肝要ナルモ其ノ適正急速ナル遂行ヲ期スルニハ
 行政官廳ニ於テ積極的ナル指導監督ヲ加フルノ要アルヲ以テ地方
 廳ニ專任職員ヲ配置シ本年度モ引續キ企業ノ整理統合、轉廢業者
 ノ指導斡旋等ノ事務ヲ掌理セシメントス

中小商工業者共助費補助

中小商工業ノ再編成實施ニ伴ヒ轉廢業ヲ余ナクセララルモノニ對シ商業、工業組合等ニ依ル同業者間ノ共助施設ヲ講ズルコトハ之ガ圓滑ナル轉移ヲ助成スル上ニ於テ極メテ肝要ナル處必要ナル共助施設ヲナスコト困難ナルモノ少カラサルヲ以テ之等ノ組合等ニ對シ共助施設ニ要スル費用ノ一部ヲ國庫ヨリ補助セントス

一 商業

卸部面ノ再編成ハ原則トシテ物資別ニ之ヲ行フモノトシ配給段階ノ合理的整備ヲ行フト共ニ各段階ニ付組合會社等ヲ結成セシムルコトトシ小賣部面ノ再編成ハ物資ノ需給狀況、消費規正、購買者トノ地域的連繫其ノ他地方の事情等ヲ考慮シ積極的ニ企業ノ整理統合ヲ爲シ殘存セル優秀企業ヲ以テ整然タル組合組織ヲ編成セシム

(1) 卸部面ノ再編成

元賣商、集散地卸商等中央卸部面ニ付テハ鋼材其ノ他原材料資

材纖維製品其ノ他生活必需品等戰時重要物資ニ付全面的ニ物資
別ノ中央配給統制機關ヲ結成セシメ、原則トシテ個々ノ企業ヲ
右統制機關ニ統合改收シ中央配給部面ノ一元的整備ヲ圖ルモノ
トス

地方卸部面ニ付テハ其ノ取扱商品ガ主トシテ生活必需品等消費
資材ナルヲ以テ物資ノ綜合的配給統制ト消費規正ノ確保ニ資セ
シムル爲特ニ物資ノ用途ノ關聯ヲ考慮シ或程度包括的ナル物資
別統制機關ヲ原則トシテ道府縣別ニ組織セシメ個々ノ企業ヲ右
統制機關ニ統合改收セシム
而シテ中央卸、地方卸ヲ適シ卸部面再編成計畫ノ立案實施ハ主
トシテ本省ニ於テ之ニ當ルモノトスルモ其ノ實施ニ當リテハ地
方廳ニ相當程度ノ部面ヲ擔當セシムルコト必要ト認メラル
(2) 小賣部面ノ再編成
戰時緊要物資ノ配給ヲ適正迅速ナラシムルト共ニ戰時勞務動員

ノ完遂ニテスル爲小賣企業ノ整理統合ヲ積極的ニ實施シ各企業ノ統制組織トシテ組合ノ整備ヲ圖ルモノトス

小賣企業ノ整理統合ハ昭和十一年三月二十一日閣議決定相成リタル小賣業ノ整備ニ關スル件及同年五月十二日附關係五省次官連名通牒(小賣業整備要綱)ニ基キ逐次實施ニ移スモノトス

而シテ計畫ノ樹立、實施ハ主トシテ地方官ニ於テ之ニ當ルモノトシ本省ニ於テハ各地方官ノ綜合的調整ヲ行フモノトス又小賣企業ノ組合組織ノ整備ハ生活必需品配給機轉整備要綱ニ基キ整備ノ完成ヲ促進スルモノトス

右計畫實施ノ結果生ズベキ要轉廢棄數大體三三〇六四人トナルベキモ本補助ノ對象トナルベキ要轉廢棄數ハ二八一〇四人ト豫想セラルル而シテ此等要轉廢棄業者ニ對シテハ商業組合其ノ他ノ同業者團體等ニ於テ出來得ル限り共助資金ヲ交付スル様指導スルモ小賣商ノ業態ガ零細ナルト今後物資ノ配給數量ハ益々減少

裏面白紙

金屬回收本部

スル傾向ニ在ルノミナラス低物價政策ノ遂行ニ伴ヒ小賣商ノ利
潤ノ増高至難ナル事情ニ鑑ミレバ同業者團體ノ力ノミヲ以テシ
テハ到底充分ナル共助ヲ期シ得ザルヲ以テ此ノ際政府ニ於テ
左記算出基礎ニ依リ共助費並助成金ヲ道府縣ヲ通ジ交付セント
ス

裏面白紙

金屬回收本部

二 工業

高度國防國家ノ建設ヲ日進トスル中小工業ノ整備ニ當リテハ資材及
 勞力ノ有效利用ト生産性ノ昂揚トヲ日途トシ各業種ニ適應シタル
 企業ノ整備統合ニ付計畫樹立中ナル處右計畫實施ノ結果生ズベキ要
 需業者ノ數ハ大體一五、六四五人トナルベキモ本補助ノ對象トナ
 ルベキ要需業者ハ約一三、二九八人ト豫想セラレ
 而シテ此等要需業者ニ對シテハ工業組合、工業小組合、企業合同
 體其ノ他ノ同業者團體等ニ於テ出來得ル限り補助資金ヲ交付スル様
 指導スルモ此等業者ノ團體ハ補助能力薄弱ニシテ同業者關係ノミノ
 力ヲ以テシテハ到底充分ナル補助ノ目的ヲ達スルコト困難ナルヲ以
 テ政府ニ於テ左記算出基礎ニ依リ補助資金ノ補助ヲ爲スモノトシ道
 府縣ヲ通ジテ交付セントス

裏面白紙

金屬回收本部

中小商工業者共助費内譯

一 轉廢業者總數

内商業者

四八七〇九人

昭和十八年度中ノ轉廢業者

三三〇六四人

工業者

昭和十八年度中ノ轉廢業者

一五六四五人

二 昭和十八年度中轉廢業者總數四八七〇九人ノ八割五分ヲ共助費補

助ヲ必要トスルモノト見込ミ之ニ對シ一人當リ一ケ年平均三〇〇

圓ヲ補助スルモノトシ差當リ四ケ月分ヲ支給ス

四一四〇二人

員數

一〇〇〇圓

單價

四一四〇二〇〇圓

金額

裏面白紙

金屬回收本部

一、中小商工業ノ再編成ニ要スル經費（昭和十七年後）
 戦時經濟體制ノ整備確立ハ現下喫緊ノ要務ニ有之就中重點主義ニ依
 ル生産擴充計畫ノ遂行及戦時國民生活ノ安定ヲ確保シ他面戦時勞務
 動員ノ完遂ニ資スル爲中小商工業ノ再編成ヲ實施シ中小企業體制ノ
 整備ヲ圖ル爲地方廳ニ專任職員ヲ設置シテ積極的ナル指導監督ヲ爲
 サシムル要アリ依ツテ左記ノ經費ヲ要ス

裏面白紙

金屬回收本部

中小商工業ノ再編成ニ要スル經費

臨時部	款項	金額	算出内譯	備考
	中小商工業対策費			
中小商工業対策費	地方職員設置費補助	金額	員數單價	
	金額			

裏面白紙

金屬回收本部

中小商工業再編成ニ要スル經費		科目	員數	單價	金額	備考
地方職員設置費補助	奏任俸給	三	二四八〇	七六八八〇	商工主事又ハ商工技師 商工主事補又ハ商工技手	
賞判任俸給	四七	八九〇	四一、八三〇			
計				二二、七四二		
人員ニ伴フ廳費	七八	八〇	六二四〇			
特別廳費	四七	一〇	五一七〇			
内國旗費			三七四〇〇			
奏任官	三一	六〇〇	一八、六〇〇			
判任官	四七	四〇〇	一八、八〇〇			
給勞金			五四六〇			
			五四六〇			
			五四六〇			

合 計	協 議 會 費	雜 雇 員 給 費	
		人 員 二 件 ノ 分	費
		七 八	六 五
		五 〇	四 二 〇
三 六 八 九 二 二	二 二 六 四 七 〇	一 四 一 〇 〇 〇 三 九 〇 〇	一 四 四 九 〇 〇 二 七 三 〇 〇

金屬回收本部

裏面白紙

高	愛	香	德	山	廣	岡	島	鳥	和	奈	兵	大	京	滋
知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀

計	沖	鹿	宮	大	熊	長	佐	幅
	繩	兒	崎	分	本	崎	賀	岡

金屬回收本部

裏面白紙

裏面白紙

金屬回收本部

計畫ノ大要

地方職員設置費補助
中小商工業ノ再編成實施ニ當リテハ關係業者ヲシテ自主的ニ整理統
台セシムルコト肝要ナルモ其ノ適正急速ナル遂行ヲ期スルニハ行政
官廳ニ於テ積極的ナル指導監督ヲ加フルノ要アルヲ以テ地方廳ニ專
任職員ヲ配置シ別紙要領ニ依リ本年度モ引續キ企業ノ整理統合、轉
廢業者ノ指導斡旋等ノ事務ヲ掌理セシメントス

一、商 業

卸部面ノ再編成ハ原則トシテ物資別ニ之ヲ行フモノトシ配給段階ノ合理的整備ヲ行フト共ニ各段階ニ付組合會社等ヲ結成セシムルコトトシ小賣部面ノ再編成ハ物資ノ需給狀況、消費規正、購買者トノ地域的連繫其ノ他地方的事情等ヲ考慮シ積極的ニ企業ノ整理統合ヲ爲シ殘存セル優秀企業ヲ以テ整然タル組合組織ヲ編成セシム

(1) 卸部面ノ再編成

元賣商、集散地卸商等中央卸部面ニ付テハ鋼材其ノ他原材料資材纖維製品其ノ他生活必需品等戰時重要物資ニ付全面的ニ物資別ノ中央配給統制機關ヲ結成セシメ、原則トシテ個々ノ企業ヲ右統制機關ニ統合吸收シ中央配給部面ノ一元の整備ヲ圖ルモノトス

地方卸部面ニ付テハ其ノ取扱商品ガ主トシテ生活必需品等消費資材ナルヲ以テ物資ノ綜合的配給統制ト消費規正ノ確保ニ資セシムル爲テ特ニ物資ノ用途ノ關聯ヲ考慮シ或程度包括的ナル物資別統制機關ヲ原則トシテ道府縣別ニ組織セシメ個々ノ企業ヲ右統制機關

ニ統合吸收セシム
 而シテ中央卸、地方卸ヲ通ジ卸部面再編成計畫ノ立案實施ハ主ト
 シテ本省ニ於テ之ニ當ルモノトスルモ其ノ實施ニ當リテハ地方廳
 ニ相當程度ノ部面ヲ擔當セシムルコト必要ト認メラル

(2) 小賣部面ノ再編成

戰時緊要物資ノ配給ヲ適正迅速ナラシムルト共ニ戰時勞務動員ノ
 完遂ニ資スル爲小賣企業ノ整理統合ヲ積極的ニ實施シ各企業ノ統
 制組織トシテ組合ノ整備ヲ圖ルモノトス
 小賣企業ノ整理統合ハ商品取扱數量ノ減少見込率ヲ基準トシ之ニ
 取扱商品ノ種類、當該地域ノ人口密度及購買力、空襲時ヲ考慮シ
 タル店舗分散ノ必要程度、一經營ヲ維持スルニ足ル最低賣上高等
 ヲ加味勘案シ地方事情ニ即シタル具體的整理計畫ヲ樹立シ少クト
 モ重要業種ニ付テハ全面的ニ其ノ實施ヲ爲スモノトス而シテ計畫
 ノ樹立、實施ハ主トシテ地方廳ニ於テ之ニ當ルモノトシ本省ニ於
 テハ各地方間ノ綜合的調整ヲ行フモノトス又小賣企業ノ組合組織
 ノ整備ハ生活必需品配給機構整備要綱ニ基キ目下地方廳ヲ中心ト
 シテ實施中ノ組合整備ノ完成ヲ促進スルモノトス

二、工業

中小工業ノ再編成ニ付テハ各業種、業態ニ即シ適切ナル企業ノ整理統合等ヲ圖ルノ要アルヲ以テ本省ニ於テ各工業毎ニ整備方針ヲ決定シ之ヲ地方廳ニ指示シ實施セシメントス而シテ昭和十七年度ニ於ケル具體的再編成計畫ハ左記方針ニ依ルモノトス

一、鐵鋼製品工業

鐵鋼製品工業生産ノ高度化ヲ圖ルト共ニ資材、勞力ノ有效利用ヲ實現スル爲「機械鐵鋼製品工業整備要綱」ニ基キ企業ノ整理、合同ヲ行ハントス之ガ工業ノ種類左ノ如シ

- 熔接棒、王冠、ツルハシハンマー、線材製品（釘、針金、鐵線）
- 紙唎釘、鐵力製品、磨鋼板、鋸刃、洋傘骨、便鋼線材加工、リ
- ードワイヤー

ニ、機械工業

「機械鐵鋼製品工業整備要綱」ニ基キ中小機械工業者中技術、設

備能力比較的優秀ナルモノヲ積極的ニ時局關係工業ニ參加セシメ
其ノ有スル能力ヲ活用シ以テ大工業トノ綜合生産能力ノ增強ヲ圖
ル爲ニ下請工業ノ整備ヲ圖ルト共ニ資材ノ有效利用ノ趣旨ヨリシ
テ國民生活其ノ他ノ機器工業ノ企業ノ整理統合ヲ爲サントス
（一）下請工業ノ整備

(1) 機械工聯及新業種別工聯傘下業者ノ工場及之ニ準ズル民間發
註工場ノ下請工場指定制度ヲ實施セントス

機械工聯關係傘下發註工場

- 蒸汽罐、蒸氣タービン、内燃機關、電氣機器、水壓鐵管、
 - 鑛山用機械、製鐵用機械、化學機械、起重機、ポンプ及水
 - 車、軸受、自動車、工作機械、人造石油機械、電氣通信機、
 - 産業用車輛、電氣計測器ノ各工業
- 新業種別工聯關係傘下發註工場
- 電氣機器、電氣通信機、輸送機、ポンプ、風力機、蒸氣罐、

化學用機器、鍛工品、鍛壓用機器、製鐵用機器、鑛山用機器、工作機械、自動車部分品ノ各工業
其ノ他準發註工場

兵器、航空機、造船其ノ他ノ各工業

(2) 陸海軍其ノ他ノ發註官衙ノ直接利用ノ下請工場（地方統制工業ノ利用工場及單獨利用中小工場）ノ指定制度ヲ實施セントス

(3) 右指定制度實施後ニ於テハ左ノ措置ヲ講ズルモノトス

(1) 下請工場ヘノ下請發註ヲ確保スル爲親工場ニ對シ發註義務制其ノ他必要ナル措置ヲ講ズルコト

(2) 必要ニ應ジ下請工場ノ企業合同又ハ共同經營ヲ促進スルコト

(3) 下請工業ノ注文ノ配分、調整等ヲ圖ルコト

(4) 國民生活用及輸出用機器工業ノ整備

(1) 整備スベキ業種

鑄物、度量衡器計量器、自轉車、木造船、電線、電氣架線
金物、内燃機、纖維機械、燃料機、農機具、工具、可鍛鑄
鐵、交通保安裝置、蠶絲機械、鐵道車輛、醫療機械、自動
車修理加工ノ各工業

(2) 道府縣工聯ヨリ抽出シテ品種別ニ工聯又ハ組合ヲ組織セシム
ベキ業種

消防ポンプ、事務用機械、印刷製本機械、木材加工機械、
土木機械、バルブコック、空氣機械、減速裝置、自動給炭
完然燃焼機、冷凍器、荷車、棧、製鎖、船用補器ノ各工業

(3) 道府縣工聯傘下業者ノ整備

下請工場ノ指定、品種別組合組織ノ實施ニ關聯シ資材配給減ニ
即應シテ道府縣別ニ工聯傘下業者ノ整理統合ヲ行フモノトス

纖維關係工業

纖維原料ノ需給逼迫シ特ニ輸入杜絶ノ虞アル現状ニ鑑ミ纖維産業ノ徹底的ナル整理統合ヲ行ヒ以テ優秀ナル設備ノ有効利用ヲ圖ルト共ニ技術又ハ設備ノ優秀ナラザルモノヲ整理陶冶シ以テ斯業ノ再編成ヲ爲サントス之ガ工業ノ種類左ノ如シ

紡績、燃絲、織物、編物（莫大小）組物、染色整理、布帛加工、製綿ノ各工業

四 化學工業

化學關係工業中技術又ハ設備ノ優秀ナラザルモノヲ整理統合シ以テ設備及資材ノ有効利用ヲ圖ラントス之ガ工業ノ種類左ノ如シ

ゴム、皮革、油脂製品（石鹼）、塗料、漆、コルク、セルロイド、硅酸曹達、石綿紡織、硝子、坭磚鐵器、陶磁器、染料、合成樹脂ノ各工業

五 アルミニウム加工業

「輕金屬加工業整備要綱」ニ基キ一般民需用製品ノ製作ニ從事セ

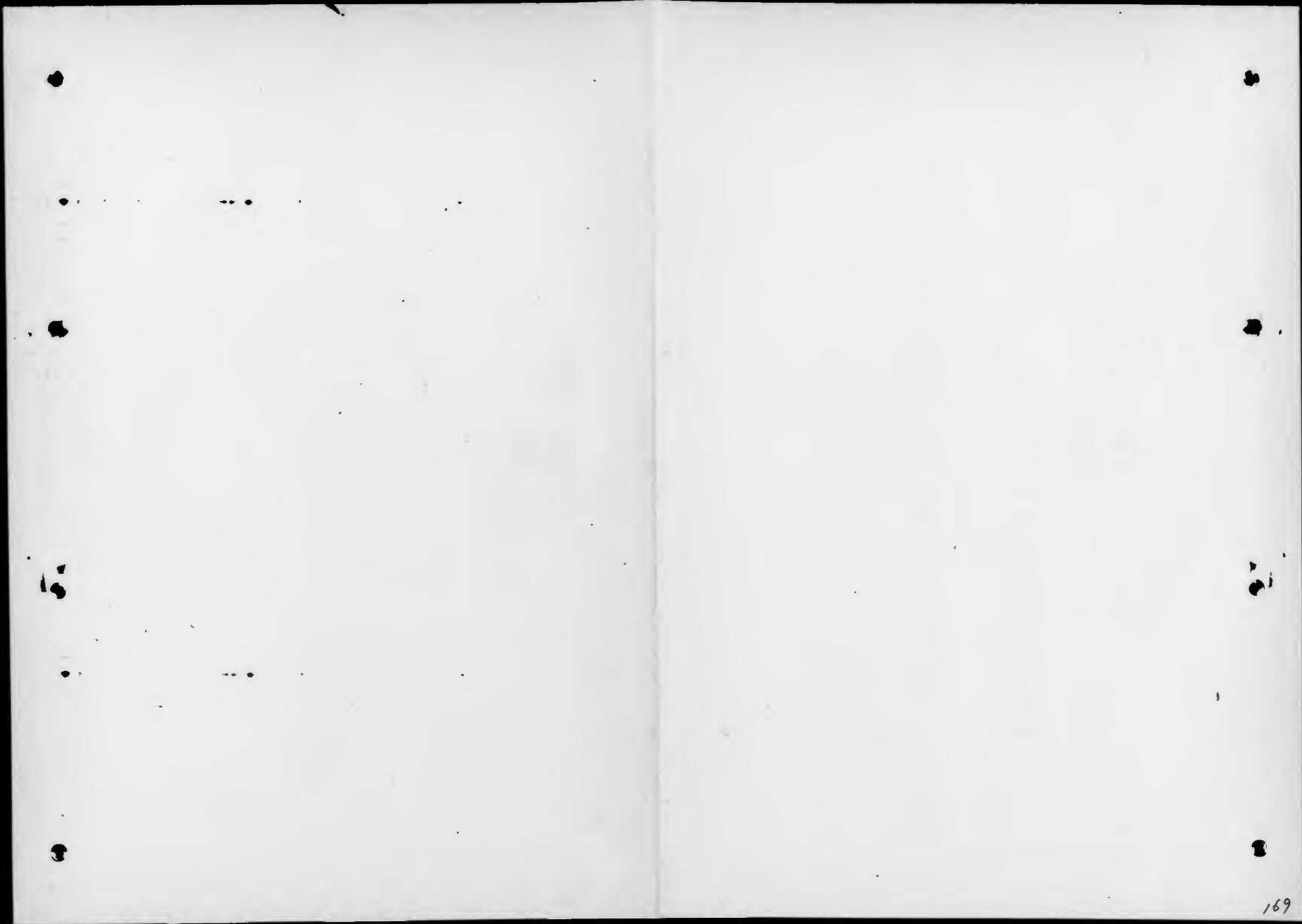
ルアルミニウム加工工業者ヲ經濟的單位ニ合同整理セシメ其ノ生産性ノ却揚ヲ圖ラントス之ガ工業ノ種類左ノ如シ

アルミニウム板製品（家庭用器具其ノ他）、アルミニウム鑄物（家庭用器具、一般機械用ダイカスト）ノ各工業

六 銅鉛等非鐵金屬工業

銅鉛等非鐵金屬ノ輸入減少ニ伴ヒ之ガ關係工業ヲ整理合同セシメ以テ生産性ノ高度化ト資材ノ有效利用ヲ實現セントス之ガ工業ノ種類左ノ如シ

伸銅、電線、銅鑄物、鍍金、合金、半田、水銀計器ノ各工業



至急

大臣

次官

人事課長

事務官
理事官

昭和十九年七月十一日付

四七

書記官

甲島

四島

請議案

東京都官制外三勅令中止ノ要
アリ別紙勅令案ヲ提出ス

裏面あり

日	月	第
第	第	第
號	號	號
送	送	送
受	受	受
月	月	月
月	月	月
日	日	日
日	日	日

右閣議ヲ請フ
 年 月 日
 内閣總理大臣宛

大臣

勅令第四百八十八號 八月廿三日

第一條 東京都官制中左ノ通改正ス

第一條中「^屬」_{「^屬」} 專任三千八百四十五人「_」

「^屬」_{「^屬」} 專任三千八百四十七人「_」ニ改正ス

第二條 北海道官制中左ノ通改正ス

第一條第一項中「^屬」 專任二百一十二人「_」ヲ_」屬

專任二百一十三人「_」ニ改正ス

大日本帝國政府

第三條 地方官官制中左ノ通改正ス

第一條第一項中「^屬」 專任四千三十人「_」ヲ_」屬

專任四千百一人「_」ニ改正ス

第四條 都府行縣臨時職官等設置制中左ノ

通改正ス

第一條第一項東京部ノ部中「_」技師 專任

十五人「_」ヲ_」技師 專任十六人「_」ニ_」屬_」 專任

(新上ノ規定規格第一八三三三三三三)

大日本帝國政府

理由

戰時下敷増え地方事務の内増量及此等事務の

検査施設強化事務ニ指し十八人、国民健康保険関係

事務ニ属す十一人、国民徴用関係事務ニ属す四十七人、(地方事務ニ)

職員給与制度事務ニ属す三十三人、(地方事務ニ)

要員削減等停止に要するに依り

(規定規格紙一八×二五センチ)

裏面白紙

大日本帝國政府

區分	地方廳職員定員增員内譯表	
	現在定員	増員
東京都官制	三八四五	一
北海道廳官制第一條	二一二	一
地方官官制第一條	四〇三〇	四九
都廳府縣臨時職員等設置制	二二	四九
東京都	一五	一
技師	一四〇	一
屬手	一四〇	一
青年學校職員		一
府縣移管ニ		一
伴ツモノ		一
國民健康ニ關スルモノ		一
國民徵用ニ關スルモノ		一
鍛鑄造品ノ檢査ニ關スルモノ		一
改正定員	三八四七	二一三
備考		

めくれず

裏面白紙

大日本帝國政府

計	府縣 技屬 手	北海道廳 技屬 手	警視廳 技屬 手
	三四九三	一、六二四	七三
〃 三三			
五一			
四七	四一	一	五
判奏 一八一	一三		
	三五四七	一、六二五	七八

めくれず

裏面白紙



大日本帝國政府

內閣閣甲第四八五號

昭和十八年十二月十七日

內閣書記官長 關

內務大臣 殿

昭和十九年度豫算定員増加要求査定ノ件別紙ノ通閣議決定相成候條命 依リ通牒ニ及ビ候

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

内務省所管豫算定員増加要求査定調

事 項	鑛業 施設ノ 強化ニ 要スル 純新規分	國民 健康保 險ニ 關スル 經費ノ 増 加 純新規分	國民 徵用ニ 關ス ル 經費 純新規分
要求	○	○	○
査定	○	○	○
要求	一〇	○	○
査定	一	○	○
要求	二八	一九二	九四
査定	一八	五一	四七
要求	三八	一九二	九四
査定	一九	五一	四七

備 考

候時

奉
命

候時

裏面白紙

大日本帝國政府

内務省所管一般會計（昭和十九年度追加豫算分）

區分	計				備考
	要求	査定	要求	査定	
純新規増加ノ分					
青年學校職員給與	〇	〇	四七	〇	
都道府縣へ移管ニ					
伴ヒ要スル經費					
			九四	二三	一四一
					二三

至中

178

裏面白紙

青年學校職員諸君與都道府縣費移管ニ伴フ増員ニ關スル資料

一 増員理由

從來市町村ノ負擔ナリシ公立青年學校職員ノ俸給其ノ他給與ハ昭和十九年度ヨリ都道府縣費負擔ニ移管セラレ又中等學校及青年學校ノ職員ノ待遇改善等ノ爲地方廳ニ於ケル事務ハ急激ニ増加スルヲ以テ之ヲ々々地方廳ニ屬シテ増員セントス

二 増員数及其ノ配當府縣

ノ増員数 二十三人 (別紙算書添付)

2 配當府縣

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、岐阜、静岡、三重、山梨、長野、愛

媛、福岡、長崎、熊本、鹿児島、
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、愛媛、福岡、長崎、熊本、鹿児島

其青年學校諸君與都道府縣費移管後中等學校及青年學校ノ職員ノ待遇改善ニ伴フ地方廳ニ於ケル増加事務
ノ中等學校及青年學校ノ職員ノ待遇改善ニ伴フ地方廳ニ於ケル増加事務

2 中等學校職員ノ俸給、加給及賞與、補助ニ關スル事務

3 青年學校職員ノ俸給、賞與、死亡慰金、旅費、臨時手當、臨時家

族手當、臨時勤勞手當ニ關スル算及決算ニ關スル事務

4 毎月ニ於ケル青年學校職員ノ俸給、臨時家族手當、臨時手當及職

勤補助手當支給ニ關スル事務

5 年二回又ハ三四回ニ及ブ青年學校職員ノ賞與支給ニ關スル事務

6 其ノ都度ニ於ケル青年學校職員ノ旅費、死亡慰金、支給ニ關スル

事務

7 青年學校ノ臨時補助金交付ニ關シ青年學校職員ノ俸給、賞與、死

亡慰金、旅費、臨時手當、臨時家族手當、臨時勤勞手當ノ支給、

算及決算ニ關スル報告事務

8 青年學校ノ臨時補助金ノ請求トナル職員ノ区分及其ノ算及ニ關

ル事務

大日本帝國政府

昭和十八年勅令第百八號 (國民學校職員ノ俸給其ノ他給
與ノ負擔ニ關スル件)

(勅令規程第一〇二號)

國民學校及市町村立青年學校ノ職員ノ俸給 (青年學校ノ指導
員ノ年功ヲ含ム)、年功加俸、特別加俸、壹獎、及之賜金、旅費、
臨時家族手当、臨時手当及戰時勤勉手当、東支那、北滿道地方
費又ハ村費ノ負擔トス

附則

本令ハ昭和十八年四月 〇 日ヲ之ヲ施行ス

附則

本令ハ昭和十九年四月 〇 日ヲ之ヲ施行ス

裏面白紙

大日本帝國政府

丙第五三〇號

昭和十九年五月二十七日

內務大臣官房人事課長殿

厚生大臣官房秘書課長

東京都官制、北海道廳官制
地方官官制中改正ノ件

標記ノ件ニ關シ別紙ノ通改正相成様御取計相成度

内務
一三
共
二

裏面白紙

大日本帝國政府

四九

勅令第 號

第一條 東京都官制中左ノ通改正ス

第一條中「屬技手」專任三千九百六十二人」ヲ「屬技手」專任三千九百六十三人」ニ改ム

第二條 北海道廳官制中左ノ通改正ス

第一條中「屬專任二百十四人」ヲ「屬專任二百十五人」ニ改ム

第三條 地方官官制中左ノ通改正ス

第一條中「屬專任三千九百三十六人」ヲ「屬專任三千九百八十五人」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

大日本帝國政府

理由

國民健康保險關係事務ノ増嵩ニ伴ヒ^{之ニ}從事ノ職員ヲ増置スルノ要アルニ依ル

裏面白紙

理由

國民健康保險組合ハ昭和十八年度末ニ於テ
全國町村ニ對スル普及ヲ略完成シ其ノ
組合數壹萬參百拾之ニ包攝セララル
被保險者數參千七百九萬五千餘人ニ達
セリ
而シテ大東亞戰爭ノ様相愈々悽愴苛烈
ヲ加ヘ戦力増強ノ急務ナル秋之ガ基礎
的方途タル健兵健民施策遂行ノ基礎組
織タル性格ヲ有スル國民健康保險組合

ノ使命ヲ十全ニ發揮セシムルハ定ニ刻
下喫緊ノ要務ナリ
勿テ各都道府縣ニ國民健康保險事務ニ
従事スル屬五十一人(東京都一人、北海道
廳一人、府縣ヲ通ジテ四十九人)ヲ増置シ
激增セル組合ノ指導監督ニ當ラシムル
要アルニ因ル

一國民健康保険ニ関スル經費ノ増加 (昭和十九年九月) 初年算
 現下時局ノ要請ニ鑑ミ公債農山漁村ニ普及シタル國民健康保険制度
 各都市ニ普及シ國民健康保険ノ実ヲ與ケ以テ健兵健民施策ノ徹底
 ヲ期スルノ要ナル爲此ノ經費ヲ要ス

款項	金額	區分	金額	備考
經常部	九三、七九	俸給	三六、七二〇	
地方廳	九三、七九	馬	一、二四〇	
行政費	九三、七九	到任俸給	四、八九六〇	
		賞與	七、三四四	
		小計	二、四四八	
		諸給與	四、四〇六四	
			一、四六八八	
			五、八七五三	
			一、四、二八〇	
			五、七、一二〇	

款項	金額	區分	金額	備考
		內國旅費	五、一〇〇	
		雜給	二〇、四〇〇	
		慰勞金	六、一三〇	
		雇員給	一、五三〇	
		事務費	七、六五〇	
		人事費	三〇、六〇〇	
		人二件ノ應費	九、一八〇	
		備品費	四、〇八〇	
		圖書及印刷費	二、〇四〇	
		筆紙墨文具	二、五五	
		消耗品	一、〇二〇	
			五、一〇	

計	小計	雜費	通運 信件
		一〇三	
		五〇	五
九三、七八九	四九、七三九	三八、二五	一九一
三一、二六三	一六、五七五	一、二七五	六四
二五、〇五二	六六、三〇〇	五一、〇〇	二五五

計	沖	鹿	宮	鹿	佐	大	福	高	香	徳	和	山	山	山	島	島	島	富	石	福	秋	山	青	岩	富
	繩	島	崎	本	賀	分	岡	知	川	島	山	口	島	山	根	取	山	川	井	田	秋	森	手	島	
五	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

宮	長	波	瀨	山	新	愛	二	系	松	茨	千	神	所	新	長	兵	神	一	京	神	尾	警	都	都	
城	津	阜	賀	梨	岡	知	重	良	不	城	兼	馬	王	湯	河	庫	川	取	都	大	道	庁	都	都	
二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一

昭和十九年度新規増置地方廳屬配置表



大日本帝國政府

丙第六六五號

昭和十九年六月二十八日

內務大臣官房人事課長 殿

厚生大臣官房秘書課長



部廳存縣臨時職員等設置制中改正ノ件
標記ノ件別紙ノ通改正相成議取計相成度
進而官制改正ノ上ハ別表ノ進定員配置方可然御取計相成度

裏面白紙

大日本帝國政府

勅令第

號

都廳付縣臨時職員等技置訓中左ノ通改正ス

第一條第一項審視廳ノ部中「審」技手ノ專任七十三人ノヲ「屬」技手

ニ專任七十八人ノニ、北海道廳ノ部中「審」技手ノ專任千六

百二十三人ノヲ「屬」技手ノ專任千六百二十四人ノニ、府縣ノ

部中「審」技手ノ專任三千四百五十七人ノヲ「屬」技手ノ專任三

千四百九十八人ノニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

大日本帝國政府

國民勸業事務ノ増加ニ件ヒ總付録ニ所収ノ職員ヲ増置スルノ要
アルニ由ル

理由

裏面白紙

一 國民徴用ニ関スル經費

國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ前年度ニ引續キ
 總動員業務ノ要員配置及改正國民徴用令ニ基キ新
 二設定セラレタル國民徴用官緊急徴用制度ノ運用
 地方長官ニ於テ行フ出頭命令徴用變更徴用解除等
 ノ適正迅速ヲ期スルノ要アルト徴用ニ基因スル家族ノ生
 活不安ニ對スル扶助援護ヲ爲スノ要アルト爲此ノ經費
 ヲ要ス

款項金額區分

臨時部	內務臨時行政諸費	495,960	俸給	57,920	二萬八千	三三,八四〇	二二,八〇〇	一,一九九二〇
地方臨時諸費	495,960	俸給	57,920	二萬八千	三三,八四〇	二二,八〇〇	一,一九九二〇	

厚生省

奏任俸給	九,二五〇	九	一九四四〇	三,三八〇	一,九四四〇		
事務官	五,九〇〇	九	一〇,四七〇	二,六八〇	一,四九七〇		
判任俸給	三,三〇〇	九	三,三〇〇	二,二五〇	三,五三〇		
賞與	一九,九四〇	九	五〇,三六〇	四〇,〇八〇	二〇,五五〇		
小計	三三,四〇〇	九	三三,四〇〇	三九,四〇〇	一三,一〇〇		
諸給與	二二,七〇〇	九	二二,七〇〇	二四,〇〇〇	四七,〇〇〇		
內國旅費	九,〇〇〇	九	五,四〇〇	一〇,一〇〇	四七,〇〇〇		
奏任官	五,四〇〇	九	五,四〇〇	八,四〇〇	二八,二〇〇		
判任官	三,六〇〇	九	四,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四七,〇〇〇		
特殊旅費	一〇,〇〇〇	九	一,四〇〇	八,四〇〇	二八,二〇〇		
離給	一〇,〇〇〇	九	一,四〇〇	八,四〇〇	二八,二〇〇		
在官給	八,二四〇	九	二,一八〇	一,九二〇	五,四〇〇		
事務官	三,三三〇	九	二,七三〇	一,四〇〇	二,二二五		
事務費	三,三三〇	九	二,七三〇	一,四〇〇	二,二二五		
人件費	一,五八〇	九	九,九〇〇	二,八二〇	九,四〇〇		
人件費	一,五八〇	九	九,九〇〇	二,八二〇	九,四〇〇		
合計	194,400	9	1,944,000	1,310,000	1,337,000		

十九年度計上額
 算出
 計
 備考

特殊 廳費内譯		備 考	
區 分	金額		
圖書印刷費	四六〇〇円	一	一府県一〇〇円 一府県
筆紙墨文具	二三〇〇	一	五〇円
消耗品	二三〇〇	一	五〇円
通信運搬費	四六〇〇	一	一〇〇円
計	一三八〇〇		

厚生省

別表

愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長門	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	伊豆	静冈	計	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

地方廳職員増置案 従来より

裏面白紙

一九機局第一四八二號

昭和十九年六月十九日

軍需省機械局長

核研
技研
計研
196

内務大臣官房人事課長殿

鍛鑄造品ノ検査施設ノ強化ニ要スル經費ニ關スル件

鍛鑄造工業ノ技術向上ヲ圖ル爲主要都府縣ニ於ケル鍛鑄造品ノ検査施設ヲ活用シ職員ヲ増置シテ鍛鑄造品ニ付検査施設ヲ實施スルコトト相成之ガ經費ヲ内務省所管トシテ昭和十九年度豫算ニ計上セラレタル處技師一人技手十八人増員相成タルニ付官制改正ノ上別添配置表ニ依リ夫々ノ府縣ニ配置相成本事業促進方可然取計相成度右依願ス

東大新橋安福會

計 京 阪 葦 湯 玉 知 岡 岡

技	一	○	○	○	○	○	○	○	一
師	一								一
技	一								一
手	八	一	一	三	二	一	二	三	五
備									
考									

東大新橋安福會ノ修養員ノ強化ニ要スル地方廳職員配置表

裏面白紙

一、鍛鑄造品ノ検査施設ノ強化ニ要スル經費

機械工場ノ質的向上及生産増強ヲ圖ル爲ニハ機械用材料就中鍛鑄造品ノ品質ヲ急速ニ引上グルコトハ不可尙ノ要件ナリ然ルニ我國鍛造業者ノ大部分ハ鍛鑄造品ノ検査設備ヲ有スルコトナク自己ノ製造スル鍛鑄造品ノ品質ヲ知り得ザルヲ以テ技術ノ向上ニ支障ヲ來スコト尠カラザル實情ニアリ仍テ主要都府縣ニ於ケル鍛鑄造品ノ検査施設ヲ利用シ職員ヲ増置シテ鍛鑄造品ニ付検査ヲ實施セントス仍テ此ノ經費ヲ要ス

款	臨時部 内務臨時行政諸費
項	地方總臨時諸費
金額	三六〇〇〇
算出内譯	内譯左記ノ通

裏面白紙

鑄造品ノ検査施設ノ強化ニ要スル經費内詳

款	項	人員	一人年額金	額	内 九年度計上額	月割差増	備 考
臨時部	臨時部	人					
内務臨時行政諸費				四四三一八	三六〇〇〇	八三一六	
地方廳臨時諸費				二〇〇四〇	一五〇三〇	五〇一〇	
俸	給			二七六〇	二〇七〇	六九〇	
委任俸	給	一					
技任俸	給						
列任俸	給	一八	九六〇	一七二八〇	一二九六〇	四三二〇	
賞	與			四〇〇八	三〇〇六	一〇〇二	
薪給	與			七八〇〇	五八五〇	一九五〇	
内務成				六〇〇	三〇〇	三〇〇	

裏面白紙

普通	雜費	慈善	事務	合計
一九		一九		一八
五〇		八〇		四〇〇
九五〇		一〇〇〇〇	一五二〇	七二〇〇
七二二		一〇二六二	一五〇〇	三三〇〇
二三八		△三六三	三八〇	二八〇〇

裏面白紙

東京大兵衛會社

合

計

京 阪 單 灣 玉 知 岡 岡

一 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 一

一 八 一 一 三 二 一 二 三 五

技

師

技

手

備

考

製造品ノ検査施設ノ強化ニ要スル地方職員配置表

裏面白紙

裏面白紙

鍛鑄造品検査施設職員配置基準表

(一) 所要技術職員数

地 區	鍛 造		鑄 造		鍛 造		鑄 造		所 要 人 員
	物理	化學	物理	化學	物理	化學	物理	化學	
東 京	四六	一六〇九	一四九三	二二六	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一九
奇 玉	一	二七八七	一〇三六〇	六八七	一	一	一	一	一一
新 潟	一	七〇三	一三三四	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七	二
靜 岡	一六	三〇三	九〇八三	六八	〇四	〇四	〇四	〇四	二
愛 知	四五	一七二六	五二四八〇	三三三	三五	三五	三五	三五	七

裏面白紙

合計	福岡		兵庫		大阪	
	鋳	鍛	鋳	鍛	鋳	鍛
四八一	一〇二	三五	七	五三	一〇	一一五
五一〇九五〇	六八〇三〇	三一九五〇	九一六	八八三〇	一五三六	九八九七〇
一七〇三二	二二六八	一〇六五	三一	二九四〇	三一	三二九九
三四〇二	六三二	二二三	〇九	五八八	一五	六六〇
一一三五		七一		一九六		二一〇
			一五	〇三		五八
			一四	三九		四四
六五			四	九		一一

備考

一、鍛造品三五題へ一品平均五冠ニシテ同一型ニテ平均七〇〇(箇)ニ付一件ノ物理検査ヲ行フ。化学検査ハ之ヲ行ハズ一日一人物理検査五件

二、鑄造品五題(一品平均一題)ニ付一件ノ物理検査及一五題ニ付一件ノ化学検査ヲ行フ。一日一人物理検査ハ一五件、化学検査ハ五件

職	名	大	愛	新	崎	小	總	備註
種	稱	阪	知	潟	玉	京	區	
化學	化學	化學	化學	化學	化學	化學	化學	總務
物理	物理	物理	物理	物理	物理	物理	物理	技師
生物	生物	生物	生物	生物	生物	生物	生物	現任
地質	地質	地質	地質	地質	地質	地質	地質	技師
醫學	醫學	醫學	醫學	醫學	醫學	醫學	醫學	現任
農學	農學	農學	農學	農學	農學	農學	農學	技師
林學	林學	林學	林學	林學	林學	林學	林學	現任
獸醫學	獸醫學	獸醫學	獸醫學	獸醫學	獸醫學	獸醫學	獸醫學	技師
衛生學	衛生學	衛生學	衛生學	衛生學	衛生學	衛生學	衛生學	現任
教育學	教育學	教育學	教育學	教育學	教育學	教育學	教育學	技師
社會學	社會學	社會學	社會學	社會學	社會學	社會學	社會學	現任
政治學	政治學	政治學	政治學	政治學	政治學	政治學	政治學	技師
經濟學	經濟學	經濟學	經濟學	經濟學	經濟學	經濟學	經濟學	現任
法律學	法律學	法律學	法律學	法律學	法律學	法律學	法律學	技師
文學	文學	文學	文學	文學	文學	文學	文學	現任
藝術學	藝術學	藝術學	藝術學	藝術學	藝術學	藝術學	藝術學	技師
體育學	體育學	體育學	體育學	體育學	體育學	體育學	體育學	現任
音樂學	音樂學	音樂學	音樂學	音樂學	音樂學	音樂學	音樂學	技師
戲劇學	戲劇學	戲劇學	戲劇學	戲劇學	戲劇學	戲劇學	戲劇學	現任
舞蹈學	舞蹈學	舞蹈學	舞蹈學	舞蹈學	舞蹈學	舞蹈學	舞蹈學	技師
其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	現任
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計

(二) 職員配置豫定表

（此表は、昭和二十一年四月一日現在の職員配置豫定表である。昭和二十二年四月一日現在の職員配置豫定表は、別表のとおりである。）

三〇

裏面白紙

内務省
四七號
TEB

乙第四〇七號

昭和十九年七月十五日

内務大臣 安藤 紀三



内閣總理大臣 東條 英機 殿

東京都官制外三勅令中改正ノ要アリ別紙勅令案ヲ提出ス
右閣議ヲ請フ

内務省

206

本件内閣更迭ニ
東條外相付
送付者之由
又自二十五
人事課

昭和十九年
内務大臣

月十五日

内務大臣 安藤 紀三

東條 英機 殿

令中改正ノ要アリ別紙勅令案ヲ提出ス



内務省

206

昭和十九年 七月二十四日

内閣官房總務課長

内務大臣官廳 文書課長 殿

本件内閣更迭ニ付返付候條可然

本件内閣更迭ニ付返付候條可然
又自二十五日
文書課長
人事課長

五

昭和十九年八月廿四日
 内務省
 事務官

五三三

大臣 次

人事課長

理事官

主査 事務官

總務局長

請 願 案

初任付縣臨時職員等對官制中止ノ
 要アリ別紙勅令案ヲ提出ス

八月廿四日
 内務省
 事務官

金谷 謙三
 大塚 隆夫
 大塚 隆夫

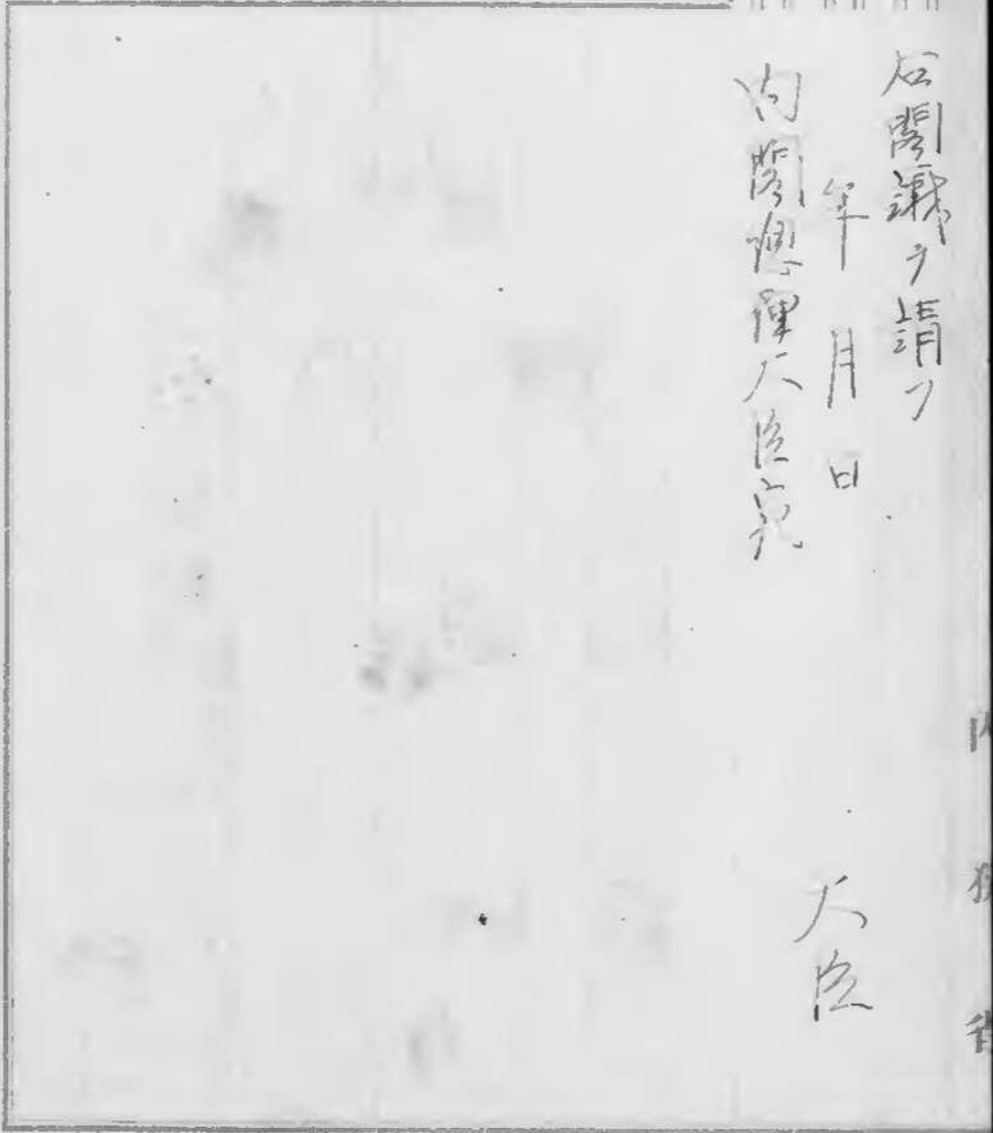
甲
 昭和十九年八月廿四日
 内務省
 事務官

裏面あり

207

省料・函送承知済
スノトスノスノ

日	月
第	第
第	第
第	第
第	第
第	第
第	第
第	第
第	第
第	第



右記ノ請フ
年 月 日
内閣總理大臣宛

大臣

勅令第五十四号 第一号

都廳行政臨時職員等設置制中左ノ改正ス

第一條 第一項 事務官 專任十
事務官 專任十

四人 事務官 專任十
技師 專任十

四十人 技師 專任百四十六人
同此也

技師 專任百四十六人
技師 專任百四十六人

技師 專任百四十六人
大日本帝國政府

同行政縣ノ部中 技師 專任百四十六人

地方事務官 專任二百十六人

地方技師 專任二百十一人

技師 專任三十五百四十六人

技師 專任三十五百四十六人

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

(第五十四号勅令第一号)

大日本帝國政府

理由

現下ノ情勢カニ鑑ミ防空施設及衛生対策ノ急遽完成ヲ因テカ爲四大防空重要地區及各地方行政協議會所在地道行縣ニ之カ事務ニ從事スル職員ヲ増員シテ防空行政ノ進カニ進展ヲ期スル爲メトシテ要アルニ依ル

(規定規格 182 x 256 mm)

裏面白紙

送受及局最合 日月付受及省

第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

至急

四四〇號

大臣

次官

人事課長

主査事務官
理事官

昭和十九年七月十四日 局受 第 月 日 局送 月 日

甲乙 決行 里本

請議案

總務局長

會計課長

久吉課長

事務局長

事務課長

裏面あり

日	月
第	第
第	第
日	日
日	日

防空救護班防空衛生対策ノ急遽完成
 ヲ因ラムガ爲メ之カ閣法計藏員ノ増員ハ真ニ已
 ヲ得ルカ人モハ其類ノ以テ之カ閣議ノ
 承認ヲ得度別紙要綱ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

年 月 日

内閣總理大臣

大臣

防空救護並防空衛生ノ事務ニ從事スル
 地方職員増員要綱
 現下ノ情勢ニ鑑ミ防空救護並防空衛生対策
 ノ急速完成ヲ圖ラムガ為 四大防空之重要地ニ及
 各地方行政協議會所在都道在縣ニ在リ通
 之ヲ專任職員ヲ増置シ防空行政ノ強力ナル進
 展ヲ期セムトス

厚生省

事務官 專任 八人

技師 專任 十一人

技屬 專任 三十人

昭和十九年度第二豫備金支出要求書		内務省	
款	項	目	金額
海野部			
防空対策諸費	防空防護対策費		
		俸給	八九、六一七
		賞典	五一、〇三〇
		諸給典	一〇、二〇六
		事務費	二三、七五四
			四、六二七
			内訳別紙ノ通

事由
 防空警將ニ於ケル防空防護対策費ノ急速見込ノ圖ラムカ
 為之ニ経費ノ支出ヲ要ス

厚生省

防空救護対策費第二編 備金要求額内訳									
区	臨時部	人員	人員	金額	金額	金額	金額	金額	備
防空対策費				一、九、四九。	八、九、六一。	九、九、五七。			
防空救護対策費				八、二、四。	五、一、〇三。	五、九、七。			
俸給				四、六、九。	三、五、一九。	三、九、一。			
養休俸給				一、六、五。	一、四、四。	一、三、八。			
事務官				三、〇、三。	二、三、七。	二、五、三。			
技師				二、一、一。	一、五、八。	一、七、六。			
判任俸給				一、〇、五。	七、九。	八、八。			
庶務				一、〇、五。	七、九。	八、八。			
手				一、三、六。	一、〇、二。	一、一、三。			
共									
已									
地方									
人員									
金額									
内国旅費				一、九、〇。	一、四、二。	一、五、八。			
差任				一、〇、〇。	七、九。	八、五。			
判任				八、八。	六、六。	七、三。			
庶務				一、〇、五。	七、九。	八、八。			
事務官				二、一、一。	一、五、八。	一、七、六。			
事務費				六、一。	四、六。	五、一。			
療養費				三、一。	二、三。	二、六。			
雑費				三、〇。	二、〇。	二、五。			
合計				三、一、六、七。	二、三、七、五。	二、六、三、九。			

厚生省

	神奈川	東京	大阪	京都	廣島	愛媛	兵庫	福岡	北九州	北海道	總務省	防衛省
計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
五	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
六	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
七	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
九	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十五	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十六	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十七	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十八	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
十九	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二十	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二十一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二十二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二十三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二十四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二十五	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二十六	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二十七	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二十八	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二十九	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三十	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三十一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三十二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三十三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三十四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三十五	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三十六	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三十七	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三十八	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三十九	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四十	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四十一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四十二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四十三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四十四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四十五	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四十六	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四十七	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四十八	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四十九	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
五十	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

厚生省

大日本帝國政府

四大防空重要地區並各地方行政協議會所在府縣ニ
於ケル防空救護及防空衛生ニ關スル事務內容

- 一 防空救護ニ關スル事務
 - (1) 防空救護實施計畫等ノ企畫
 - (2) 救護機關ノ配置並運營
 - (3) 救護機關ニ於ケル設備資材ノ整備
 - (4) 特殊技能者等救護機關要員ノ動員配置
 - (5) 特殊技能者ノ補修教育及演練
 - (6) 救護訓練ノ實施及指導
 - (7) 醫藥品其ノ他衛生資材、醫療機械ノ貯備配給
- 二 防空衛生ニ關スル事務
 - (1) 防空防疫對策
 - (2) 給水、配水對策
 - (3) 清掃對策

裏面白紙

大日本帝國政府

其他

(1) 國庫補助豫算ノ經理

(備考)

地方行政協議會ヲシテ協力セシムベキ事項

(1) 管轄區域内府縣ノ防空救護並防空衛生ニ關スル技術上、事務上ノ指導

(2) 管轄區域内ニ於ケル救護並醫藥品其ノ他衛生資材、醫療機械ノ相互應援、補給等ノ計畫斡旋

裏面白紙

大日本帝國政府

日	時	場所	事由	件名
三、八				防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
〃	一〇三			防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
〃	一〇二			防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
〃	一〇一	閣僚	閣僚	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
〃	一〇〇	閣僚	閣僚	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
〃	九九	閣僚	閣僚	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
〃	九八	衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
三、二	八	衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
〃		衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
三、一		衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
〃		衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
三、〇		衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
二、九		衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
二、八		衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
二、七		衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
二、六		衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
二、五		衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
二、四		衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
二、三		衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
二、二		衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次
二、一		衛生局長	衛生局長	防空及同族行令施行三箇ニシテ議解事次

(編定規程第一八二×三三七種)

裏面白紙

防空法及同施行令ノ施行ニ關シテノ通諒解スルモノトス

昭和十九年三月八日

防空總本部 次長

厚 田 次 官

解 題

一 施行令第十六條ノ四第一項第八號ニ於テ救護ノ主務大臣ヲ内務大臣及厚生大臣ト爲スハ防空救護救護ノ要効ヲ收ムル上ニ於テ爾等ノ一體的活動ヲ確保スル要アルニ依ルモノニシテ災害現場ノ救急指撥、搬送等ハ内務大臣ニ於テ、其ノ他ノ防空救護一般ハ厚生大臣ニ於テ所掌スルモノナルコト

二 施行令第十六條ノ四第一項第八號ニ於テ清掃ノ主務大臣ヲ内務大臣及厚生大臣

ト爲スハ汚穢處理（屎尿處理ヲ含ム）ニ關シテハ内務大臣ニ於テ、其ノ他ノ清掃（屍體處理ヲ含ム）ニ關シテハ内務大臣ニ於テ所掌スルモノナルコト

三 施行令第十六條ノ四第一項第八號ニ於テ給水ノ主務大臣ヲ内務大臣及厚生大臣ト爲スハ飲料水ノ給水ニ付テハ水質検査、消毒及配水ニ關シテハ厚生大臣ニ於テ、其ノ他ノ給水ニ關スル事項一般ニ關シテハ内務大臣ニ於テ所掌スルモノナルコト

四 施行令第十六條ノ四ノ運用ニ關シテハ機械技能ヲ有スル者ニ關シテ後メ一定ノ時期ニ限り包括的ニ從軍令書ノ交付ヲ爲スコトトスルコト

五 防空救護、給水及清掃ニ關スル中央ノ府縣ハ内務、厚生兩大臣協同シテ之ヲ立案作成シ以テ其ノ一當性ヲ確保スルト共ニ、之ガ實施ニ付テハ各其ノ主掌スル所ニ從ヒ且極力相互協力スルコト

六 地方縣郡内ニ於ケル所掌區分ハ概ネ中央ノ例ニ倣フコトトスルモノ關係調整ハ相互協力シ一體的活動ヲ保持スル如ク企畫實施スル様様ニスルコト

七 防空救護ニ關スル防空法及戰時災害保護法ノ適用ニ付テハ戰時災害保護法ハ特別法タルノ地位ニ立ツモノトスルモ之ニ依リ雖キモノハ防空法ニ依ルモノトシ兩法同時シテ實施ヲ爲グルニ遺憾ナキ時期スルコト

内務、厚生両省諒解事項

一、施行令第十六条ノ四第一項第八号ニ於テ救護ノ主務大臣ヲ内務大臣及厚生大臣ト爲スハ防空警察救護ノ实效ヲ収ムル上ニ於テ両省ノ一体的活動ヲ確保スル要アルニ依ルモノニシテ災害現場ノ救急措置、搬送等ハ内務大臣ニ於テ、其ノ他ノ防空救護一般ハ厚生大臣ニ於テ所掌スルモノナルコト

二、施行令第十六条ノ四第一項第八号ニ於テ清掃ノ主務大臣ヲ内務大臣及厚生大臣ト爲スハ汚物処理（屎尿処理ヲ含ム）ニ関シテハ厚生大臣ニ於テ、其ノ他ノ清掃（屍体処理ヲ含ム）ニ関シテハ内務大臣ニ於テ所掌スルモノナルコト

三、施行令第十六条ノ四第一項第八号ニ於テ給水ノ主務大臣ヲ内務大臣及厚生大臣ト爲スハ飲料水ノ給水ニ付テノ水質検査、消毒及配水ニ関シテハ厚生大臣ニ於テ、其ノ他ノ給水ニ関スル事項一般ニ関シテハ内務大臣ニ

於テ所掌スルモノナルコト

四、施行令第四條ノ四ノ運用ニ関シテハ特殊技能ヲ有スル者ニ對シ予メ一定ノ時期ヲ限り包括的ニ從事令書ノ交付ヲ爲スコト、スルコト

五、防空救護ハ給水及清掃ニ関スル中央ノ計畫ハ内務、厚生両省協同シテ之ヲ立案策定シ以テ其ノ一貫性ヲ確保スルト共ニ、之ガ実施ニ付テハ各其ノ主掌スル所ニ從ヒ且極力相互協力スルコト

六、地方^内廳部ニ於ケル所掌区分ハ概ネ中央ノ例ニ倣フコト、スルモ關係部課ハ相互協力シ一体的活動ヲ保持スル如ク企画実施スル様指導スルコト

七、防空救護ニ関スル防空法及戰時災害保護法ノ適用ニ付テハ戰時災害保護法ハ特別法タルノ地位ニ立ツモノトスルモ之ニ依リ難キモノハ防空法ニ依ルモノトシ兩者相合シテ实效ヲ著グルニ遺憾ナキヲ期スルコト

防業一丸發第ニ三號

昭和十九年三月七日

防空總本部業務局長
防空總本部警防局長
厚生省衛生局長

各都道府縣長官殿

防空醫療救護及給水訓練ノ實施ニ関スル件依命通牒

空襲時ニ於ケル醫療救護及飲料水対策ノ万全ヲ期スルハ現下緊要ノ要務ト
スル所ニ有之候處右ニ関シテハ昭和十九年三月八日防警一丸發第ニ一號通
牒及防空教育訓練要綱ニ基キ夫々實施中ノコトトハ存候ハ共此ノ際更
ニ之ガ訓練ノ徹底ヲ期シ度存候ニ付テハ左記御了知ノ上訓練ニ萬全ヲ期セラ
ズ依命此段及通牒候也

記

防空醫療救護及飲料水ノ給水訓練ハ左ニ點々付テ之ヲ實施スルコト

一 都道府縣毎ニ實施スル綜合防空訓練ノ一部トシテ行フ醫療救護及飲料水ノ給水訓練

二 他ノ都道府縣ニ對スル至急關係者ノ應援救護班ノ派遣訓練

三 一、二、訓練ハ各都道府縣ニ於テ豫メ定ムル想定ノ下ニ之ヲ行フコト、スルニ
一般救護訓練ノ外將ニ左ノ諸點ニ関スル訓練ヲ併セ行フコト

一 既存救護所等又ハ水道施設被害ヲ被リタル場合ニ於ケル豫備救護所
（移動救護所ヲ含ム）ノ開設又ハ補給水源（井戸、河水、凧等）ノ利用訓練
（水道施設利用不能ノ場合ヲ含ム）

二 同一都道府縣内ニ於ケル應援救護班及應援看護隊ノ出勤訓練

三 医薬品其ノ他醫療衛生用物資ノ非常配給訓練

四 他ノ都道府縣ニ對スル医療關係者ノ應援救護班ノ派遣訓練ニ関シテ

ハ各地方長官ハ豫メ定ムル想定ノ下ニ各部道府縣医師會ヲシテ所要ノ
應援救護班ヲ編成セシムルコトヲシ之ニ関シ豫メ各部道府縣医師會ト密
接ナル協議ヲ爲スコト

尚右ニ関シテハ特ニ厚生省ノ想定ニ基キ不日(大体三月下旬ノ見込)
厚生大臣ヲ發スル各地方長官ニ對スル訓練應援命令ニ基キ訓練實施
ノ豫定ナルニ付テハ此ノ場合ニ於テハ各地方長官ハ前項ニ準ジ所要ノ應
援救護班ヲ編成シ其ノ結果ヲ厚生大臣ニ報告スルコト

厚生省發衛第四二号
昭和十九年三月七日



厚生省衛生局長
防空總本部業務局長
防空總本部警防局長

各都廳府県長官 殿

防空医療救護対策要綱ニ関スル件

防空医療救護ニ関シテハ蒙リ昭和十四年十月十四日内務省發函第百二十四号通牒ヲ以テ指示致候。恐今般之ヲ改メ別致防空医療救護対策要綱決定相成候ニ付テハ左記事項御留意ノ上速ニ整備相成度依命此致及通牒候也

追テ本件ニ関シテハ利添ノ通日本医函会長、日本齒科医師会長、日本藥劑師會長宛通牒致置候条御了知相成度

記

- 一 本要綱ハ防空医療救護対策ノ一標準ヲ示セルモノナルニ付各地方ノ実情ニ鑑ミ之ニ適應スル如ク計画スルコト
- 二 防空救護組織ニ付テハ都廳府県防空計画ニ其ノ大綱ヲ規定シ之ニ基キ其ノ実施事項ノ細目ヲ定メマハ警察廳警務局長ハ市町村長ヲシテ其ノ実施スベキ細目ノ具体的事項ヲ定メシムルコト
- 三 本要綱ハ原則トシテ防空法第二條ノ規定ニ依ル指定市町村ノ区域ニ之ヲ適用スルコト
- 四 都廳府県ニ於テ防空計画ヲ設定スル場合ニ於テハ關係各廳局部課ノ一体的活動ヲ期シ得ル如ク万全ノ措置ヲ講ズルコト
- 五 本要綱ニ基ク計画ノ実施ニ当リテハ特ニ医師會、齒科醫師會、藥劑師會等トノ連絡協調ヲ緊密ニシ其ノ積極的協力ヲ得ルニ努ムルコト
- 六 災害極メテ大ナル場合ニ於ケル現場ノ救出及應急處置ニ充ツル為特ニ必

要アルトキハ警防團救護部(班)ニ應援救護班ノ應援ニ依ル巡回班ヲ附設スルト共ニ緊急工作隊トシテ連絡ヲ密ニシ崩壊物ノ下敷トナレル罹災者ノ救出ヲ計画準備スルコト

七、予備救護所ハ他府県ノ区域ニ開設スルモ差支ヘナキコト

八、應援救護班ノ居付ニ付テハ隨時隨処ニ對スル應援ニ遺憾ナキ様特ニ周密ナル計画ヲ樹立シ且之ガ演練ヲ爲シ置クコト

九、他府県ニ對スル應援救護班ノ派遣ニ付計画ヲ爲スト共ニ東京、神奈川、

愛知、大阪、兵庫及福岡ノ各都府県ニ在リテハ予備救護所ノ要員トシテ

近府県ヨリノ應援救護班ノ支援アル場合ヲモ予想シ計画シ置クコト

十、應援救護班ニ對シテハ其ノ平常使用スル医薬器械具ノ他ノ衛生用物資ヲ携行セシムルコト

十一、工場事業場ノ救護機關ト一般救護機關トハ災害發生ノ狀況ニ依リ相互ニ

應援ヲ爲ス如ク計画スルコト

十二、医療関係者ノ特徴ニ因シテハ予メ之ガ計画ヲ定置クト共ニ必要アル場合

ニ在リテハ防空法施行ハ第四條ノ四ノ運用ニ因シ予メ一定ノ時期ヲ限リ

包括的ニ從事令書ノ交付ヲ爲シ置クモ差支ヘナキコト

其本要綱ニ基キ従来ノ救護組織ヲ是正セントスル場合ニ在リテハ特ニ其ノ

過渡時期ニ於テ言語ヲ承サザル様嚴ニ留意スルコト

十三、医療関係者ニ對スル防空救護補習教育ハ主トシテ医師会、齒科医師会及

薬剤師会ニ於テ之ヲ行ハシムル予定ナルモ地方廳ニ於テモ之ガ実施ニ當

リ密接ナル連絡協力ヲ爲スト共ニ補習教育ト演練トノ有機的連繫ニ留意スルコト

防空醫療救護對策要綱

(昭和十九年三月七日陸軍省警務部第三三三號)
陸軍省警務部第三三三號
陸軍省警務部第三三三號
陸軍省警務部第三三三號

救護機關

救護機關ハ尤ノ通トシテ有機的一元的ニ活動セシムルモノトス

警防団救護部(班)

特設防護団救護部(班)

救護病院

助産救護所

予備救護所

特殊救護病院

應援救護班

應援看護隊

学校報國隊

警防団救護部(班)

(一) 警防団救護部(班)

(1) 警防団救護部(班)ハ主トシテ空襲時現場ニ於ケル傷病者ノ救出、分類、應急処置、搬送又ハ擔專ヲ担当スルモノトス

(2) 警防団救護部(班)ハ原則トシテ医師一名、歯科医師一名以上及必要ナル補助者ヲ以テ編成シ部(班)長ニハ成ルベク医師ヲ以テ之ニ充ゾルモノトス

(3) 警防団救護部(班)ハ原則トシテ警防団分団(警防団分団ナキ地方ニアリテハ警防団)毎ニ之ヲ設置スルモノトス

(4) 警防団救護部(班)ハ常ニ救護所其、他ノ防空機關ト緊密ナル連絡ヲ保持シ傷病者ノ救護上遺憾ナキヲ期スルモノトス

(二) 特設防護団救護部(班)

特設防護団救護部(班)ハ原則トシテ特設防護団毎ニ之ヲ設置スルモノトス任務及編成等ハ其ノ規模ニ應ジ警防団救護部(班)ニ準ズルモノトス

(三) 救護所

(1) 救護所ハ主トシテ傷病者ノ判別及應急治療ヲ担当スルモノトス

(2) 救護所ハ概テ人口五千乃至一万ニ付一個所之ヲ設置スルモノトス

(3) 救護所ハ尤ノ順位ニ依リ之ヲ優先充當スルモノトス

イ、外科施設ヲ有スル診療所

ロ、前号以外ノ診療所又ハ病院(綜合病院及外科病院ヲ除ク)

ハ、診療所又ハ病院無キ地区ニアリテハ学校、公会堂、旅館、劇場其、他ノ適當ナル施設

防空醫療救護對策要綱

(昭和十九年三月七日厚生省警務局長官公署訓令第一〇七號)

救護機関

救護機関ハ尤ノ通トシ之ヲ有機的一元的ニ活動セシムルモノトス

警防回救護部(班)

特設防護回救護部(班)

救護病院

助産救護所

予備救護所

特殊救護病院

應援救護隊

應援看護隊

学校報回隊

(一) 警防回救護部(班)

(1) 警防回救護部(班)ハ主トシテ空襲時現場ニ於ケル傷病者ノ救出、分類、

應急処置、搬送又ハ誘導ヲ担当スルモノトス

(2) 警防回救護部(班)ハ原則トシテ医師一名、歯科医師一名以上及必要ナル

補助者ヲ以テ編成シ部(班)長ニハ成ルベク医師ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

(3) 警防回救護部(班)ハ原則トシテ警防回分回(警防回分回ナキ地方ニアリ

テハ警防回)毎ニ之ヲ設置スルモノトス

(4) 警防回救護部(班)ハ常ニ救護所其ノ他ノ防空機関ト緊密ナル連絡ヲ保持

シ傷病者ノ救護上遺憾ナキヲ期スルモノトス

(二) 特設防護回救護部(班)

特設防護回救護部(班)ハ原則トシテ特設防護回毎ニ之ヲ設置スルモノトス

任務及編成等ハ其ノ規模ニ應ジ警防回救護部(班)ニ準ズルモノトス

(三) 救護所

(1) 救護所ハ主トシテ傷病者ノ判別及應急治療ヲ担当スルモノトス

(2) 救護所ハ概テ人口五千乃至一万ニ付一個所之ヲ設置スルモノトス

(3) 救護所ハ尤ノ優先ニ依リ之ヲ優先充當スルモノトス

イ、外科施設ヲ有スル診療所

ロ、前号以外ノ診療所又ハ病院(綜合病院及外科病院ヲ除ク)

ハ診療所又ハ病院無キ地区ニテハ学校、公会堂、旅館、劇場其ノ他ノ

適當ナル施設

- (4) 搬送セラレタル傷病者ノ受付、溜場等ニ充ツル爲救護所附近ノ道路、家屋等ヲ利用シ得ル如ク計画スルモノトス
- (5) 救護所及其ノ附近ニハ必要ナル待避施設ヲ整備スルモノトス
- (6) 救護所ノ要員ハ原則トシテ醫師三名、歯科医師一名、薬剤師一名及補助者十名ヲ下ラザルモノトス救護所ニ於テ救護ニ從事スル医寮関係者ハ当該診療所及最寄ノ者ヲ以テ優先充当スルモノトス
- (7) 救護所ノ所長ハ当該診療所ノ首長タル医師(3)ノハ、場合ニ於テハ地方長官ノ指定スル医師)ヲ以テ充ツルモノトス
- (8) 救護所ノ所有者又ハ管理者ハ警戒警報命令アリタル時ハ直ニ救護所ヲ開設シ何時ニモ救護ヲ爲シ得ル如ク設備資材其ノ他諸般ノ準備ヲ爲スモノトス
- (9) 救護所ノ所有者又ハ管理者ハ救護所ノ所在及人口ヲ著明ニ標示シ夜間ハ標識燈ヲ掲グルモノトス
- (10) 地方長官ノ指定スル救護所ニ瓦斯傷者処置ニ必要ナル施設(除毒所)附設スルモノトス
- 除毒所ノ要員ハ薬剤師一名以上補助者数名ヲ以テ之ヲ編成スルモノトス
- (11) 救護病院ハ救護所ヲ兼ヌルモノトス

(四) 救護病院

- (1) 救護病院ハ主トシテ重傷病者ノ入院治療ヲ担当スルモノトス
 - 救護病院ハ助産ノ救護ヲ爲スモノトス
 - (2) 救護病院ハ綜合病院及外科病院ヲ充ツルモノトシ地区ノ状況ニ依リ綜合病院又ハ外科病院ナキトモハ其ノ地ノ病院ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ルモノトス
 - (3) 救護病院ノ手術室等ニハ防護施設ヲ施シ、傷病者ノ收容施設ニ付テハ之ヲ拡張シ得ル如ク計画スルモノトス
 - (4) (三)ノ(4)、(5)、(8)、及(9)ハ救護病院ニ專用スルモノトス
 - (5) 救護病院ノ要員ハ原則トシテ当該病院ノ勤務者ヲ以テ之ニ充ツルモノトシ特ニ必要アリト認ムルトモ(三)ノ(6)ノ方針ニ準ジ適宜之ヲ増員スルモノトス
 - (6) 救護病院ノ院長ハ当該病院ノ首長タル医師ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
 - (7) 地方長官ノ指定スル救護病院ニハ除毒所ヲ附設スルモノトス
- (五) 助産救護所
- (1) 助産救護所ハ主トシテ空襲ニ因リ、住居ヲ失ヒタル者ノ助産ヲ担当スルモノトス
 - (2) 助産救護所ハ警防団分団(警防団分団ナキ地方ニ在リテハ警防団)毎ニ一ヶ所以上之ヲ設置スルモノトス

(3) 助産院所ハ可成産科病院、産科診療所又ハ産院ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
 (4) 助産院所ハ産科、正師一名以上産婆数名ヲ補助者ニ名ヲ以テ之ヲ編成ス
 ルモノトス

(5) 助産院所ノ所長ハ政府所長ニ充ズルモノトス
 (6) 助産院所ハ状況ニ依リ救護ノ兼ルモノトシ得ルモノトス
 (7) (8) (9) ニ掲グル事項ハ助産院所之ニ準スルモノトス

(六) 予備救護所

(1) 予備救護所ハ救護所又ハ救護所ニ災害ヲ蒙リ救護ヲ行フコト能ハザル場合
 又ハ一時ニ傷病者ヲ容ルル臨時ニ之ヲ開設スルモノトス
 (2) 予備救護所ハ救護所ニ充当シタル以外ノ病院、診療所又ハ学
 校、公民堂、旅館、慰問所、他適當ナル所ニ充ツルモノトシ学校等ニア
 リテハ予備救護所ニ充テシ置クモノトス

(3) 予備救護所ハ必要ニ應ビ臨時ニ之ヲ開設スルモノトス
 (4) 予備救護所ノ要員ハ災害ヲ蒙リタル救護所、救護院ノ要員又ハ應援救護
 班(他府県ヨリ應援救護班ヲ合シ)選任者被任シ以テ之ニ充ツルモノトス

(七) 特殊救護病院

(1) 長期ニモリ専門治療ヲ要スル傷病者ノ治療ノ爲必要ナル特殊救護病院
 ヲ設置スルモノトス
 (2) 特殊救護病院ハ適當ナル設備ヲ有スル病院ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
 (3) 特殊救護病院ノ要員ハ原則トシテ当該病院ノ勤務員ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

(八) 救護班

(1) 應援救護班ハ他ノ救護所ノ應援又ハ予備救護所ニ於テ救護ニ從事スルモノトス
 (2) 應援救護班ハ先ノ二名トス
 (3) 救護班ノ所長ハ政府所長ニ充ツルモノトス
 (4) 救護班ノ要員ハ災害ヲ蒙リタル救護所、救護院ノ要員又ハ應援救護
 班(他府県ヨリ應援救護班ヲ合シ)選任者被任シ以テ之ニ充ツルモノトス
 (5) 救護班ノ勤務員ハ災害ヲ蒙リタル救護所、救護院ノ勤務員又ハ應援救護
 班(他府県ヨリ應援救護班ヲ合シ)選任者被任シ以テ之ニ充ツルモノトス
 (6) 救護班ノ勤務員ハ災害ヲ蒙リタル救護所、救護院ノ勤務員又ハ應援救護
 班(他府県ヨリ應援救護班ヲ合シ)選任者被任シ以テ之ニ充ツルモノトス
 (7) 救護班ノ勤務員ハ災害ヲ蒙リタル救護所、救護院ノ勤務員又ハ應援救護
 班(他府県ヨリ應援救護班ヲ合シ)選任者被任シ以テ之ニ充ツルモノトス
 (8) 救護班ノ勤務員ハ災害ヲ蒙リタル救護所、救護院ノ勤務員又ハ應援救護
 班(他府県ヨリ應援救護班ヲ合シ)選任者被任シ以テ之ニ充ツルモノトス
 (9) 救護班ノ勤務員ハ災害ヲ蒙リタル救護所、救護院ノ勤務員又ハ應援救護
 班(他府県ヨリ應援救護班ヲ合シ)選任者被任シ以テ之ニ充ツルモノトス

(5) 應援救護班ハ医師三名、齒科医師一名、薬剤師一名及補助者数名ヲ以テ之ヲ編成スルモノトス、但シ適當ナル齒科医師及薬剤師ナキトキハ医師及ビ補助者ノミヲ以テ之ヲ編成スルコトヲ得ルモノトス

(ウ) 應援隊

(1) 應援看護隊ハ救護所又ハ救護病院等ニ於ケル傷病者ノ應援ヲ為スモノトス
 (2) 應援看護隊ハ應援看護婦ノ學校、講習所ノ生徒ヲ以テ之ヲ編成スルモノトス
 (3) 應援看護隊ノ編成ハ生徒五名内外ヲ以テ一班トシ班長ヲ定メ置クモノトス

(十) 學校救護隊

學校救護隊ハ救護隊員トシテ各種救護ニ従事スルモノトシ其ノ配置ニ付テハ予メ計畫シ置クモノトス

二 医療関係者ノ配置

(1) 医師、齒科医師及薬剤師ノ配置ハ尤、順位ニ依リ優先的ニ之ヲ行フモノトス
 1. 救護病院
 2. 救護看護班
 3. 警防団救護班及特設防護団救護班
 4. 病院應援救護班
 5. 地区應援救護班

(2) 医師、齒科医師及薬剤師ノ配置ハ医療関係業務ニ従事スル者ニ在リテハ其ノ就業ノ場所ヲ標準トシ然ラザル者ニ在リテハ其ノ住所ヲ標準トシ之ヲ決定スルモノトス

(3) 救護隊員ニ配置スベキ医師、齒科医師及薬剤師ノ具體的人選ハ関係医師會、齒科医師會、薬剤師會並ニ關係警察署長及關係市町村長ノ協議ニ依リ之ヲ決定スルモノトス

(4) 病院、診療所又ハ産院ニ勤務スル産婆、看護婦、保健婦及之ニ準ズル者、配置ハ医師ノ配置ニ附随スルモノトス

三 医療関係者ノ待遇

地方長官ハ救護ノ實施ニ従事スベキ医療関係者ノ待遇ニ関スル計畫ヲ予メ定メ置クモノトス

四 医療関係者等ニ対スル教育

(1) 防空救護ニ従事スル医師及齒科医師ニ対シテハ應急処置及専門的治療等ニ関スル補修教育及演練ヲ為シ置クモノトス
 (2) 防空救護ニ従事スル薬剤師ニ対シテハ應急処置及除毒ニ関スル補修教育及演練ヲ為シ置クモノトス
 (3) 防空救護ニ従事スル産婆、看護婦及保健婦ニ対シテハ應急処置及看護婦間

スル補修教育及演練ヲ爲シ置クモトス

(4) 防空救護ニ從事スル学校及隊員兵、他區際関係者以外ノ補助者ニ對シテ
モ應急措置、搬送及処務ニ関スル教育及演練ヲ爲シ置クモトス

五 医薬品、其、他ノ衛生用物資ノ備蓄配給

(1) 區際救護上必要ナル医薬品、其、他ノ衛生用物資ニ付テハ必要ナル品目、
数量ヲ確保シ防空上ノ重要度ニ應ジ適當ナル場所ニ予メ分散貯藏シ置クモ
トス

(2) 貯藏及配給ニ関シテハ責任者ヲ置キ必要ナル設備ヲ具ヘ適切ナル管理ヲ爲
スト共ニ迅速、円滑ナル配給ヲ爲シ得ル様計畫シ置クモトス

六 傷病者搬送用器材ノ整備配置

(1) 傷病者ノ搬送用トシテ充記ノモノヲ準備スルモトス

イ 担架 (應用担架ヲ含ム)

ロ 救急自動車

ハ 應急自動車

(2) 担架ハ防空群毎ニ之ヲ備ヘシメ又救急自動車及應急自動車ハ必要ナル台数
ヲ警察署ニ配置スルモノトス

七 其、他

(1) 救護所及救護病院等ニハ空襲時電気、瓦斯、上水ヲ送配杜絶スル場合ニ備
ヘ予メ照用物資、消毒用燃料及給水施設ニ関シ必要ナル準備ヲ爲シ置ク
モノトス

(2) 傷病者用被服寝具及食品等ニ関シ迅速且適切ナル配給ヲ爲シ得ル様計畫

(3) 區際救護ニ從事スル區際関係者及其ノ補助者ノ空襲時ニ於ケル非常線進行
ニ関シ予メ適當ナル方途ヲ講ジ置クモノトス

厚生省發行第四八號
昭和十九年三月十一日

厚生次官

各地方長官 殿

(除 東京都警視廳、北海道廳、樺太廳、沖繩縣)

醫療關係者、應援救護班派遣

訓練ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ三月七日防業一九號第一
三號ヲ以テ通牒致置矣。右ニ關スル第一回ノ
訓練志記要領ニ依リ實施スルコトト相成矣。

付テハ御了知ノ上訓練ニ遺憾ナクヲ期セラレ
度此段及通牒矣也

追テ本要項ニ依リ各府縣醫師會ニ對シ應援
救護班ノ編成ヲ命ズル場合ト雖モ之ヲ實際
ニ他ノ都道府縣ニ應援ノ為派遣スル場合ニ
於テハ總テ之ヲ其ノ編成シタル府縣自体ノ
應援救護班トシ之ヲ編成シタル府縣醫師會
ノ應援救護班ト爲サズ又之ヲ受入ルル例ニ
於テモ亦地方長官之ヲ受入ルルモノトシ被
害地ノ醫師會ニ於テ之ヲ受入ルルモノニ非
ザルニ付爲念

記

一 訓練実施ハ三月二十七日トシ概テ午前六時頃厚生大臣ノ医療関係者訓練應援命令ヲ發令ノ見込ナルコト

二 各府縣ニ於テ編成スベキ應援救護班ノ数及派遣先ハ左記ノ通トスルコト

班数 派遣先

一班ノ編成人員ハ原則トシテ醫師三名ヲ基幹トスルコト
應援救護班ノ裝備ニ關シテハ三月七日厚生省發衛第百四二號防空医療救護対策要綱ニ關スル件ニ依ルコト

應援救護班ハ各府縣ニ於テ便宜之ヲ第一隊第二隊(又ハ大中小隊等)等ニ分クルモ、左ノ如クハナクコト

三 医療関係者訓練應援命令ハ電話又ハ電信ニ依ルモノトシ其ノ發令ハ便宜上各地方行政協議會長ヲシテ之ヲ行ハシムルコト

四 電信ニ依ル訓練應援命令ハ今回ニ限リ左ノ例ニ依ルコト
三月二十七日午前六時厚生大臣ヨリ医療関係者訓練應援命令ヲ發令セラル

五 地方長官医療関係者訓練應援命令ヲ受ケタルトキハ直ニ府縣醫師會ニ對シ應援救護班編成命令ヲ發スルコト

六、府縣醫師會應援救護班ノ編成命令ヲ受ケタルトシテ、直ニ編成ニ着手シテ完了シタルトシテ、其ノ旨十ノ報告ニ準ジ、地方長官宛報告スルコト

府縣醫師會ニ於ケル救護班ノ編成ハ其ノ府縣醫師會本部所在地ニ於テ全部ノ要員ヲ得ラルル場合ト雖モ其ノ一部ハ他ノ適当地域ニ於テモ之ヲ編成セシムルコト

七、今回ノ訓練ハ原則トシテ醫師(醫師ニ附隨スル看護婦等及事務補助者ヲ含ム)ニ重矣ヲ置クモ府縣ノ実情ニ依リ集合地所在ノ齒科醫師及薬剤師ヲ参加セシムルモ差支ナキコト此ノ旨ニ於テハ關係齒科醫師會及薬剤師會

ト連絡ノ上其ノ参加者ヲ決定セシムルト共ニ醫師會ト齒科醫師會及薬剤師トノ相互連絡ヲ圖ラシムルコト

八、現在當該府縣ノ防空救護計畫ニ於テ他ノ都道府縣ニ對スル應援救護班ノ編成ニ關シ五六七ニ依ラザル方法ヲ定メ居レルモノニ在リテハ當該計畫ニ依リ訓練ヲ実施スルモ差支ナキコト

九、今回ノ訓練ハ一定地莫ニ集合セシメ裝備其ノ他ノ莫檢終了ヲ以テ一應完了スルコトトシ、實際上他ノ都道府縣ヘノ派遣ハ之ヲ爲サザルモ當該府縣又ハ醫師會ノ計畫ニ依リ此ノ機會ニ於テ救護ノ訓練又ハ補習教育等ヲ行

ハ差支ナキコト

十地方長官ハ管該府縣ニ於ケル編成ヲ完成シ

タルトハ速ニ厚生大臣宛左ノ事項ニ關ス

ル書面報告ヲ爲スコト

ハ應該命令ヲ接受シタル時刻

四府縣医師會ニ對シ救護班編成命令ヲ發

シタル時刻

編成ヲ完了シタル時刻(別表ニ依ルコト)

訓練ニ關スル所見其ノ他參考トナルハ

事項

十一訓練ハ地方廳醫師會一體ト爲リテ之ヲ行フ

モノトシ地方長官ヨリ醫師會長ニ對シ應援

救護班編成命令ヲ發シタル後ト雖モ充分之

ガ指導ヲ行フコト

十二本訓練ニ關スル文書其ノ他ノ取扱ニ關シテ

ハ訓練ナル旨ヲ明ニシ誤解ヲ生セザル様嚴

ニ留意スルコト

十三當日防空警報發令ノ場合又ハ當日ノ状況ニ

依リテハ本訓練ハ之ヲ行ハザルコト

十四醫師會ニ於テ救護班ヲ編成スルニ要スル費

用(醫師會其ノ補助者等ノ旅費宿費及雜費

等)ニ付テハ別途日本醫師會ヨリ各府縣醫

師會ニ對シ補助スベキコト

別表

計	第 一 隊	第 二 隊	第 三 隊	名 稱
	○	○	○	集 合 地
	○	港	取	班 數
				医 師 数
				齒 科 医 生 数
				藥 劑 師 数
				補 助 看 護 士 数
				了 編 了 時 刻 完
				備 考

同考欄ニハ補助者ヲ看護婦及之ニ準タル者、産婆保健婦、
赤弱補助者等ニ区分シ記載スルコト

寫

厚生省令第九八号

昭和十九年五月三十一日

厚生省衛生局長

各地方長官 殿

防空警報下ニ於ケル医師ノ行務参集ニ関スル件

空襲必至ノ現時勢ニ鑑ミ医師其ノ他防空救護機關要員ノ勤員体制ヲ強化スル爲防空法ニ依リ一定期間内防空従事令書ヲ交付スルコト、相成候処防空従事令書ノ交付ヲ受ケタル医師所屬防空警報令ノ場合ニ於ケル参集ニ関シテハ左記ニ依ルコト、シ戰時下國民医療ニ遺憾感キヲ期セラレ度

記

- (一) 警報警報發令アリタルトキハ待機参集又ハ救護機關開設ノ準備ヲ爲シタル上平常ノ医療ニ従フコト、但シ情勢ニ依リ別命アリタルトキハ之ニ依ルコト
- (二) 空襲警報發令アリタルトキハ直ニ所定ノ救護機關ヘ發出スルコト、シ急患等ニ對スル應診其ノ他ノ診察措置ハ救護機關ニ於テ之ニ当ルコト、但シ既ニ手放シ難キ治療ニ従事中ノ場合ニ在リテハ所定救護機關ノ長ニ其ノ旨通報スルト共ニ治療ニ參集スルコト
- (三) 疾病、傷病、死ハヒムヲ得ズル不在等ノ爲参集シ得ザルトキハ本人又ハ留學担当者ハ直ニ其ノ旨所定 救護機關ノ長ニ通報スルコト



厚生省警衛第九九号
昭和十九年五月三十一日

厚生次官
防空總本部長

各都廳府県長官 啟

防空救護業務從事令書ノ交付ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ昭和十九年三月七日厚生省警衛第四二号通牒ヲ以テ指
示致候候空襲必至ノ情勢下防空救護從事者ノ迅速確實ナル勤員ヲ図ルハ焦
眉ノ急務ト相成タルヲ以テ今般全面的ニ防空法施行令第四條ノ四ノ規定ノ
発動ヲ促スコト、相成候ニ付テハ未ダ之ガ措置ヲ講ゼラレザル向ニ於テハ

送ニ前記通牒記ノ十二ニ依リ防空法第二條ノ防空指定市町村ノ匪警救護要
員ニ對シ予ノ一定ノ時期(概ネ六月)ヲ限リ包括的ニ從事令書ヲ交付シ置
キ以テ防空救護ニ遺漏ナキヲ期セラレ度此致及通牒候也
追テ從事令書ヲ交付シタルトキハ速ニ種別人員等報告相成度



厚生省衛第一〇〇号

昭和十九年五月三十一日

厚生省衛生局長

防空總本部業務局長

防空總本部警防局長

各地方長 三殿

防空医療救護対策ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ昭和十九年三月七日厚生省衛第一〇〇号防空医療救護
対策要綱ニ関スル件通牒ニ基キ大々所要ノ措置ヲ講セラレツ、アリトハ存
候ヘ共空襲必至ノ情勢ニ鑑ミ特ニ救護施設ニ付テハ凡ユル事態ニ備ヘ之ガ
整備運営ニ一層ノ指導ヲ加ヘルト共ニ医療救護関係者、應援派遣ニ付テハ

別紙緊急應援救護班整備要領ヲ基準トシテ之ガ計画準備ヲ完整シ以テ防空
医療救護ノ実施ニ遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

緊急應援救護班整備要領

一 方針

各都道府県ハ本要領ニ依リ急速ニ應援救護班ノ整備ヲ爲シ空襲必至ノ緊
迫セル情勢下被害者多発セル被害地應援救護ノ万全ヲ期スルモノトス

二 要領

(一) 應援救護班ノ編成

各都道府県ハ急速ニ「防空區療救護対策要綱」一ノハニ依リ應援救護
班ヲ編成シスハ市町村等ヲシテ編成セシムルモノトス

(二) 應援救護班ノ装備

(1) 前項ニ依リ編成セラレタル應援救護班ノ装備ハ概不別記ニ依ルコト、
シ地方長官ニ於テ急速ニ之ガ整備ヲ爲サシメ置クモノトス

(2) 應援救護班員ハ一定ノ腕章及胸章ヲ附スルモノトス

右腕章及胸章ハ昭和十八年五月十日防第一四七号通牒(内務省防空局長ヨリ
各都道府県長官宛)
ニ依ル特設救護班員ノ腕章ノ様式ヲ用フルモノトス

(三) 應援救護班ノ出勤

應援救護班ハ地方長官ノ命令ニ依リ出勤スルモノトシ地方長官ハ左ノ
各号ノ場合之ガ出勤ヲ命スルモノトス

- 1 厚生大臣ノ命令アリタルトキ
- 2 地方行政協議会長ノ通知ヲ受ケタルトキ
- 3 他、都道府県長官ノ要請アリタルトキ
- 4 其ノ他地方長官必要アリト認メタルトキ

(四) 應援救護班ノ要請

地方長官被害地ノ状況ニ依リ應援救護ノ必要ヲ認メタルトキハ先ツ
当該都道府県内ノ應援救護班ヲ出勤セシムルヲ原則トスルモ更ニ他

、應援救護班ノ出勤ヲ必要トスルトキハ厚生大臣、地方行政協議会
長又ハ最寄ノ都道府県長官ニ付シ其ノ出勤ヲ要請スルモノトス

四 地方長官前号ニ依リ應援救護班ノ出勤ヲ要請セムトスルトキハ左ノ
要領ニ依ルモノトス

1. 要請先順位

最寄都道府県ヲ先ニシテ最寄都道府県ニ於テ必要数ヲ得ラレザル

トキ地方行政協議会又ハ厚生省ニ付シ之ヲ爲スモノトス

2. 要請方法

電話又ハ電信具、他特使ニ依ルコト、シ要請ノ事由、應援救護班
ノ所要数具、他必要ナル事項ヲ具申スルコト

(三) 應援救護班ノ派遣

(1) 地方長官ハ應援救護班出勤ノ要請アリタルトキハ已ハテ得ザル事情

ナキ限リ速ニ要請都道府県ニ付シ所要数ノ應援救護班ヲ派遣スルモノトス

(2) 前号、應援救護班ノ派遣ニ際シテハ相互間ニ於テ予メ左記事項ニ因

シ詳細打合ヲ爲シテ遺憾ナキヲ期スルモノトス

1. 輸送計画（輸送指揮官、輸送機関、発着、日、時、場所等）

2. 應援救護班ノ引継（引継責任者、引継日、時、場所等）

(四) 應援救護班ノ運営

(1) 前項ニ依リ派遣セラレタル應援救護班ノ運営ハ被應援都道府県之ニ
当ルモノトス

(2) 被應援都道府県ニ在リテハ予メ應援救護班ノ宿舍、食糧等ノ準備ニ
遺憾ナキヲ期シ置フモノトス

(3) 應援救護班派遣ニ要スル費用ハ被應援都道府県ノ負担トス

(四) 其、他

(1) 各地方行政協議会長並ニ各地方長官ハ夫々連ニ本要領ニ基キ管轄区域内、相互應援ニ関スル具体的計画ヲ樹立シ厚生大臣ニ報告スルモノトス
(2) 各地方行政協議会長並ニ地方長官ハ應援救護ニ関スル連絡責任者ヲ定メ之ヲ厚生大臣ニ報告シ置クモノトス

参考

厚生省ニ於ケル連絡責任者ハ衛生局防空課長トス
(1) 厚生大臣ハ前号ノ報告ヲ取纏メ各地方行政協議会長並ニ各地方長官ニ之ヲ示スモノトス
(2) 各地方長官本要領ニ、(一)ニ依リ應援救護班ノ編成ヲ為シ又ハ為サシメタルトキハ直ニ厚生大臣宛其ノ地域別、種類別班数ヲ報告スルモノトス

別記

應援救護班ノ裝備

一 班ノ裝備

(1) 手術ニ必要ナル医薬器械器具 壹組
(2) 医薬品及衛生材料 外傷八五人、火傷四〇人、瓦斯傷ニ五人ノ五日間ノ治療ニ要スル数量

(3) 班ノ標識具、他救護ニ必要ナル雜品
ニ班員ノ裝備

(4) 服装ハ防空服装トス

(5) 携帶品

衛生衣、医療用具、燈火用具、鉄兜、防毒面、水筒、食糧ニ日分具、他身理品

寫

厚生省發衛第一〇〇号

昭和十九年五月三十一日

厚生 次 官

防空 總 本 部 次 長

各 地 方 行 政 法 議 會 長 殿

應 援 救 護 班 之 整 備 之 関 ス ル 件

今般別紙緊急應援救護班之整備ニ依リ應援救護班、急速整備ヲ圖リ空襲ニ因ル被害地、區救護ニ関シ可全ヲ期スルコト、相成候処責務轉ニ成立近接都道府県相互間、應援救護ニ関シ特段ノ御配慮相煩度此致及依頼候尚本件ニ関シテハ別途各地方官宛通牒致シ候条御了知相成度

寫

厚生省發衛第一〇〇号

昭和十九年五月三十一日

厚生 省 衛 生 局 長

防空 總 本 部 業 務 局 長

防空 總 本 部 警 防 局 長

日 本 医 師 会 長

日 本 齒 科 医 師 会 長 殿

日 本 藥 劑 師 会 長

應 援 救 護 班 之 整 備 之 関 ス ル 件

空襲必至ノ現下緊迫セル情勢ニ應ジテ般別紙緊急應援救護班整備要領ニ基キ應援救護班、急速整備ヲ圖リ空襲ニ因ル被害地應援救護ノ可全ヲ期スルコト、相成候条之ガ実施ニ特段ノ御協力相成度

寫

厚生省發給第一〇一號

昭和十九年五月三十一日

厚生省衛生局長

防空總本部業務局長

各地方長官 殿

防空救護用医薬品其他ノ衛生用物資ノ備蓄記録ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ昭和十九年三月七日附厚生省發給第四二號防空區際救護対策要綱及別記參考通牒ニ基キ既ニ夫々御手配中ノコト、ハ被存候モ空襲必至、現下緊迫セル情勢ニ鑑ミ此ノ際更ニ嚴密ナル検討ヲ加フルト共ニ其ニ左記ニ関シ急速ナル措置ヲ講ジ防空救護ニ遺漏ナキヲ期セラレ度依命此致及通牒候也

追テ防空重要都市ニ於ケル防空衛生資材ノ備蓄及配給ニ関シテハ別致ノ

通り通牒候条参考ニセラレ度

記

- 一、賣管内ニ於テ交易管内ノ保有スル緊急用医薬品中適當ナル品目数量ヲ一應防空用ニ予定シ置クコト
- 二、賣管下卸賣廠内ヲシテ保有セシムル残置量ハ防空用ヲ見込ミ極力多量ニ揚上セシムルコト
- 三、防空衛生資材ノ相互應援ニ関シ要スレバ隣接都道府県間ニ於テ其ノ連絡方法搬送等ニ付予メ協議シ置クコト
- 四、地方長官臨時緊急ノ措置ノ必要ヲ認メタル場合ニ於テハ隣接都道府県長官ニ對シ防空衛生資材ノ應援融通ヲ要請スルコト
- 隣接都道府県ニ對シ防空衛生資材ノ應援融通ヲ為シ其ノ補填ノ必要生ジタルトハ地方長官ハ直ニ厚生大臣ニ對シ其ノ補填申請ヲ為スコト

五、貴管下ニ於ケル防空衛生資料ノ保管場所ニ付テハ綿密ナル調査ヲ爲シ其ノ数量ヲ確認スルト共ニ六月十五日現在量ヲ六月三十日迄ニ厚生大臣ニ報告スルコト

(別記) 参考通牒

- 一、貯蔵用第三種医薬品配給ニ関スル件、昭和十六、二、二、厚生省阪衛第一〇七八号
 - 二、緊急時用第三種医薬品配給ニ関スル件、昭和十七、五、二五、厚生省薬衛第五一号
 - 三、昭和十七年度第四期第三種医薬品配給決定ニ関スル件、昭和十七、三、三六、厚生省阪衛第二五八号
 - 四、昭和十九年度第一四半期配給統制ニ関スル件、昭和十九、三、二七、厚生省東衛第三八〇号
- 尚各都道府県ニ於ケル交易管区ノ保管場所ハ別紙ノ通ニ付参考、為附記ス



厚生省發衛第一〇二号

昭和十九年五月三十一日

厚生省衛生局長

防空總本部業務局長

關係地方長官殿

(防空重要都市所在都道府市長)

防空重要都市ニ於ケル防空救護用医薬品其他衛生用物資備蓄配給要綱ニ關スル件

防空医療救護対策ニ關シテハ四月七日厚生省發衛第四二号ヲ以テ通牒致置候処今般之が一環トシテ別紙防空救護用医薬品其他衛生用物資備蓄配給要綱追加決定相成候ニ付テハ左記事項御留意ノ上速ニ整備相成度依命此段及通牒候也

追テ本件ニ關シテハ別添ノ通り医薬品統制株式會社長、衛生材料統制株

式會社長、医療衛生用品統制株式會社長、交易營固副總裁、日本医師會長、日本齒科醫師會長、日本藥劑師會長宛通牒致置候條御了知相成度

記

- 一、本要綱ハ防空重要都市ニ於ケル防空衛生資材ノ備蓄及配給対策ノ一標準ヲ示セルモノニシテ各地方ノ実情ヲ参酌シ適宜措置スルヲ得ルコト
 - 二、本要綱ニ基ク計画ノ実施ニ當リテハ特ニ医師會、齒科醫師會、藥劑師會等トノ連絡ヲ緊密ニシ莫ク積極的協力ヲ得ルニ努ムルコト
 - 三、現ニ防空重要都市ニ於テ保有スル防空衛生資材ニ付六月十五日現在ノ保有量ヲ調査シ別記様式ニヨリ六月末日迄厚生省ニ報告スルコト
 - 四、防空重要都市ヲシテ保有セシムベキ防空衛生資材ハ備蓄ノ完備セル場合ノ数量ナルヲ以テ經過的ニハ適宜保有量ヲ定ムルニ差支ヘナキコト
- 但シ従前防空救護用トシテ配給シタルモノ、中要綱第一ニ依ルトキハ過

割、数量ヲ生ジ又ハ別表(一)ニ記載セザル品目アル場合ニ在リテモ之ヲ他
ノ用途ニ転用セシムルガ如キコトナク引続キ保有セシメ防空救護用トシ
テ使用セシムルノ方途ヲ講スルコト
三 本要綱第三ニ依ル備蓄計画ヲ承認シタル場合ハ直ニ当該備蓄計画書ヲ厚
生省ニ送付スルコト

防空救護用医薬品其他ノ衛生用物資ノ備蓄及配給要綱

第一 保有品目及数量

- (一) 防空重要都市ヲシテ保有セシムベキ防空救護用医薬品其ノ他ノ衛生用
物資(医薬器材ヲ除ク以下防空衛生資材ト称ス)ノ品目ハ別表(一)ノ通
ニシテ其ノ保有スベキ数量ハ其ノ都市ニ於ケル現在人口ニ毎年度決定
スベキ負傷者予想率(別表(二))ヲ乘ジタル数ニ負傷者一人当所要見込
数量(別表(一))ヲ乘ジテ算出シタル数量トス
(二) 現ニ防空重要都市ノ保有スル防空救護用衛生資材ハ本要綱ノ計画数量
中ニ包含スルモノトス

(三) 防空衛生資材ノ予備量ハ概ネ左ニ依リ之ヲ保有セシムルモノトス

ハ 中央統制機関

保有量ハ全国防空重要都市ヲシテ保有セシムベキ總量ト概テ同量トス

2. 都道府県卸賣機関

保有量ハ其ノ都道府県内防空重要都市ニ保有スベキ總量ノ概ネ二分ノ一トス

右兩者ノ保有ニ付テハ要スレバ交易管區ヲシテ之ヲ爲サシムルモノトス

第二配 給 (入手)

(一) 甲種衛生資材ハ厚生省ニ於テ配給統制ヲ爲スモノニシテ之ニ関シテハ左記ニ依ル

1. 中央統制機関ハ本要綱ノ定ムル所ニ依リ各品目ニ付防空重要都市保有量及地方卸売機関保有量トシテノ配給計画ヲ樹立シ厚生大臣ノ承認ヲ受ケ關係都道府県卸売機関ニ配給スルモノトス
2. 都道府県卸売機関ハ地方長官ノ承認ヲ得テ關係防空重要都市ニ配給スルモノトス

3. 本要綱ノ計画数量ヲ取得シ難キモノハ厚生省ニ於テ急速生産ノ手配ヲ爲スモノトス

(二) 乙種衛生資材ハ前号以外ノ衛生資材ニシテ之ニ関シテハ左記ニ依ル

1. 都道府県卸売機関ハ本要綱ノ定ムル所ニ依リ各品目ニ付防空重要都市ニ對スル配給計画ヲ樹立シ地方長官ノ承認ヲ得テ配給スルモノトス
2. 地方ニ於テ取得困難ナルモノハ地方長官ノ申請ニ依リ厚生省ニ於テ幹施ヲ爲スモノトス

(参考)

災害時ニ於ケル衛生資材ノ使用順位ハ救護機関ニ充當シタル診療所及病院ノ所有資材ヲ第一トシ本要綱ニ依ル防空衛生資材ヲ第二トス

第三備 蓄

(一) 防空重要都市ハ其ノ保有スル防空衛生資材ニ付地方長官ノ承認ヲ受ケ

タル備蓄計画ニ依リテ防空衛生資材備蓄所ニ備蓄保有多ルモノトス、
備蓄スベキ場所ハ可及的分散シテ個所ヲ選定シ土地ノ状況ニ依リテ
ハ隣接府県ニ設置スルモ支障ナキモノトス必要ニ依リテハ左ノ様式ヲ
シテ分割備蓄セシムルモ差支ヘナキコト

1. 救護病院 (特殊救護病院ヲ含ム)

2. 救護所 (診療施設ニ非ザル施設ヲ充テスル救護所ヲ含ム)

3. 予備救護所

4. 警防団救護班

右備蓄ニ関シテハ管理責任者ヲ置ク等管理ノ万全ヲ期シ地方長官ニ
於テ隨時之ガ査察ヲ為スモノトス

(二) 中央統制機関及都道府県卸売機関ハ其ノ保有スル予備衛生資材ノ備蓄
ニ関シ防護上遺憾ナキ措置ヲ講ズルモノトス

第四補 充

(一) 防空衛生資材備蓄所ノ管理責任者又ハ救護所、救護病院及警防団ノ長
ハ防空衛生資材ノ補充ヲ必要トスル場合ハ直ニ当該都市ノ長ニ其ノ補
充方ヲ要求スルモノトス

(二) 都市ノ長ハ右要求ヲ受ケタルトキハ遑滞ナク其ノ補充方ヲ防空衛生資
材備蓄所ノ管理責任者ニ指示シ又ハ地方長官ニ其ノ補充申請ヲナスモノトス

(三) 地方長官ハ其ノ都道府県内ニ於テ之ガ補充ヲ為シ得ザルトキハ厚生大
臣ニ其ノ補充申請ヲナスモノトス

(四) 同一都道府県内及隣接都道府県間ニ於テハ防空衛生資材ノ相互應援ニ
関シ其ノ連絡方法、搬送等ニ付予メ協議シ置クモノトス

(五) 地方長官臨時緊急ノ措置ヲ必要ト認メタル場合ハ隣接都道府県長官ニ
対シ防空衛生資材ノ應援融通ヲ要請スルコト

隣接都道府県ニ対シ衛生資材ノ應援措置ヲ爲シ兵ノ補填ノ必要生ジタ
 ルトキハ地方長官ハ之ニ應ジテ六五ニ対シ補填申請ヲ爲スコト
 内 防空重要都市ノ兵ハ所屬衛生資材配給ニ必要ナル要員及設備(持ニ輸
 送機関)ヲ準備シ置クモノトス
 (七) 防空重要都市ニ於テ保有スル防空救護用衛生資材ニシテ長期備蓄ニ依
 リ喪失ノ虞アルモノハ適宜更新スルモノトス

別表 (一)

防空救護用衛生資材品目及負傷者一人當所要見込数量表
 甲種衛生資材

資材名	單位	一人當所要見込數量			備考
		外傷用	火傷用	反動傷用	
亜鉛華	瓦		五〇		
亜鉛華ゴム絆創膏	本	〇・一	〇・一	〇・一	ナシク油製造用
アクリール(又アクリロニン)	瓦	〇・二	〇・二	〇・一五	ヤール絆三七五×九二種
アルコール	〇				消毒用
塩酸エポレナミン液	瓦	〇・三五			稀アルコール等トシ使用
オキンドール	瓦	一〇			
過マンガン酸カリ	〇			〇・一五	

資材名	單位	一人毎日の消費量	備考
硼酸軟膏(スニパ軟膏)	〇	一〇	本資材は保上分級補正困難ト認めラル
防疫用石炭酸(スニパ軟膏)	〇	五〇	
マーキユロクコム	〇	〇五	
マグネシア	〇	〇一五	
麻酔用エーテル	〇	五	
麻酔用クロホルム	〇	一五	
木燻軟膏(スワセリン)	〇	五	
ヨードネンキ	〇	六	
硫酸亜鉛	〇	〇五	

過量が酸カリ液を消毒用

クロラミン類	〇	五	
胡麻油(スニパ軟膏他種)	〇	五〇	
醋酸鉛	〇	〇一	
重炭酸ソーダ	〇	四	含嗽、吸入、洗眼用
消毒用昇汞	〇	一	
食塩	〇	八五	
スルフアミン	〇	一五	
タンニン酸	〇	〇五	
デルマトール	〇	〇二	
バルビタール	〇	〇二	
プロムフレリル(尿素)	〇	〇二	
プロムエチルアセチル(尿素)	〇	〇一	

乙種衛生資材

資材名	単位	一人当り 大瓶形 小瓶形 通用 添付 添付用	備考
アセトスルファミン注射液	瓶	二	一〇%
阿片アルカロイド塩酸塩注射液	〇.八	一	二%
安眠薬(カゾイ)注射液	〇.四	一	一〇%
塩化カルシウム注射液	〇.二	一	二%
塩酸ニコチン	〇.二	一	一%
炭酸プロカイン	二〇	一	一%
塩酸ホルシネ	〇.八	一	一%

リゾール	瓶	一	〇.八
ガゼ	反	一	〇.八
三角巾	枚	一	〇.八
牛折用膜帯	本	三	〇.八
脱脂綿	反	一	〇.八
繻帯	本	一	〇.八
リント	枚	一	〇.八
油紙	枚	一	〇.八
薬包紙	枚	一	〇.八

塩酸ロベリン注射液	瓦	二	〇・五	一	一%
瓦斯瘰癧血清	ワ	一	一		外傷者二〇人、内傷者一人、合計二一人の要量トス
クエン酸ソーダ液	ワ	〇・〇一	〇・〇一		一〇%
血液型液体標準血清	ワ	〇・〇一	〇・〇一		
晒粉	管	〇・〇一	二		
注射用塩酸トロパコカイン	瓦	一	〇・五		外傷者五八人、内傷者二一人、合計五九人の要量トス
ダギタリス製剤注射液	ワ	〇・八	二五		外傷者五八人、内傷者二一人、合計五九人の要量トス
破傷風血清	ワ	五五	二五		外傷者五八人、内傷者二一人、合計五九人の要量トス
ビタカンファ (ネカシエール)	ワ	一〇〇	五		外傷者五八人、内傷者二一人、合計五九人の要量トス
葡萄糖注射液	ワ	二〇〇	二〇		外傷者五八人、内傷者二一人、合計五九人の要量トス
リンゲル液	ワ	一〇〇	一〇〇		外傷者五八人、内傷者二一人、合計五九人の要量トス

資材名	単位	一人当所要見込数量			備考
		外傷用	火傷用	瓦斯瘰癧用	
青梅綿	瓦	三			
ギブス糊帯用焼石膏	ワ	二〇〇			
石鹼	個	〇・一	〇・一	〇・一	
投薬袋	枚	〇・五	〇・五	〇・五	
生理食塩水	瓶	一〇〇			

備考

負傷者一人当所要見込数量中外傷用、火傷用及瓦斯瘰癧用衛生資材ハ該
 当傷者一人ノ治療ニ要スル日数ヲ約一〇日間トシタル場合ノ所要量ト
 シ、消毒用衛生資材ハ外傷者、火傷者及瓦斯瘰癧者各一人ニ付上記期間
 中ニ要スル所要数量トス

別表(二)

昭和十九年度負傷者予想率

外傷者	都市人口	〇、八五%
火傷者	都市人口	〇、四%
瓦斯傷者	都市人口	〇、二五%
計	都市人口	一、五%

別記様式

防空救護用衛生資材保有数量調査表

都市名

昭和十九年 月 日現在

一 甲種衛生資材保有数量

資材名	種別	数量	資材名	種別	数量

二 乙種衛生資材保有数量

資材名	種別	数量	資材名	種別	数量

三、其他ノ医薬品衛生材料保有数量

資材名	種別	数量	資材名	種別	数量

四、医薬器械保有数量

品名	数量	備考	品名	数量	備考

記載上ノ注意

一、都市毎ニ用紙ヲ改ムコト

二、甲種及乙種衛生資材ノ資材名ハ商品名ニ依ラズ要欄別表(一)記載ノ名称及順序ニ依リ記載スルコト

(例) 「プロバリン」 「カルモチン」 「ドルミン」 「アラボン」 「プロムワレリル尿素」 「ハプロムゲニナルアセチル尿素」 「糖二」 「リマオン」 「リバセガン」 「イスラビン」 「パンセアチン」 「アクリノール」 (又「アクリフラビン」) 欄ニ記載スルコト
但シクロラミン錠ハクロラミンニ換算シクロラミン欄ニ記載スルコト
三、甲種及乙種衛生資材保有数量ノ單位ハ原則トシテ反トシ、反ヲ以テ表ハン得ザルモノニ在リテハソノ種別、單位ヲ明記スルコト

(例)

資材名	種別	数量
亜鉛錠 ガ 糖 阿片 葡萄糖	一七、五×九一 一〇本 半反 二〇% 一〇% 二〇〇入	二五本 一五〇反 二〇〇本 五〇〇管 一〇〇管

四、医薬品類、保有数量ニ付テハ容器組入ノモノニ在リテハソノ旨備考欄ニ特掲スルコト



厚生省發給第一〇二号
昭和十九年五月三十一日

厚生省衛生局長
防空總本部業務局長

医薬品衛生材料所統制株式會社社長
医薬品衛生用品統制株式會社社長
交野醫學園理事長
日本医師會、日本齒科医師會、日本薬剤師會、日本藥劑師會 長

防空救護用医薬品其他、衛生用物資ノ備蓄配給要綱ニ關スル件
現下ノ防空警勢ニ鑑ミ今般別紙防空救護用医薬品其他ノ衛生用物資ノ備蓄配給要綱決定相成候ニ付テハ之ガ実施ニ關シ格致、御協力相成度



厚生省懲罰第一〇五号

昭和十九年五月三十一日

厚生省衛生局長

防空總本部業務局長

防空總本部警防局長

各都廳府県長官 殿

防空医療救護等ニ付救護訓練ノ実施ニ関スル件依命通牒

空襲時ニ於ケル医療救護ノ完璧ヲ期スル爲救護要員ノ迅速確實ナル待機ヲ
集ラ図ルハ最モ留意ヲ要スル所ニ有之候処右ニ開シテハ昭和十九年二月二
十八日防警一九第一二号通牒緊急防空教育訓練要綱及同年三月七日防警一
九第一二二号通牒防空医療救護及給水訓練ノ実施ニ関スル件ニ基キ夫々実施
中ノコト、ハ存候ヘ共空襲必至ノ情勢下此ノ際更ニ之ヲ訓練ノ徹底ヲ期シ

度存候ニ付テハ別紙要領ニ依リ訓練実施相成度此致及依命通牒候也

迄テ実施要領第五ノ報告ハ七月五日迄ニ御提出相煩度、尚本件ニ

関シテハ日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会宛協力方俵

類致置候条御了知相成度爲念

医療救護要員待機募集訓練実施要領

第一日 約

一、本訓練ハ空襲必至ノ情勢下空襲警報令時ヲ想定シ医療救護要員ノ非常待機態募集訓練ヲ実施シムヲ之ガ防空精神ヲ昂揚シ併セテ其ノ非常勤員計画ノ万全ヲ期セントス

第二 実施対象区域

二、実施対象

防空法第二條ノ指定市町村ノ区域ノ防空救護機関(工場防空救護機関ヲ含ム)トス

但シ府県ノ事情ニ依リ已ムヲ得ザルトキハ右指定市町村中一以上ヲ選ビ実施スルコトヲ得ルモ左記防空重要都市ニアリテハ必ず実施セシムルコト

(防空重要都市三十六都市)

三、実施期日

昭和十九年六月 日()ヲ期シ全日一斉ニ実施スルコト

第三 実施ノ要領

四、本訓練実施ノ為各地方廳ニ訓練本部ヲ設クルコト

訓練部長、地方長官之ニ当ルコト

五、本訓練ニ於テハ救護所、救護病院、助産救護所、(以下救護機関ト称ス)

ノ関係機関シテハ市町村附長、民衆救護要員、出勤(但シ市町村吏員タル救護要員ノ除ク)ニ關シテハ警察局長之ニ当ルコト、シ相互協力スルコト

六、訓練本部長ハ本想定ニ基キ訓練空襲警報ヲ発令シ訓練実施区域ノ警察署長市町村長又ハ医療救護要員ニ傳達スルコト

七、訓練空襲警報、發令時刻ハ可及的ニ其ノ平常業務ニ支障ヲ来タサザル時
刻（概ネ午後 時トスルコト）ヲ選ビ之ヲ決定スルコト

八、本訓練ニ限リ警報、傳達ハ左記要領ニ依ルコト、但シサイレン、警鐘等
ノ音響ハ使用セザルコト

(4) 傳達経路

各都廳府県防空計画ニ依ルコト

(四) 傳達方法

医療救護要員ニ対スル傳達方法ハ其ノ住所地区管轄ノ警察署、巡査隊
出所又ハ巡査駐在所ヨリ別記傳達書ヲ交付スルコト

(4) 本警報ハ一般ニハ傳達セザルコト

九、前項ノ警報傳達ヲ受ケタル要員ハ直ニ所定ノ計画ニ從ヒ救護機関ヲ開致
シ又ハ定メラレタル場所ニ急遽召集スルコト

尚市町村長ハ救護機関ニ於テ使用スベキ医薬品其ノ他衛生材料等ノ配
給又ハ補給ニ必要ナル要員ノ召集ヲモ併セ行フモ差支ヘナキコト

可、訓練ハ左記ニ依リ全テ実践的ニ之ヲ行フコト

(4) 医療救護要員ハ直ニ傷病者、治療其ノ他救護所、事務ニ從事シ得ル様
服装ヲ整ヘ必要ナル医薬器具、医薬品其ノ他衛生材料（假想）ヲ携行
召集スルコト

但シ救護機関ニ之等ノ準備ヲ為シアル場合ハ此ノ限リニアラザルコト

(四) 救護機関ハ直ニ傷病者、收容治療ヲ為シ得ル様諸般ノ準備ヲ為スコト
二、本訓練ハ必要ナル医療救護要員ノ全員召集及救護機関ノ開設準備完了ヲ
以テ終了ノコト、又故ニ各救護機関ニアリテハ要員召集ノ機会ニ夫々其
ノ設備運営等ニ付、地区應援救護班、病院應援救護班ニアリテハ夫々編
成ヲ組ミ應援現場（假想）ニ於ケル救護活動ニ付具体的ニ凡ユル研究檢

討ヲ為シ空襲時ニ於ケル措置ニ遺憾ナキ様準備シオクコト

尚医療救護要員ノ平常業務ニ成ル可ク支障ヲ及ボサザル様訓練時間等ヲ

短縮スルコト

三、訓練終了シタルトキハ救護機関ノ長ハ直ニ兵ノ旨市区町村長及警察署長

ニ報告シ市区町村長及警察署長ハ直ニ訓練本部長ニ報告スルコト

第四 実施準備

五、地方長官ハ予ノ本要領六ノ想定ヲ作成シ関係者ニ提示スルコト

但シ実施期日及警報発令時刻ハ之ヲ秘シ置クコト

六、地方長官ハ管内防空医療機関ノ要員ニ関シ從前ノ配置動員ノ計画ヲ周到

ニ再検討スルト共ニ訓練実施期日前ニ関係者(市区町村長、警察署長、

必要ニ應ジ軍需管理部長、医師会長、歯科医師会長、産婆、看護婦、保

健婦、因係ノ長具ノ地)ト訓練実施ニ関シ協議スルコト

第五 調査及報告

五、各市区町村長及警察署長ハ本訓練実施後直ニ特設参集場所毎、参集予定

人員数並ニ参集人員数及参集ニ要シタル時間等ヲ調査シ報告スルコト

六、地方長官ハ本訓練実施後直ニ左記事項ニ付キ調査シ厚生大臣ニ報告スル

コト

(一) 医療救護要員ノ参集状況(参集予定人員数、實際参集人員数ヲ医師、

歯科医師、薬剤師、産婆、保健婦、看護婦其他別ニ記載スルコト)

(二) 参集ニ要シタル時間

(三) 救護機関ノ開設準備状況(救護所、救護病院、助産救護所別ニ記載ノコト)

(四) 将来ノ施策ニ参考トナルベキ事項

第六 指導及査閲

七、各府県内政部(東京都ニアリテハ民政局)及警察部(警視庁ニアリテハ警察部

大阪府ニアリテハ警察部)ハ一休

トナリ各分担ヲ定メ本訓練ノ指導実施ニ当ルモノトシ成ル可ク各救護隊
團ニ関係官ヲ派遣シ訓練実施状況ヲ査閲検討セシムルコト

第七 其ノ他

六、本訓練実施ノ対象タル救護機関ハ防空区療救護対策要綱ニ示セルモノニ
シテ未ダ右要綱ニ依リ整備シ居ラザル市区町村其ノ他ニアリキハ右救護
機関ニ該当スベキモノヲ対象トシテ之ヲ行フコト

五、本訓練ニ要スル費用ハ別ニ之ヲ交付セズ
四、当日防空警報発令ノ場合又ハ当日ノ状況ニ依リテハ本訓練ハ之ヲ行ハザ
ルコト
但シ直近ノ適當ナル日時ニ之ヲ行フコト

別記

傳達書

居住又ハ
就業場所

職名氏名

右者 月 日 時当地区ニ訓練空襲警報発令セラレタル
ニ依リ即刻参集セラレタシ

昭和 年 月 日

何県防空区療救護待機参集訓練

本部長 氏

名 印



厚生省發衛第一〇三号

昭和十九年五月三十一日

厚生省衛生局長

日本医師会長
日本歯科医師会長
日本薬剤師会長 殿

防空医療救護要員待機募集訓練ノ実施ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ別紙ノ通り各地方長官宛通牒相成候処、右訓練実施ニ関シ
テハ各都道府県医師会、歯科医師会及薬剤師会ニ於テ被カスベキ事項多ク
有之候ニ付テハ右御了知、上訓練実施協力方ニ遺憾ナキヲ期セシメラレ度
此ノ故及通牒候也



内第七五二號

昭和十九年七月十三日

厚生大臣官房秘書課長



内務大臣官房人事課長 殿

防空救護並防空衛生ノ事務ニ從事
スル地方職員増員ノ件
標記ノ件ニ關シ別紙ノ趣増員要綱案及送付候條可然御收計相成
度

厚生省

規格 B. 5.

262

裏面白紙

石王名

石	石	石	石	石	石
8	10	15	20	25	30
—	—	—	—	—	—
人	人	人	人	人	人

石王名

—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

秘

昭和十九年度第二般備金支出要求書

内務省

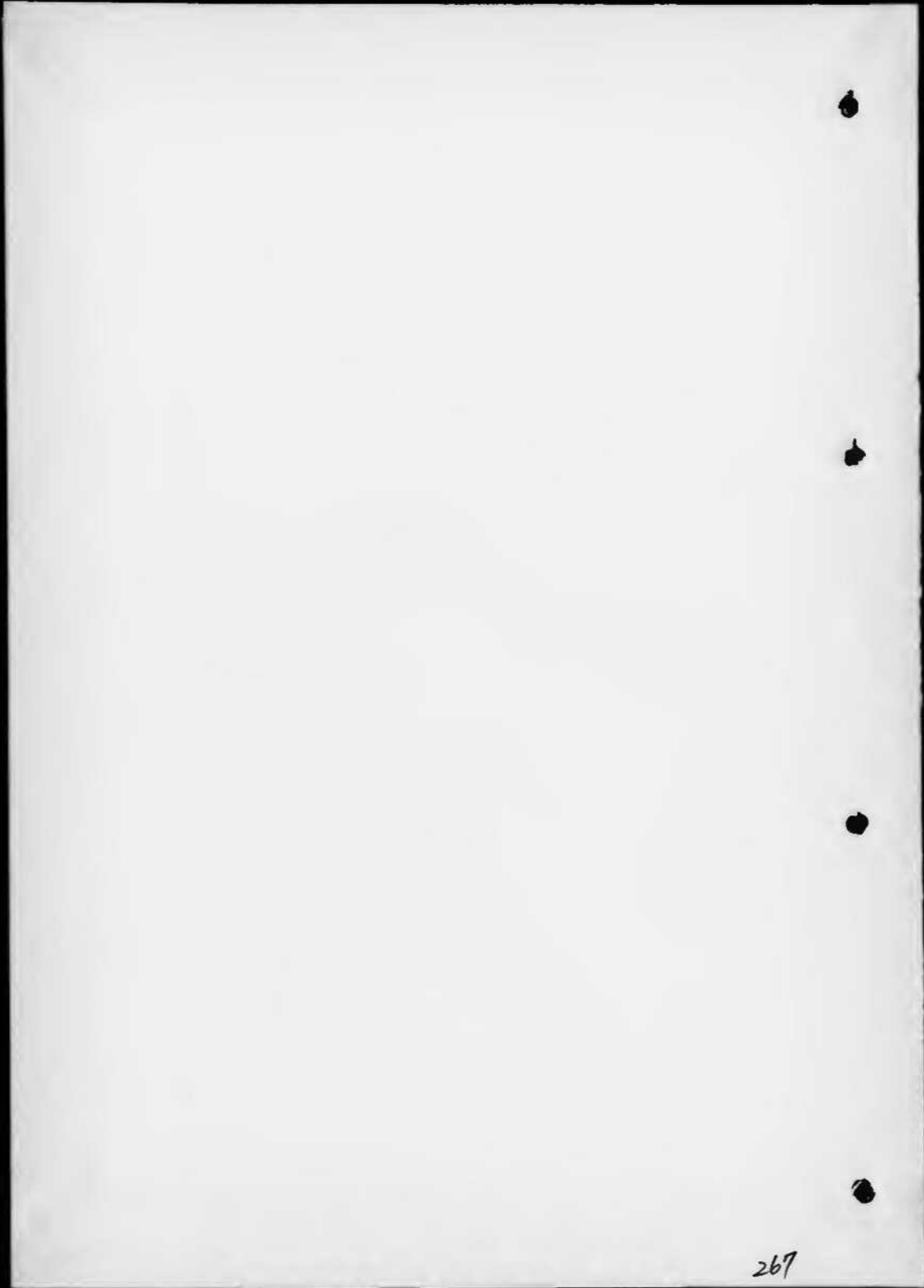
款	項	目	金額	備考
臨時部	防空救護封鎖費	俸給	一、七九〇	内訳別紙
		賃	七九八〇	
		諸給	一、五九八	
		務費	二、五〇〇	
		費	七、一四〇	

事由

本表第一ノ於ケル防空救護防空衛生ノ急務遂テ圖ラムガ爲
ニテ終費支出ヲ要ス



裏
面
白
紙



267

